

2-3467  
5

720  
925-125  
291.75  
W-29

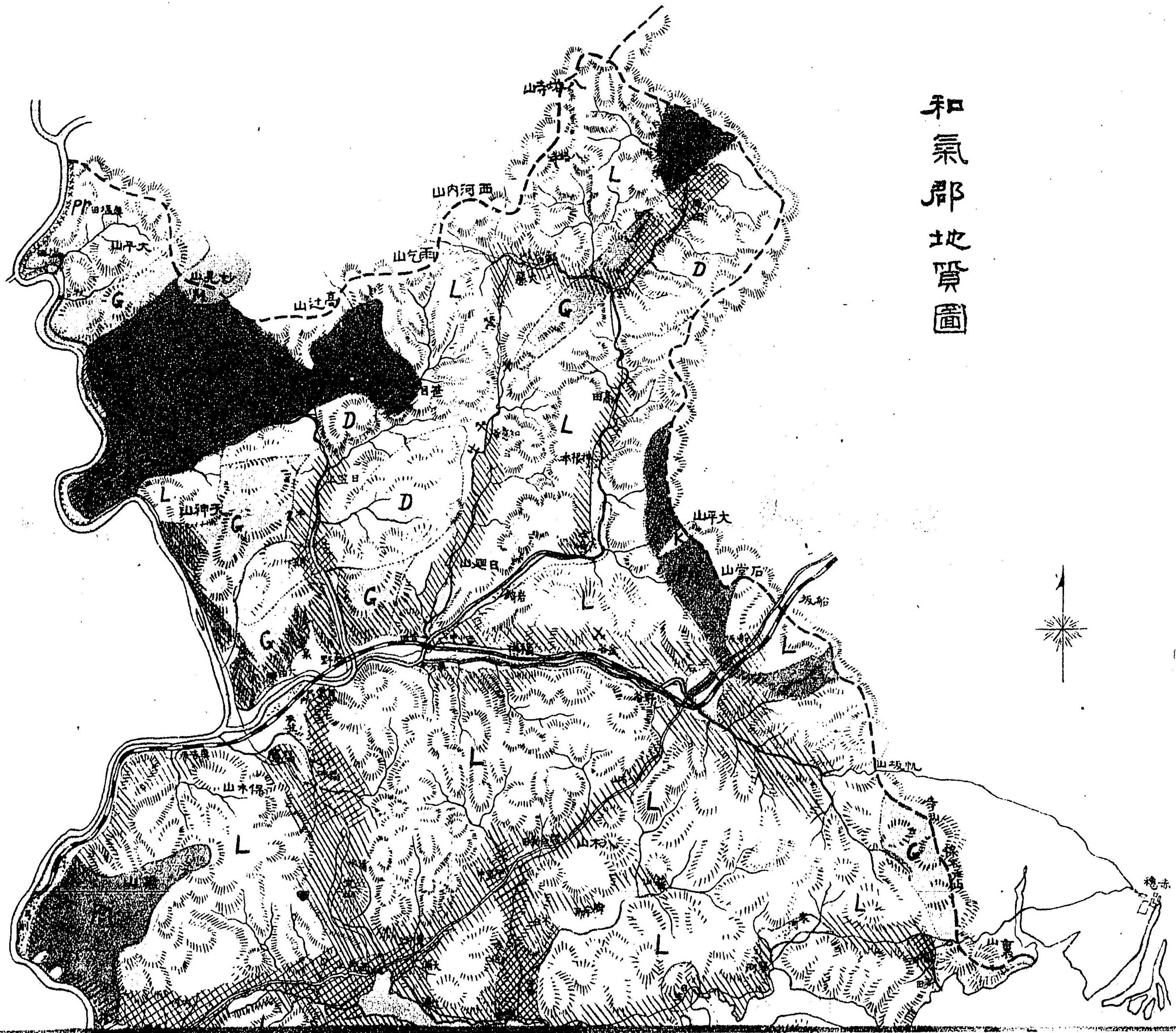


# 和氣郡誌

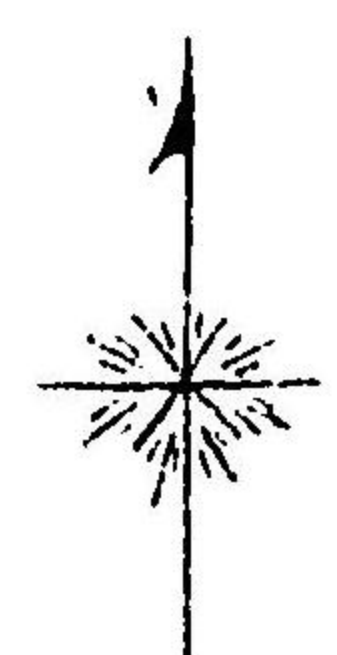
前東京帝國文學大學  
史料編纂員從七位 沼田賴輔校閱  
私立和氣郡教育會編纂

全  
明治  
42 12 22  
自刊

# 和氣郡地質圖



碎質壤土 (秩父古生層)	石英粗面岩	碎質壤土 (秩父古生層)	石灰岩
壤質礫土 (閃綠岩)	壤 (花崗岩)	砂質壤土 (花崗岩)	秩父古生層
粒狀安山岩	砂土 (第四紀新層)	礫 第四紀新層	閃綠岩
中生	砂質 (第四紀)	壤質 (第四紀)	碎質 (第四紀)





### 和氣郡誌序

輒近、郡誌の編纂せらるゝもの鮮からず。而してその記事、最も要を得、体裁頗る備はるもの、蓋、和氣郡誌の右に出づるものなかるべし。聞くこの書、編纂に着手せられしより、年を閲すること七星霜、人を勞すること幾十人、さればこの書の今日ある、寧、當然の結果なりといふべし。今や稿、方に脱し、これを活刷に附せんとし、序を余に需めらる。余、かつてこの書を開く探討の徧く到り、研究善く悉くせるを觀て、深く編纂員諸君の勞を偉せりき。今、その出版を聞くに及びて、この書が音に教育上裨益することの、極めて大なるのみならず、又、將來、郡誌編纂の好模範を示すことを思ひ、喜び禁せざるものあり。豈、不文を以つて辭すべけんや。因つて一言を卷首に題す。

戊申臘月十三日

前東京帝國文科大学史料編纂員

從七位 沼田頼輔識す

## 和氣郡誌編纂事歴

我が奈良の朝、五畿七道に勅して、始めて風土記を撰進せしめ給ふこと、遠く千  
 百余年の古昔に在り。而して今の今日に存するもの、僅に常陸、出雲、播磨等の  
 數篇に過ぎず。しかもこの殘存の舊記が、語部のろの如く、吾人に古を語りたる  
 こと幾何ぞや。吾人に今を教へたるもい幾何ぞや。片々たる地方の一風土記、千  
 歳の下、考古の史眼を照し、また等閑に附すべからざるなり。本會かこの郡誌編  
 纂の趣旨も、またこゝに在り。唯、此の一小著の其目的を達するにこれ足らざる  
 を、唯、憾とするのみ。

回顧すれば、この編纂に着手せしは、今より七年前、即ち明治三十六年五月にあ  
 り。當時、縣下の諸郡またこの舉あり。起稿相繼ぎ、既に剞劂に附せしもの、二三  
 に止らず。本會も亦、夙に此の必要を感じたりしも、未だ着手する能はざりき。  
 時の本會長武用宗之次君、遂に案を發し、郡會の補助を得て、いよ／＼着手する  
 事となるや。直に本會員佐藤傳留太片尾章之丞二君を編纂委員とし、櫻間信治君

を書記とし、地方材料取調委員を左の諸君に囑托せり。

熊山村	新置觀信君	鶴山村	松田松太郎君
香登村	野崎三省君	松田忠治君	
伊部村	宗友重高君	石黒定太郎君	
片上町	墨江清七君	伊里村	三村剛君
日生町	大岩佐五郎君	福河村	水利新五郎君
三石町	高取卓藏君	三國村	三木治太郎君
神根村	久次吉郎治君	日笠村	田中市治君
本莊村	大國可平治君	藤野村	仲原鹿太郎君
英保村	万波民次君	和氣町	武本友三君
山田村	杉本善吉君	鹽田村	金田藻美君
		岡本清次郎君	

斯くて同年十月より着手し、年を越えて第一回の稿を脱するを得たり。然れども  
 尙、意に満たざる所あるを以て、更に第二回の大改訂に従事せり。而して明治三  
 十七年六月に至り、武用會長御津那視學として轉任あり。新會長谷源三郎君、そ  
 の後をうけ、此の事業を監督し、以て今日に至れり。この際、佐藤片尾櫻間三君

もまた、東西に分離し、南北に隔居する事となり、其の不便言ふべからず。明治三十九年三月に至り、佐藤君休職上京の事あり。繼で櫻間君、岡山縣師範學校入學の事あり。片尾君唯一人となりしため、事業の進捗を害せしこと尠からざりしか、明治四十年、顯考清一君に書記を囑托し、遂に第二回の稿を脱し、岡山なる沼田頼輔先生に校閲を請ひしに、先生は懇篤なる指導と、有益なる材料と奨励の辭とを與へられしを以て、更に第三回の大改訂を行ふ事となれり。明治四十一年四月に至り顯考君も亦、岡山縣師範學校入學の事あり。愈、其不便を加へしも、同年十月、遂に其稿を脱し、再び先生の校閲を請ひ、其後尙再三改訂して、遂に此の冊子を見るに至れり。一小冊子の編纂としては、少からぬ歳月を有したりしと雖も、編者は皆、業務の餘暇を以て之に當り、加ふるに各自境遇上の變動、一再ならず。波瀾屈折、思はぬ困難に遭遇せしこと屢なりき。然れども能く、之の困難を排し、得たるは、本會のため慶すべきなり。特に武用前會長、及谷會長の絶えず監督注意の責を盡されしこと、沼田先生の懇篤なる示教と精細なる校閲の賜

と編纂委員及び書記諸君が多年の勞作と地方取調委員諸君の盡力とは茲に特筆大書して、本會の深く感謝する所なり。尙本郡役所諸賢の編纂の勞を分ち、有益なる材料と、注意を與へられ、就中政治、勸業、産物等の諸篇に負ふ所、多きと。大森明雄君の周到なる注意を與へられたること及び補正の勞をわかれたること、日笠圭一君の精細なる本郡地圖一葉を製して贈られたること、高原敬肅君の衛生、人情風俗等の篇に於て補助を與へられたることとは。また感謝して永く忘れざる所なり。其他陰に陽に、直接間接に、この事業を補助せられし諸君あげていふべからず。本誌の成る豈に偶然ならんや。實に諸賢助成の賜なり。

本誌は唯これ一小冊子のみ。載する所は一郡の治亂興亡の跡、地理、山川、名勝、舊蹟、生業、産物、人情、風俗等の如何に關する小問題、小事件を羅列せるのみ。然れども潺々たる溪澗の水の渺茫たる大海に通ずる如く、一斑を推して全班を知り、一隅をあげて、他の三隅を知り得べきか如く、中央の大事件の餘波は、遠く地方の小事件となりて現れ、地方の一小問題は、多く中央の大問題と相關聯

す。故に之を探究するに從ひ、根底愈々深く、枝葉益繁く、疑從て生じ、其底止する所を知らず。之が正確を期すれば、其困難大地誌を撰修すると、また擇む所なかるべし。實に容易の業にあらず。今本誌は僅に其一部を成せしのみ。猶缺漏多く、誤謬少からざるべければ、到底杜撰の譏を免るべからず。希くは更に大方の示教と、後來の増補改訂を得て、千歳の下、かの青丹よし奈良の古風土記の如く、天下後世に萬一の功あらしめんこと、これ本會の深く希望する所なり。本誌の稿成るに當り、其編纂の事歴を述べ、併せて本誌編纂に力を盡したまひし諸賢の勞を謝す。

明治四十二年五月十九日

私立和氣郡教育會

### 緒言

一、和氣郡誌一篇今や成る。回想すれば明治三十六年五月、この編纂に着手せし以來、多くの歳月を閲せり。其間本文は勿論、諸統計表の如きも、改訂し得べきものは可及的、舊を捨てて新につくの主義を以てせしかば、遂に全年月の下に、悉く之を集成することを得ず。極めて不統一の觀を呈するに至りしは、甚だ遺憾なれども、亦、止むを得ざるに出でしなり。

二、本誌は資料の蒐集に最も力を致せしを以て、文章の推敲に多くの時を費すことを得ず。従て誤字、脱字、或は文法上の誤謬、行文の晦澁を免れ難きもの多かるべし。尙、起稿は、もと一人の手に成らざりしを以て、文体稍々其趣を異にする所あり。脱稿後、之が統一訂正をはかりしと雖も、遂に杜撰の譏を免れざるべし。

三、編輯者の寡聞淺見に加ふるに、實地踏査の暇なく、探訪周密ならざりしため、事實の上に於ても亦或は重要な事項を逸し、或は大なる誤謬あるべきを思ひ、深く自ら恥づる所あり。殊に我讀者諸彦が、日常親しく目嗜熟知せらるる、

郷土誌の誤謬を發見することは、尤も容易なるを以て、出版の曉、或は本誌が毎紙面、皆誤謬を以て滿され、編纂依托の囑望に背き其責をのがるに途なきことを恐る。尙、編纂は各町村委員諸君が、調査提供せられし資料を根據として、起稿せしと雖も、また編者が獨斷を以て改訂せしもの、又はその以外に増補せしもの多く、各町村記事の精粗、比較、輕重の當を失せしもの少からざるべし。希くは今後更に大方の教を垂れたまひ、本誌を完成せしめられんことを祈る。

四、ごまれかくまれ、比較的分量多き本誌の出版を見るに至りし所以のものは、沼田先生を始め、其他諸賢が熱心懇篤なる援助の賜なり。謹てこゝに之を謝す。

五、最後に、この事業進捗せざりしため、出版期日、遷延、今日に及び、怠慢の罪を謝す。

明治四十二年五月十九日

編者識

摺筆の日によめる

汲みくめどかる、ことなしこは淺き

山の井なれど海に通へば。

(編者)

# 和氣郡誌目次

## 第一篇

第一章	位置形勢	自三頁
第二章	氣候	自一〇頁
	温度—雨雪量—風位	
第三章	地質及土性	自一五頁
	花崗岩地及土性—石英粗面岩地及土性—閃綠岩地及土性—秩父古生層地及土性—第四紀古層地及土性—第四紀新層地及土性—石灰岩	
第四章	土地	自二一頁
	田—畑—宅地—山林—原野	
第五章	山川	自二二頁
	諸山—河流—吉井川—金剛川其他	
	瀑布—三級滝—日暮滝—深谷滝—黃谷滝—大滝—水引滝—平見が滝—成佛の滝—落合滝—白滝—西の谷滝	
第六章	池	自四八頁
	溜池—溝渠—名稱及流程	至六五頁



第七章

港 灣

片上灣―片上港―久々井灣―穂浪灣―難田港―日生灣―日生港―大  
多府港―寒河港―入電港―九艘泊―中日生港

自六五頁  
至七〇頁

第八章

島

梶島―鹿久居島―頭島―大多府島―鶴島―曾島―鴻島―取揚島―及  
沿革

自七〇頁  
至七三頁

第九章

鑛 山

經鑛山―和氣鑛山―三國鑛山―金山銀山―龍徳鑛山―成道鑛山―金  
谷鑛山―蠟石山―  
鑛泉―三石冷泉

自七三頁  
至七八頁

第十章

名勝舊蹟

名勝―臥龍松―御前濱―方嵐園―大瀧山瀑布―深谷瀑布―和岐野  
の里

自七八頁  
至一四六頁

城址―熊山城址―城山城址―富田松城址―茶臼山城址―三石城址―  
東山城址―飯盛山城址―古城山址―青山城址―北浦山城址―  
大坊山城址―北山城址―次笠山城址―北曾根古城山址―天神  
山城址―茶臼山城址―北山方城址  
陶器窯跡―茶屋々敷址―深谷御番所―入電池―首切島―宮崎

―御前岩―夷社―市倉山寺址―和氣の關址―船坂の古蹟―  
宿―人目河原古戰場―慶連山遠久寺址―黒澤山滿願寺址―恩  
徳山寺址―明石有近の宅地―皇屋敷―御輿塚―神の上山―津  
田屋敷―和氣御番所―和氣渡―益原の三大寺―津田屋敷―鉄  
砲の壇―芝堤―二坂山願成寺址―高野瀬―上の坊―尾寺山法  
藏寺址

墳墓及石碑―池田家墳墓―浦上村宗の墓―高橋野尻兩氏の墓―野尻

一利夫妻の墓―  
熊澤善山の隠居所―五輪の塔―和氣清麿の墓―と稱するもの  
―首塚―千人墓―兒か塚―五輪社―姫君生寄の地―日笠牛之  
介の墓―日笠嘉左衛門の墓―延原彈正の墓―日笠彈正の墓―  
津田永忠一家の墓―大覺大僧正題目石―六孫王の碑―浦上與  
次郎の墓―延原八郎左衛門の墓―安達修理助の墓―夏栗太郎  
兵衛宗清の墓―佐分利家の古墓―山伏谷の土窟―國界の石塚  
及土手―駒ヶ嶽の石跡―火の穴―大師池―赤松次郎次郎紀念  
碑―息游軒遺址碑―井田村の碑―萩原玄次郎の碑―吉栖澤次  
の碑―万波翁紀念碑―田村中村二氏の紀念碑―和氣清麿公の  
碑―佐分利勘四郎の碑―日室村石梁の碑

第二篇

第一章 和氣郡沿革

第二章 町村沿革……………自一四九頁  
附本郡那莊保一覽表……………至一七二頁

第三章 政治附官衙公署……………自一七一頁  
和氣郡役所―町村役場―和氣警察署―巡查駐在所―片上小林區署―  
片上區裁判所―全和氣出張所―町村會議員―郡會議員―縣會議員―  
衆議院議員……………至二〇四頁

第四章 戸口……………自二〇四頁  
戸數人口―本籍人口族籍別―各町村人口出入―各町村大字戸數人口……………至二二二頁

第五章 財政……………自二二二頁  
租稅負擔表―各町村歲入歲出―各町村有財產―共有財產―各町村負債―  
町村費意納處分表―積立金規定……………至二三一頁

第六章 兵事……………自二六一頁  
各町村陸海軍人員―全徵兵人員―全現役准士官以上取調表―在郷軍  
人表―赤十字社員―愛國婦人會―海員接濟會員―日露戰役記事―  
金鷄勳章受領者―日露戰役戰死者……………至二六〇頁

第七章 教育……………自二六〇頁  
小學校一覽表―全在籍及出席兒童歩合―就學不就學―小學校教……………至三四一頁

第八章 衛生……………自三四一頁  
傳染病患者表―全癩病合―醫師―看護婦―產婆―醫師會及沿革―衛生  
規約……………至三四四頁  
員―教育費負擔額―小學校基本財産―壯丁体格表―全職業教育及學  
力試驗表―私立和氣郡教育會―私立中學閑谷嶺―講堂―聖廟―閑谷  
神社―椿山―黃葉亭―閑谷餘韻―閑谷嶺沿革誌……………至三五四頁

第九章 勸業……………自三五四頁  
事業及規程―和氣郡農會―畜産の狀況及規程―町村農會及規程―全  
經費―農業獎勵に關する件―米穀検査―水産業の狀況―植林の狀況  
―植樹表……………至四二六頁

第十章 生業……………自四二六頁  
生業戸口―農業―工業―商業―漁業……………至四三四頁

第十一章 産物……………自四三四頁  
米作反別及産額―麥作全上―其他作物全上―蚕糸―製紙―鹽表類―  
水産物―餅炭―家畜―搾乳―屠牛―陶器―煉瓦―瓦……………至四六六頁  
附記―和氣絹―返魂丹―伊部陶器記事―閑谷燒……………至四六六頁

第十二章 運輸交通……………自四六六頁  
山陽鐵道及輸出入表―道路―橋梁―渡場―道路沿革―航路―舟運……………至四六六頁

船舶—郵便—電信—電話—附市街地

○十四

### 第十三章

#### 會社工場銀行

自四六七頁

諸工場并諸會社表—全上滑草狀況—三石耐火煉瓦株式會社—加藤耐火煉瓦製造所—大坂石筆合資會社—三石出張所—三石クレー—會社—伊部陶器株式會社—備前陶器株式會社—和氣銀行

### 第十四章

#### 宗教附神社及寺院

自四七六頁

宗教、神社—熊山神社—熊山村八幡宮—全八幡宮—全御之米神社—香登村大内神社—全石長姫神社—全天神社—全大瀧神社—全油瀧神社—全姫神社—片上町宇佐八幡宮—全惠美須神社—伊里村閑谷神社—全石立神社—全天神社—全福神社—全天神社—日生町春日神社—福河村八幡宮—全富士神社—福浦八幡宮—三石町鏡石神社—全三石神社—全八幡宮—英保村天神社—全八幡宮—全春日神社—全荒神社—全金彦神社—神根村八幡宮—全伊勢神社—全素蓋鳴神社—全神根神社—三國村瀧谷神社—全八幡宮—全日吉神社—全山神社—全熊野神社—全岩戸神社—日笠村長田神社—藤野村由加神社—本莊村八幡宮—全水行谷神社—全素蓋鳴神社—山田村—天之石門別神社—全八幡宮—檀田村御崎神社—全素蓋鳴神社—全天津神社  
寺院—熊山村帝釋山靈山寺、全東光山藥王寺—香登村大瀧山福生寺—伊部村小幡山長法寺—全淨光山妙國寺—片上町御瀧山眞光寺—全潮光山正覺寺—常照山法鏡寺—伊里村日光山千手院正樂寺—虎溪

### 第十五章

#### 古文書寶物

自五四七頁

古文書九十一通—卷物五卷—書籍十四部—寶物、軸物三十種—雜十二種

### 第十六章

#### 人物

自六〇五頁

武元登々庵—武元君立—松島省彌—西徹山—川崎田豆雄—正宗雅致—正宗直胤—萩原玉芝—中村教則—中村常次郎—中村留柯—小橋陶復—萩原玄次郎—万波芳二郎—大森孫九郎—赤松次郎次郎—佐分利勘四郎—夏栗宗清—原方平—明石文中—加門篤—吉兵衛—西谷鹿吉—小西和三五郎—馬場愛吉—喜三郎—堀元那遠—延本由規—西野興之吉—一坪野與—神子某の妻—宗谷四ッ郎—和氣清隆—和氣廣世—和氣眞綱—和氣仲世—和氣時雨—和氣眞臣—和氣秀成—和氣廣龜—兒島高徳—和氣季經—備前平四郎—伊東大和次郎—浦上宗景—浦上村宗—浦上宗助—熊澤番山—津田永忠—山田方谷

○十五

第十七章 人情風俗

年中行事—冠婚葬祭の慣例—方言—俗語—和氣郡地理唱歌

第十八章 天災地變

以上

# 和氣郡誌

## 第一編

### 第一章

#### 位置形勢

真金吹く吉備の美知乃久知の一角、山秀で水清き天地あり。之をうまし我和氣の郡となす。東は播磨國赤穂、佐用の二郡に接し、北は美作國英田、勝田の兩郡に界し、西は吉井川を隔て、赤磐郡に對し、南は西部邑久郡に連り、東部、海に臨む、東西六里八町、南北六里三十町、周圍四十里餘、面積二十三方里、戶數八千六百二十八、人口四万二千七百七十九を有し、一郡を四町十四箇村に分ち、其郡役所を和氣町に置く、地勢は東北より漸次、西南に低下すと雖、其高低一ならずして、山地多く平野少し、東北は舟阪山、八塔寺山、妙見山の連峯圍繞し、西南は熊山の高嶺聳む、其脈東に走りて、本郡を南北兩部に分てり。其間、諸山蜿蜒起伏の狀を爲す。之を構成する地質は花崗岩、石英粗面岩、閃綠岩、秩父古生層、第四紀古層及新層石灰岩等とす。

吉井川洋々として郡の西端を流れ以て赤磐郡と境を分ち、金剛川は北部の平野を西流して、和氣町に至り、吉井川に入る。之に會するものに船阪川、日笠川、八塔寺川あり。其他、南部に伊里川等あれども、重に灌漑

に供するものにして、舟運の便あるものなし。

南部の海岸は、脚灣出入し、鋸齒の状をなす。群島甚布星列し、風光明媚なるあり、港灣を有するあり、其大なるものを鹿久居島となす。其外、大多府島、鶴島、頭島、竹島、鴻島、梶島等あり。

民業をわくれば、概して東北郡山間の民は樵業を營み、生活を薪炭に仰ぐもの多く、南部の海岸は漁業を専らとし、中央部は農稼多く、交通頻繁なる地方には、多く商業を營めり。

山陽國道は播磨、備前の國境なる舟阪山より、郡の南部を貫き、三石、伊里、片上、伊部、香登を経て邑久及上道の二郡に通ず。片上町より一條の縣道津山往來あり。國道より分岐して北に向ひ、和氣町を経て、吉井川に沿ひ、美作國に入り、津山に通ず。

山陽鐵道は郡の東方、舟阪山の隧道（長さ三千七百三十三呎）を通り、三石停車場に出で、西下して吉永停車場を過ぎ、金剛川の鐵橋を渡り、和氣停車場に至り、熊山の麓に沿ひ、吉井川に架設したる鐵橋（千五百四呎）を越ゆ、赤磐郡に入り萬富驛に至る、以て西部諸國と交通すべし。

本郡に於て人家分布の状を見るに、概ね各所に点在して、各、小部落をなせり。是生活上各便宜なる地を撰びたる爲ならん。其中、稠密にして市街の状を呈せるものは和氣、片上、香登、三石、日生、伊部の六ヶ町村なり。

之を要するに本郡人民の資産の、他に比して卓越せるなく、人口稠密ならずと雖も、土地面積甚しく狭少なりと謂ふを得ず。自然の形勢により山岳、平野、海岸、河岸の各地方を有するを以て、産物の如き、人民生活

活狀態の如き、多種多様にして、はた、多趣なり。山地多しと雖も鐵道、々路の東西に亘り、南北に通ずるあり。甚だしく交通を妨ぐるに至らず。且、夙に東西交通の要路に當れるを以て、世運の發達進歩に遅れず、彼我の交渉繁く、幾多多趣にして興味ある歴史を生み出せり。従つて名勝舊蹟の如きも、縣下の名勝として、はた國家の舊蹟として、擧ぐるに足るものなしとせず。本郡誌料に乏しからざる、これ一は夙に交通の要路に當りし人爲の賜により、一は山秀で水清く自然の形勝の地たりし、天然の賜とに、因ると謂ふべきなり。

## 第二章

### 氣候

本郡の地勢たる、漸次南方に低下し、北に一帶の山脈あり。南の一部、海に瀕するを以て、氣候概して、溫暖なりといふを得べし。然れども、南北多少、其の度を異にするは、必然の理にして、尙、同緯度と雖も、町村の形勢、山海の位置、土地の高低、降雨の多少、風の方向等によりて、同町村にも、亦、多少の差異あるを免れず。故に、一々、各町村につきて、茲に詳説し難きものあり。因て、今、本郡氣象觀測地の、氣象一般をあげ、其の全般を推さんとする。

本郡觀測所在地、

觀測所在地	緯度	經度	時差	創業年月
西片上	34° 35' N	133° 21' E	2時間15分	明治25年

和	石	氣
三	三	三
五	五	五
二	二	二
一	一	一

「備考」經度は、英國蘇威の東經を示す。時差は中央標準時の較差にして、則ち地方時に之を加ふれば、中央標準時を得るものなり。

一 温 度

本縣下、明治三十五年に於て、最暖は玉島一七、六、最寒は勝山一二、四にして、平均温度は一六、五なり。同年、本郡に於ける最暖は、八月の二七、五にして、最寒は一月の四、四、なり。即ち、平均温度は一六、六余にして、本縣平均温度より、暖なること〇、一余なり。(度は攝氏を用ゆ、)

左に同年、本郡各町村に於ける、温度観測の一般をあげて、各地の温度を示せり。而して、一ヶ年間、最暖平均温度三二、八、最寒平均温度四、五にして、其の差異の最も甚しきは、本莊村三三、四にして、尤も少きは、熊山村の二二、一なり。而して、一郡温度平均差違は二七、九に當れり。

各町村温度表

各町村名	一年間最暖	一年間最寒	差	違	各町村名	一年間最暖	一年間最寒	差	違
伊 熊	三二、八	三、七	二九、一	三、三	伊 片	三二、八	三、七	二九、一	三、三
部 山	三二、八	三、七	二九、一	三、三	里 上	三二、八	三、七	二九、一	三、三

日 神 三 三 福	笠 根 國 石 河	平 山 本 藤	均 田 田 莊 野
三二、八	三二、八	三二、八	三二、八
三、七	三、七	三、七	三、七
二九、一	二九、一	二九、一	二九、一
三、三	三、三	三、三	三、三

最近五ヶ年間温度表

観測年観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
明治三十一年西片上	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
三十二年西片上	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
三十三年西片上	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
三十四年和氣	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七
三十五年和氣	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七	三、七

「備考」毎日午前十時、一回観測の全月平均にして、度目は攝氏を用ひ、(、)を以て度位を示し、欠測は縦線を付す。

二 雨 雪 量

明治三十五年、西片上に於て、雨雪の最多量は、五月の一七九糎二にて、最少は一月の一二糎一(平均量不明)なり。和氣に於て、最多量は八月三一、一、糎七、最少量は二月の一〇糎五にして、一月平均量一二、三

なり。三石に於て、最多量は八月の三一三三三三、最少量は二月の一、三にして一月平均量一二二、二なり。  
最近五ヶ年間雨雪量表

観測年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
三十一年	西片上	六六、八	四九、九	四三、四	一、六	一八六、七	一八九、二	八五、七	一〇〇、五	二二九、九	二二、八	一四三、〇	五九、九	一二三、九
三十二年	西片上	三〇、五	七、七	六六、五	一一〇、〇	一、一	一、一	一九四、〇	一、一	三〇、八	七三、五	三〇、五	五七、五	
三十三年	西片上	三三、九	二二、七	三三、七	一九二、九	一〇六、六	△	一一〇、二	一一、一	一、一	△	一、一	一、一	
全	年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十四年	西片上	九八、一	二二、二	(1)	一、一	六三、七	八五、一	一七一、五	一〇、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	
全	年	七、八	一一、九	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十五年	西片上	二二、一	△	△	八八、一	八八、一	△	二二、二	一三三、九	二二、二	一、一	一、一	一、一	
全	年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十五年	西片上	一七、七	一〇、五	八八、八	一三三、八	一三〇、八	一七〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	
全	年	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
全	年	三三、五	一一、三	九六、八	一三五、九	一三〇、三	一七〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	一三〇、九	

「備考」午前十時観測、(△)は耗、△は疑しきもの、一は欠測、○は欠測回数、一耗は曲尺三厘三毛にして、若し降雨量一耗ありし時は、面積一坪に對して、一升八合三勺二才の水を注ぎたるに等し。  
最近五ヶ年間一日雨雪最多量各月別表

観測年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
三十一年	治西片上	一九、二	一九、〇	二二、六	二、三	四七、七	六三、六	一、二	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
三十二年	西片上	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十三年	西片上	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十四年	西片上	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十五年	西片上	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	

観測年	観測地	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
三十二年	西片上	廿八日	十五日	十五日	廿一日	三十日	廿一日	九日	二十日	六日	十一日	十七日	七月九日	
三十三年	西片上	廿八日	二日	廿一日	十一日	二日	七	二十日	二十日	六日	六日	六日	六日	
三十三年	和氣	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	
三十四年	西片上	四	二日	一、一	四	四	三十日	八日	廿一日	八日	八日	廿五日	六月廿五日	
三十四年	和氣	四	二日	一、一	四	四	三十日	八日	廿一日	八日	八日	廿五日	六月廿五日	
三十五年	西片上	廿一日	一、一	廿一日	十八日	十五日	廿三日	十九日	十日	廿八日	二日	一日	八月十日	
三十五年	和氣	廿一日	一、一	廿一日	十八日	十五日	廿三日	十九日	十日	廿八日	二日	一日	八月十日	
三十五年	三石	廿一日	一、一	廿一日	十八日	十五日	廿三日	十九日	十日	廿八日	二日	一日	八月十日	

本郡、和氣、片上、三石の三所に於て、最近五ヶ年間、霜雪降期の初日中、尤も早きは十一月二十八日にして、尤も遅きは一月七日なり。尚、終日の尤も早きは、二月二十五日にして、尤も遅きは四月十一日なり。而して、始終間の尤も長きは、百三十五日間に於て、尤も短きは六十四日間なり。  
全上三所に於て、結霜初日の尤も早きは、十月二十六日、尤も遅きは、十一月十六日にして、終日の尤も早きは三月十九日、尤も遅きは五月十三日なり。而して、始終の間、尤も長きは、百七十七日にして、尤も短きは百四十七日なり。

霜は各地毎年見ざるごとくなく、作物等其の害を蒙ること多し。降雪は十二、一、二、三、の四ヶ月間に多し。年によりて見ざることもあり。其の積ること二三寸より、多きは七八寸にのぼることあり。尺以上にのぼることは稀なり。

最近五ヶ年間霜雪表

年	雪			霜		
	初日	終日	始終間	初日	終日	始終間
三十一年 西片上	三月十五日	三月廿一日	九十七日	三月廿一日	十一月一日	四月廿六日
三十二年 全	三月廿一日	三月十二日	八十二日	翌一月七日	三月十二日	四月十一日
三十三年 全	一月七日	三月卅一日	六十四日	十二月八日	十月廿四日	三月十九日
全 年 和 氣				十二月八日		百四十七日
三十四年 西片上	十二月八日	二月廿五日	八十日		四月十四日	十月十六日
全 年 和 氣	十二月八日	三月十二日	九十五日	二月十六日	四月二日	百六十九日
全 年 三 石	十二月八日	三月十七日	百		五月十三日	三月廿六日
三十五年 西片上		四月十一日		十二月廿八日		三月廿六日
全 年 和 氣		四月十日		十二月廿五日		十一月八日
全 年 三 石	十二月廿八日	四月十一日	百卅五日	十二月廿五日	十一月八日	百五十八日
全 年 和 氣				十月廿六日	四月十四日	百七十一日
全 年 三 石				十月廿六日	四月十四日	百七十一日

四 風 位

本郡一年間の風位は、月により、日により、各所に於て、多少の差違あれども、概して最多風位は、春は東

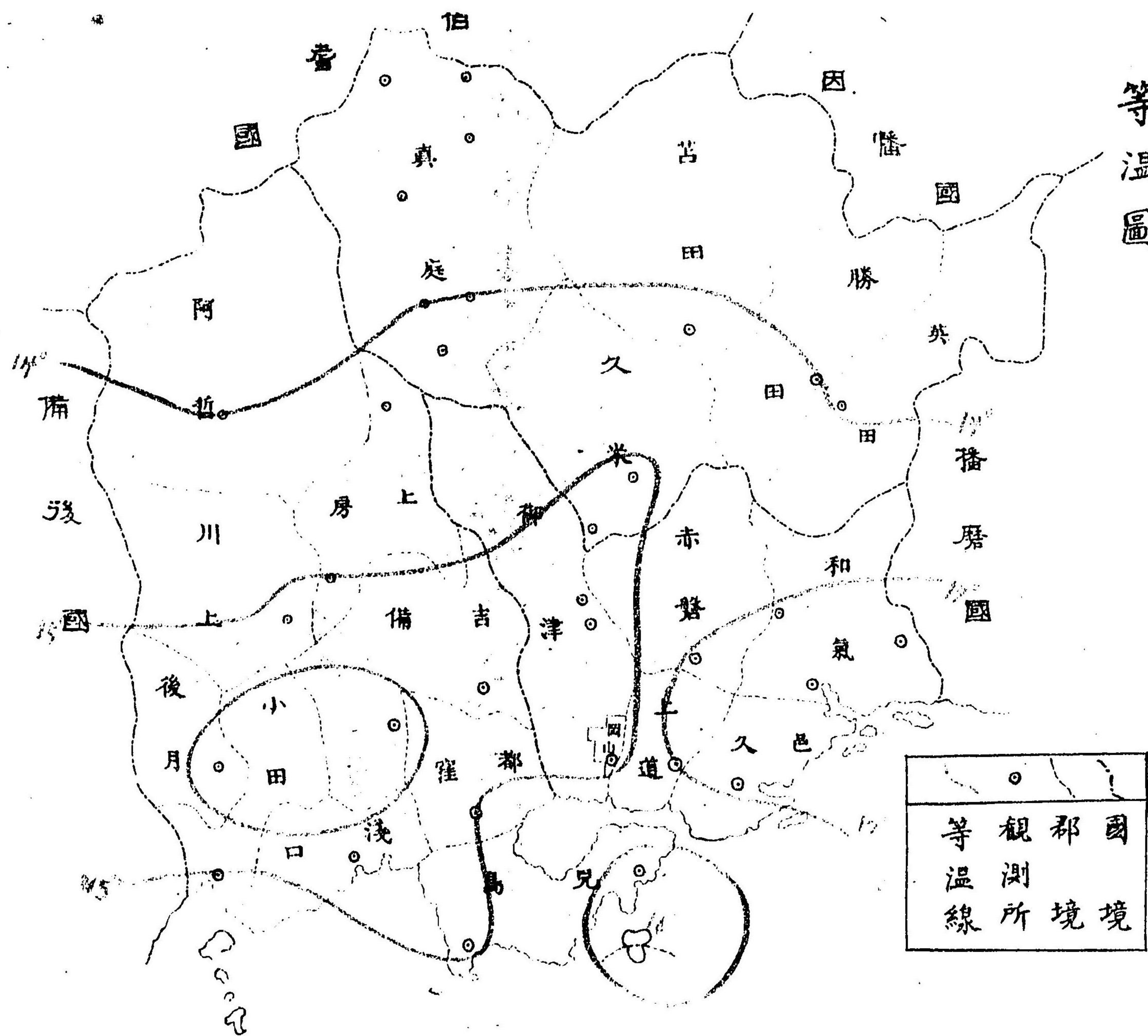
南風、夏は南風、秋は西又は西南風、冬は北風多しとす。

最 多 風 位 表

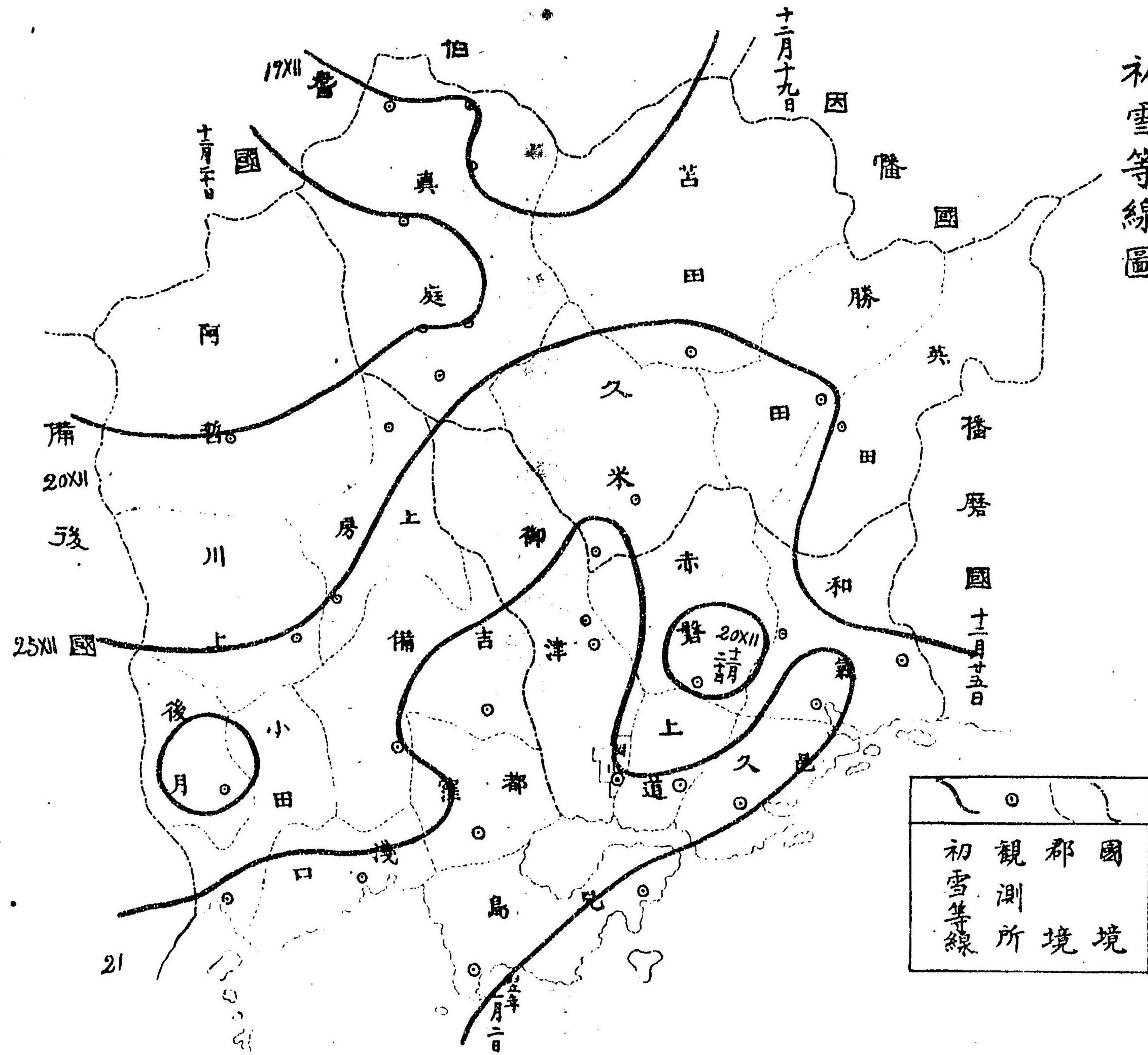
年	観測地											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十一年 西片上	南西	南東	南	南	南	南東	南東	南	南東	南東	北東	南西
三十二年 全	南西	南西	南東	南東	南東	南東	南東	南	南	南西	北西	南西
三十三年 全	北西	西	北西	南	南東	南	南	西南	南	南	北	北
全 年 和 氣				南東	南	南	南	西南	南	北	北	



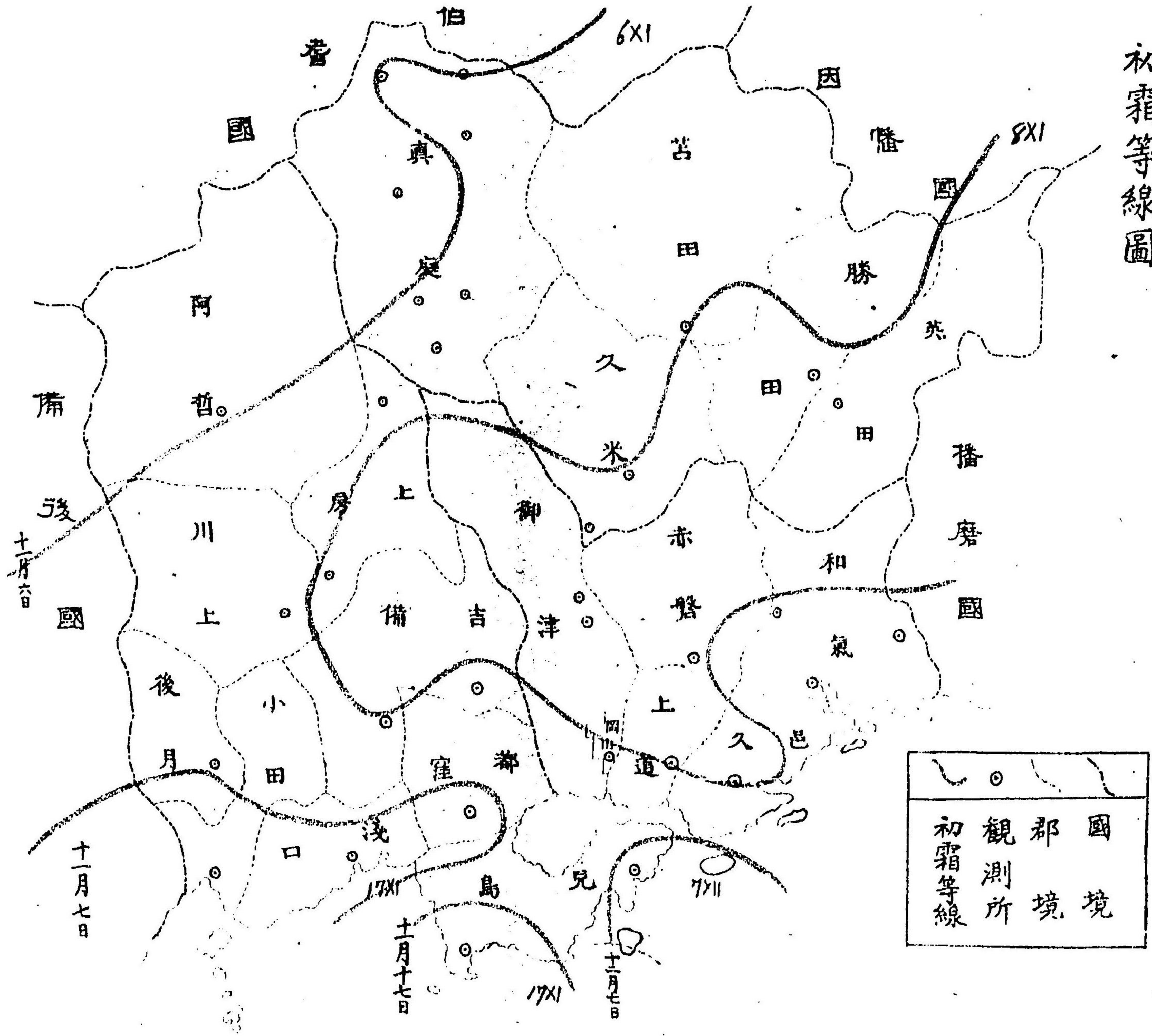
等温圖



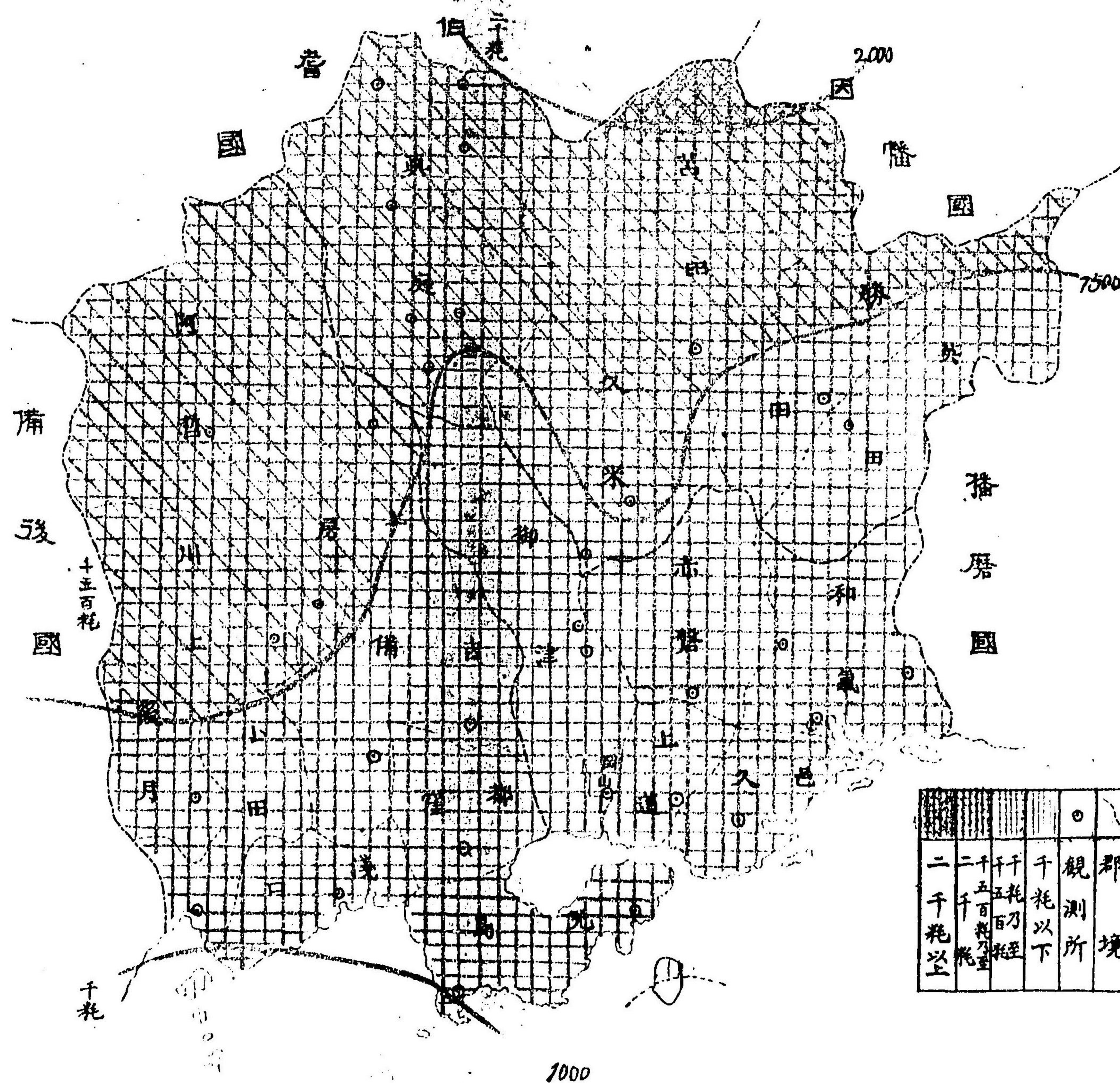
初雪等線圖



# 初霜等線圖



降水量配布圖



二千兆空	二千五百兆	二千五百兆	千兆以下	觀測所	郡境	國境

1000

### 第三章

#### 地質及び土性

水火両性岩石の分體解破し、土壤に變生せらる、は、理學的、及び化學的の作用に、起原するものにして、其の原因の重なるものは、温度の變化、大氣、水、動植物の作用等に歸するが如し。而して、岩石分體解破の程度、素より一様ならず。母岩、及び地質の類別に従ひ、又、種々の土質を生ず。即ち、地質濃厚なるものより、砂礫の輕鬆なるものに至り、壤質、礫質、砂質、地質等の種類を生ずるに至る。

#### 一 花崗岩地及び土性

本縣に於て、花崗岩の露出地は、頗る廣大にして、殆んど面積三分の一強を占め、各部通して顯出せざる所なし。本郡に於ては、三國村字下畑より、全村字大俣を過ぎ、神根村和意谷の北方に於て、石英粗面岩に截斷せられ、又、日笠村岸野の南方より顯れて南し、全村木倉と天神山との間を過ぎ、和氣町より東方に廻り、藤野村大田原藤野を過ぎ、奴久谷に於て石英粗面岩に截斷せらる。其の他、浦伊部の南、久々井の北、邑久郡境より、片上灣頭に至るもの、及び、東、播磨の界、帆坂峠の南、寺山より、保木戸山、裏山を過ぎ、網崎に於て、海に没する、一帯のもの及び本郡北隅美作國境妙見山の北より、吉井川沿岸に至るもの、あり。而して、本地の地盤を構造する岩種は、重に閃爍花崗岩にして、其の組織粗粒なるものを普通とし、分解作用容易なるもの、如く、土性の性質良好にして、表土より三〇センチメートル乃至一二メートルに

して、母岩に達する所少なしとせず。將來農業上、頗る望みを属すべきものあるに似たり。洗滌分析の結果によれば、土性は礫質壤土にして、多量の石礫を含有し、粗粒の砂子と全しからず、細砂は其の現量多く、亦、粗粘土分をも、適宜に含蓄せる土壤なりとす。

#### 二 石英粗面岩地及び土性

本岩は、本郡全部の、殆んど三分の二強の地積を占領し、英田、赤磐の二郡に連互せり。東北部に於て、花崗岩、閃綠岩に截斷せらる、もの、外、東南部、及び西南部に於て、秩父古生層、花崗岩の點々たる小區域を見るのみにして、大部分は凡て本岩の構成より成る。殊に中央部以南は、本岩の區域、最も廣大なる部分にして、南海上の鹿久居嶋、鶴島等にも露出延互せるを見る。斯くの如く、本岩地の面積は廣大なるも、其の露出地、多くは山岳峻峻にして、農業に適せざる土地多きを以て、耕地、比較的狭少なりとす。構成せる土性は、主に埴質壤土、若くは壤土にして、多少の石礫を挾雜せり。下層は深淺一ならずと雖も、往々砂礫層をなし、或は數尺にして、母岩に達する所尠しとせず。

#### 三 閃綠岩地及び土性

本郡に於ける、閃綠岩地は、東北隅に於ては、播磨より來り、三國村大字多麻、及び澁谷の南、神根村和意谷に於て、石英粗面岩の爲めに截斷せられ、再び脇谷に顯れ、日笠村大字日笠下の邊に於て、日笠川を横斷して、和氣町の北方に至りて、花崗岩中に盡く。而して、一面、日笠上に於て、又、石英粗面岩の爲めに截斷せられ、岸野地方に露出せり。其の位置多くは、山間の部分に属するを以て、農業に適せざる所多し。土

性は、概ね、埴質埴土にして、地形の状態により、石礫を混雜する處ありと雖も、大抵、缺除するを常とす。下層は二三尺にして、直に母岩に達する所少なしとせず。

#### 四 秩父古生層地及び土性

本層は、水成岩中最古の地層にして、本縣に於ける、露出區域は、頗る廣大にして、其の面積、約三分の一強を占め、西は備後の國境より、東、播磨の國界に亘り、尙、東南及び西南に延亘して、海岸に達し、所々に露出せり。本郡に於ては、東北隅なる播磨の境より來り、三國村多麻、及び澁谷に至り、石英粗面岩、及び閃綠岩に截斷せらる、ものあり。同村笹目より西し、南は岸野に於て、閃綠岩に截斷せられ、山田村田土に於て、石英粗面岩に截斷せらる、北は鹽田村北山方に於て、花崗石、その他、石英粗面岩、中世紀層に截斷せられ、山田村大字矢田より、吉井川を渡り、赤磐郡に入るものあり。又、熊山村勢力より、熊山の南半腹を一貫し、全村弓削を過ぎて、南、鶴山村坂根に終り、吉井川を渡りて、西赤磐郡に入るものあり。尙、神根村高田の東南より、播磨の國境に沿ひ、大平山、石堂山を併せ、三石村を過ぎ、石英粗面岩中を貫きて、播磨に入るものあり。

本層を構造する岩種は、重に粘板岩、凝灰岩等なり。中につき、土層組成の主岩は、粘板岩なりとす。而して、本層中には、石灰岩層を挿入し、稀に蛇紋岩を挾雜せり。本層の位置は、主として、水成岩地方に在るを以て、耕土の構成は、山勢、稍、緩徐なる山腹、或は溪流に沿ふて、小區域を見るのみ。土性は、概ね、粘質強き埴土にして、粗粘土分に富み、粘着性を帯び、或は多量の石礫を混雜し、或は之れを缺ぐものあり。

層厚一二尺にして、母岩に接する所、少なからず。

#### 五 第四紀古層地及び土性

本地は、現今、河流の構成前、即ち洪積期中水の氾濫に因りて、岩石霽爛破砕せしもの、漂流沈積し、成層せし地にして、本縣中數ヶ所に散在すと雖も、其の露出區域廣大ならず。多くは山麓に起伏せる丘陵、若くは臺地にして、概ね、土層を構成せりと雖も、水利に乏しきを以て、其の大部分は畑地に屬せり。而して、其の露出地は、數ヶ所に隔離せり。本郡に於ては、伊部村、香登村大字香登本、本莊村大字大中山に露る、他の岩石に接したる地は、實際、相同ト境界を、劃し難きもの多し。本土は、石礫を含有すること少く、粗粘土分に、富饒なる埴土を混せしものにして、粘質強き埴土と謂ふを得べし。

#### 六 第四紀新層地及び土性

本地は、水成岩中、最新の地層にして、一に沖積層地と稱し、各種岩石の如何に關せず、霽爛若くは崩解せしもの、現今、河流の氾濫により、漂積沈澱せしものにして、構成區域、河邊の平坦卑地の地を占領す。本郡中、其の面積尤も大なるは、吉井川、金剛川にして、其の他、片上、伊部、伊皇、寒河、福浦等の川流沿岸にあり。凡て水源地方に在りては、其の區域狹少なれども、海岸に近くに從ひ、漸次、其の幅員を廣む。此の地方は、地勢、稍、平夷にして、水利の便、乏トからざるを以て、多くは稻田に屬し、高度の生産力を有し、農産地として、重要なるものなり。土層の構造は、沖積當時の流勢、緩急如何により、表土の深淺、所在一ならずと雖も、下層は大凡四〇「センチメートル」に至り、石礫を混す。稍、輕鬆に過ぐるの嫌なき能

はずと雖も、排水の結構、自然に備り、氣水の透過、便にして、降雨多き際も、水の滲溜して、植物根部を侵害することなし。土性は、全土の過半は、粗粘土分にして、殆んど純粘土の量に近く、其の性状、粘厚にして稠密なり。然れども、細砂分をも、多少、含著するを以て、稍、粘質の壤質埴土といふべし。

#### 八 石灰岩

古生紀、及び中生紀に屬する、岩層中に生層せられ、各所に散在して産出す。本縣に於ても、其の秩父古生層中に現出する區域は、甚だ廣大にして、厚層をなして發達せり。本郡に於ては、秩父古生層の所在地たる、八塔寺の上流、大平山に、僅に存在せるを見る。岩質細粒のもの多く、石灰焼成に供すべし。

## 第四章

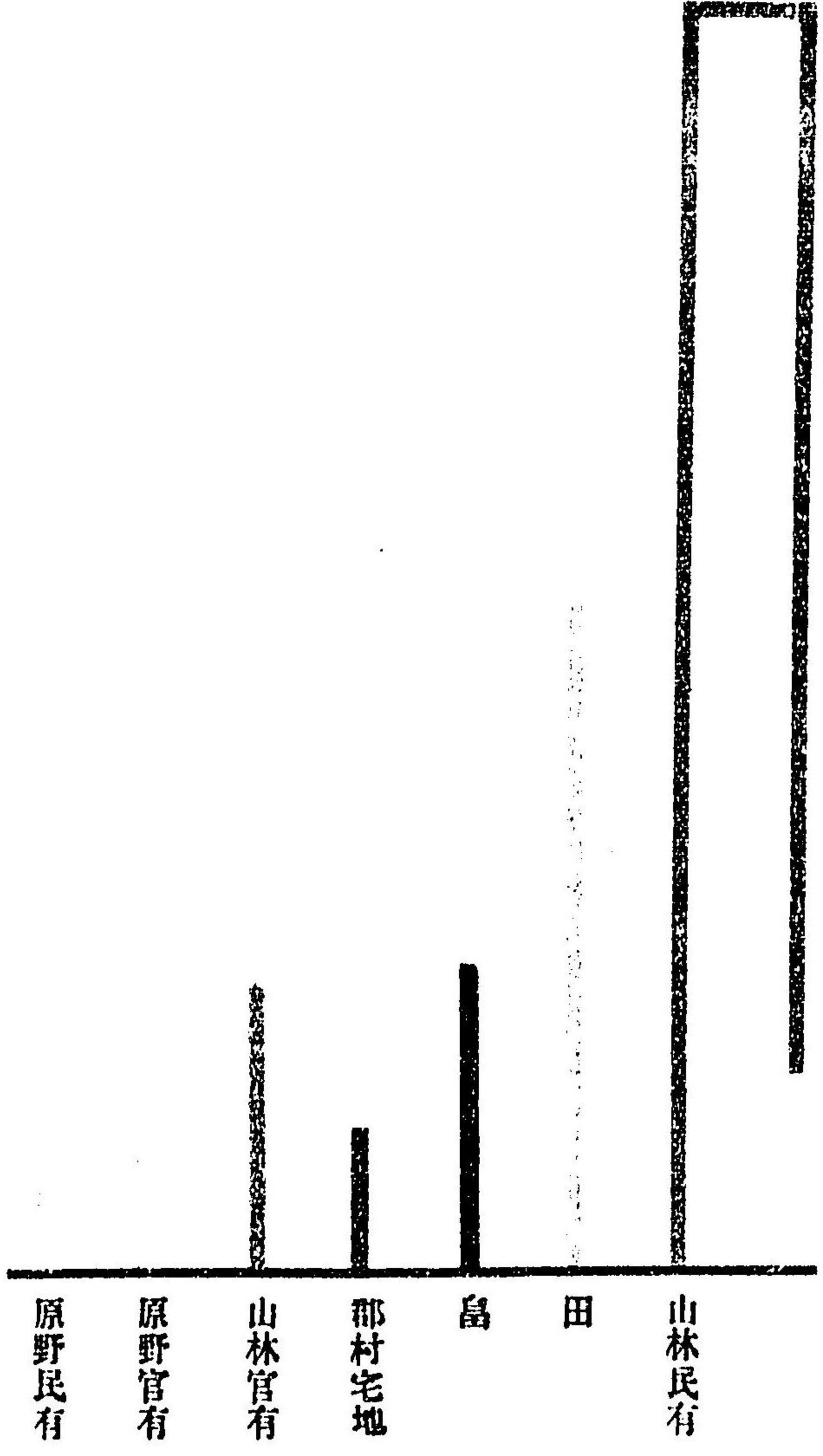
### 土地

本郡の全面積は、大凡、二十三方里にして、東西最長直徑六里八町、南北最長直徑六里三十町あり。地質は、主として、花崗石、石英粗面岩、閃綠岩、秩父古生層、第四紀古層第四紀新層等より成る。土性は、大抵、此等岩石の理化學的作用によりて、分體解破せしものにして、礫質埴土、埴質埴土、壤質埴土等あり。一々致に收斂するに堪わらず。委しくは地質及土性の條を、參照あらんことを望む。今土地の重なるものにつき、之を類別し、地價段別を擧ぐれば左の如し。

種目	反	別地	價	一段歩平均地價
畑	350,111.33	丁反敷步	9,012,722.91	25,726.00
田	189,111.29		1,012,626.32	5,352.00
郡村宅地	287,222.22		10,009,809.00	34,800.00
山林(官有)	40,170.20		17,283,000.00	430,000.00
山林(私有)	8,330,000.15			
原野(官有)	22,000,000.07			
原野(私有)	28,222,222.22			

更に、之を各町村に細別すれば、左表の如し。

田、島、山林、原野面積比較圖





一田

(明治三十九年三月測)

町	村	名	反	地	價	壹反步平均地價
熊	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
香	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
伊	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
伊	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
片	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
伊	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
日	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
福	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
三	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
英	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
神	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
三	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
日	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
藤	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
本	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
和	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
山	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
合	山	山	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00

町村名	反	別	地	價	壹反步平均地價
熊山	七	七	一	一	三
香登	三	三	一	一	二
伊部	三	三	一	一	二
片里	三	三	一	一	二
伊生	三	三	一	一	二
香河	三	三	一	一	二
鶴石	三	三	一	一	二
香保	三	三	一	一	二
伊國	三	三	一	一	二
片笠	三	三	一	一	二
伊野	三	三	一	一	二
香莊	三	三	一	一	二
鶴氣	三	三	一	一	二
熊田	三	三	一	一	二
計	三	三	一	一	二

三宅地

(明治三十九年三月調)

町村名	反	別	地	價	壹反步平均地價
熊山	一	一	一	一	一
香登	一	一	一	一	一
伊部	一	一	一	一	一
片里	一	一	一	一	一
伊生	一	一	一	一	一
香河	一	一	一	一	一
鶴石	一	一	一	一	一
香保	一	一	一	一	一
伊國	一	一	一	一	一
片笠	一	一	一	一	一
伊野	一	一	一	一	一
香莊	一	一	一	一	一
鶴氣	一	一	一	一	一
熊田	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一

四山林

(明治三十九年三月四日)

町村名	官山林		私有地價	
	有	別	有	私有一段歩平均地價
熊山	20,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
香山	10,000.00	500.00	500.00	500.00
鶴山	15,000.00	750.00	750.00	750.00
伊山	12,000.00	600.00	600.00	600.00
片山	18,000.00	900.00	900.00	900.00
伊山	22,000.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
香山	25,000.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00
鶴山	28,000.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00
伊山	30,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
片山	32,000.00	1,600.00	1,600.00	1,600.00
伊山	35,000.00	1,750.00	1,750.00	1,750.00
香山	38,000.00	1,900.00	1,900.00	1,900.00
鶴山	40,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
伊山	42,000.00	2,100.00	2,100.00	2,100.00
片山	45,000.00	2,250.00	2,250.00	2,250.00
伊山	48,000.00	2,400.00	2,400.00	2,400.00
香山	50,000.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
鶴山	52,000.00	2,600.00	2,600.00	2,600.00
伊山	55,000.00	2,750.00	2,750.00	2,750.00
片山	58,000.00	2,900.00	2,900.00	2,900.00
伊山	60,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
香山	62,000.00	3,100.00	3,100.00	3,100.00
鶴山	65,000.00	3,250.00	3,250.00	3,250.00
伊山	68,000.00	3,400.00	3,400.00	3,400.00
片山	70,000.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
伊山	72,000.00	3,600.00	3,600.00	3,600.00
香山	75,000.00	3,750.00	3,750.00	3,750.00
鶴山	78,000.00	3,900.00	3,900.00	3,900.00
伊山	80,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00
片山	82,000.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00
伊山	85,000.00	4,250.00	4,250.00	4,250.00
香山	88,000.00	4,400.00	4,400.00	4,400.00
鶴山	90,000.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
伊山	92,000.00	4,600.00	4,600.00	4,600.00
片山	95,000.00	4,750.00	4,750.00	4,750.00
伊山	98,000.00	4,900.00	4,900.00	4,900.00
香山	100,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00

五原野

(明治三十九年三月四日)

町村名	官原野		私有地價	
	有	別	有	私有一段歩平均地價
熊山	10,000.00	500.00	500.00	500.00
香山	12,000.00	600.00	600.00	600.00
鶴山	15,000.00	750.00	750.00	750.00
伊山	18,000.00	900.00	900.00	900.00
片山	20,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
伊山	22,000.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
香山	25,000.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00
鶴山	28,000.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00
伊山	30,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
片山	32,000.00	1,600.00	1,600.00	1,600.00
伊山	35,000.00	1,750.00	1,750.00	1,750.00
香山	38,000.00	1,900.00	1,900.00	1,900.00
鶴山	40,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
伊山	42,000.00	2,100.00	2,100.00	2,100.00
片山	45,000.00	2,250.00	2,250.00	2,250.00
伊山	48,000.00	2,400.00	2,400.00	2,400.00
香山	50,000.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
鶴山	52,000.00	2,600.00	2,600.00	2,600.00
伊山	55,000.00	2,750.00	2,750.00	2,750.00
片山	58,000.00	2,900.00	2,900.00	2,900.00
伊山	60,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
香山	62,000.00	3,100.00	3,100.00	3,100.00
鶴山	65,000.00	3,250.00	3,250.00	3,250.00
伊山	68,000.00	3,400.00	3,400.00	3,400.00
片山	70,000.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
伊山	72,000.00	3,600.00	3,600.00	3,600.00
香山	75,000.00	3,750.00	3,750.00	3,750.00
鶴山	78,000.00	3,900.00	3,900.00	3,900.00
伊山	80,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00
片山	82,000.00	4,100.00	4,100.00	4,100.00
伊山	85,000.00	4,250.00	4,250.00	4,250.00
香山	88,000.00	4,400.00	4,400.00	4,400.00
鶴山	90,000.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
伊山	92,000.00	4,600.00	4,600.00	4,600.00
片山	95,000.00	4,750.00	4,750.00	4,750.00
伊山	98,000.00	4,900.00	4,900.00	4,900.00
香山	100,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00

第五章

山川

本郡に於ける山河の形勢を概説すれば本郡山脈の盟主とも謂ふべき熊山の高峰は、西南にありて一千八百七十八尺の天涯に聳峙し、其の脈、蜿蜒として東に走り、南北両部の分割線をなせり。舟阪山系は東部にあり。南北に亘りて、播磨、備前の境を劃せり。其の他八塔寺山、妙見山、天神山、神の上山等の高嶺枚舉に遑あらず。

吉井川は北方勝田英田二郡の間より來り、本郡と赤磐郡との間を流下して邑久上道の二郡に入る其の本郡に於ける流域は鹽田、山田、和氣、本莊、熊山、鶴山の六箇町村なりとす。此の川は本郡灌溉に利益する所少しと雖も、縣下三大川の二にして、舟運の便を與ふること甚だ多し。

金剛川は北部地方の諸水を集めて、吉井川に注ぐ。三石川、神根川、日笠川等之に會し、水流愈々大となり、灌溉の便多し。南部の諸水は、集まりて伊里川となり、南流して穂波灣に注ぐ。

之を要するに、山陰山陽の脊骨と稱すべき、中國山脈は、本郡の北境を東西に貫通せるを以て、其餘波は本郡北部の大半と、東部及中央部にも及び、本郡の大部をして、山地たらしむ。其間を流通する河川は、大抵荒川の性質を帯び平素水涸る、ものもあれども概ね流水清く山容を美ならしめ、かねて冲積作用によりて其沿岸に平野をつくり、本郡農業の基となせり。

一山

山名	位置	高さ	備考
熊山	熊山香登伊部本莊	一八七八	兒船高德の義兵を擧げし所にして、山上に鹽山寺あり。有名なる松茸の産地なり。(名勝舊蹟の章參照)
鶴山	鶴山村大字新庄	一八八〇	松樹多し。
長屋山	全	三〇〇	全
禰山	全	三三〇	全
御田山	全	三三〇	全
上の山	全	三三〇	全
赤山	全	三三〇	全
笠山	全	三三〇	全
惣南山	全	三三〇	全
元山	全	三三〇	全
地神山	全	三三〇	全
天神山	全	三三〇	全
高田山	全村大字島田	三三〇	松多し
目山	全	三三〇	全
小倉山	全	三三〇	全
合所山	全	三三〇	全
野上山	全	三三〇	全
日横山	全	三三〇	全

佐古口山	全	四一〇	全
大佐古山	全	四三〇	全
鶴山	全	四〇〇	全
寺奥山	全	四〇〇	全
大久保山	全	三七〇	松多し
岩屋山	全	三三〇	全
天狗山	全	四九〇	全
寺敷山	全	一〇〇	全
赤ヶ谷山	全	九八〇	全
坪山	全	三三〇	全
金毗山	全	四〇〇	松多し。
龍王山	全	三三〇	全
才田山	全	三六〇	全
大平山	全	四〇〇	芝草のみにて、殆んど樹木なし。
飼葉山	全	四八〇	松、櫟多し。
福井山	全	四〇〇	全上、
天神山	全	三三〇	松樹最も多し。
石山	全	三〇〇	芝草のみにて、殆んど樹木なし。
東山	全	八五〇	全上
向山	全	八〇〇	全上
城山	全	九〇〇	山嶺凡二段許の平地あり。樹木なく、芝草を生ず。城山城址あり。(名勝舊蹟の章参照)

不老山	伊部村大字伊部國道の北	七〇六	松樹多し。
醫王山	全上、不老山の西にあり相對峙す	一〇〇〇	全山雜木を生ず。山嶺岩石あり。眺望に上るし。
下山	全村大字浦伊部の西	六九三	最高峯を竜王山と稱す。全山樹木なく、只山麓に多少の松樹、雜木を生ず。
田井山	全上、浦伊部の北、伊部の東にあり	五三七	全山殆んど赤色粘土質の赭山にして、半腹以下に松樹あり。
征尾山	全上、浦伊部と久々井の界に在り	八八四	地質全上、半腹以下に矮松の点在するあるのみ。
澤谷山	全上、征尾山の西にあり相對峙す	九〇五	
戸田松山	片上町大字西片上	六六〇	頂上に土田松城址あり。(名勝舊蹟の章参照)
茶臼山	全上	五五七	頂上に茶臼山城址あり。(全上参照)櫟多し
觀音山	全上	四六四	櫟多し。
母山	全上	四六四	未詳
城ヶ谷山	全上	七〇三	松樹多し。
惠下山	全上	九八六	芝草のみなり。
采振山	伊里村大字番山	一三三三	全上
大谷山	全上	一〇八一	全上、日生村の方面には、松樹多し。
鳥嶽山	全村大字麻字那日生村の界に在り	九〇七	松、杉、檜、檜、及び雜木を生ず。
春日山	全上	八八三	松、雜木を生ず。
學校山	全村大字関谷新田	六一七	全上
神酒山	全村大字友延	二二七	柴草山なり。
フツ山	全村大字伊里中		

日向山	日生村大字日生
八幡山	全
天狗丸峯	福河村大字寒河
雨乞塚	全
前山	全村大字福浦
鶴山	全
高塙山	全村大字寒河福浦の間あり
高の台山	全村大字寒河
中倉山	全
二左衛門山	全村大字寒河鹿久
相場裏山	居島
臺山	三石村大字三石字余氣寺在り
城山	全上、余氣寺の南方に在り
高尾山	全上、大字三石宿の北方に在り
小坂山	全上、大字三石字五石に在り
向山	全村大字八木山
御所の丸山	全上
龍泉山	全村大字野谷 英保村大字岩崎

六三三 松樹多し。

四〇七 全上

一三〇四 大坂堂島米穀取引所より、岡山米穀取引所へ信少をなすに、此山の頂に事務所を設けり。松樹多し。森林は公有林とせり。

一一七 松樹多し。

一一八八 全上

一〇五九 全上

八七七 全上

七六七 全上

七四八 全上

八〇七 全上

四四七 米相場傳達の爲め、常に白旗を懸したる所を以て此の名あり。雑木多し。

四四七 全山芝草山にて、南方海上を望むに宜しく、風景佳なり。

三八三 赤松の臣、浦上氏の居城なり。所なり。山頂平坦にして、森旺、古井點在り。今尚瓦片を拾ひ得べし。南山腹には、草木鬱蒼として生ひ茂り、松、樺、松栢多し、新緑紅葉共に美なり。

七一 全上

五〇一 全上

二五五 全上

七〇七 松、及雑木を生ず。

西山	全
東山	全村大字三股
宮山	全村大字吉永中
石塔山	全村大字南方
天神上山	全
石佛山	全
石畑向山	全
箕手山	全村大字福滿
愛宕山	全村大字金谷
大谷山	全村大字南方
馬轉山	全村大字金谷
教土山	神根村大字和意谷
八塔寺山	三國村大字加賀美
飯盛山	全村大字多麻
高城山	全村大字都留岐
船石山	全村大字能目
妙見山	日笠村大字木倉の北
神ノ上山	日笠村藤野村
松村山	日笠村大字日笠上
保倉山	全村大字保倉

四六〇 全上

四三三 全上

四〇 全上

四六七 全上

四二 全上

六三三 全上

四六三 全上

四二 全上

四八八 全上

一一 全上

六四 全上

一三〇 國有林にして、松、杉、柏、樺、樅等を生ず。

一七七 多く松、杉、樅、栗、櫻、其他雑木を生ず。

一七〇 古松、點々たり。

一四〇 雑木林なり。

一四〇 多くは禿山なり。

一四六 松樹、雑木叢生す。頂上に妙見社あり。古時、古木鬱蒼たりしも、今は殆ど伐り盡せり。

一三三 多く松樹を生ず。

一三〇 頂上に妙見社あり。南に龍王社あり。共に境内大樹鬱鬱たり。

一〇九 大字保倉の野野と、室原の間なる日笠川の溪谷は、古來保倉谷と稱し、三十余町の間、人家なく、大木鬱茂し、靈龜、瀟湘、湧き出るといふ事ありり。今も遺蹟あり、また昔時の遺蹟あり。

照光山	藤野村大字泉
十谷山	全村大字藤野吉田の間
日丸山	全村大字吉田
空山	本莊村大字吉田
次笠山	全村大字次笠
小左衛門山	全村大字次笠
寺山	全村大字大中山
瀧王山	全上
ナソク山	全上
城山	和氣町大字和氣
嶽山	全
寺山	全
八砂子山	全
權現山	全町大字益原
宮山	全
龍徳山	全
天神山	山田村大字岩戸
妙見山	盤田村大字北山方
金田山	と界す 全上字金田

八二二 多く松樹を生ず。  
 一三〇一 全上  
 一三〇二 松樹、雑木を生ず。  
 九七七 全上  
 八三三 松樹多し。  
 七三三 全上  
 二四八 全上  
 八三三 全上  
 二四九 全上  
 四九三 松樹、雑木を生ず。頂上に城山城址あり。名勝舊蹟の章参照  
 一七三 一名天神山と稱す。松樹、雑木を生ず。  
 二二九 松樹多し。  
 七六八 松樹、雑木多し。  
 一三三 一名、鑛鑄山といふ。松樹多し。  
 五九〇 松、杉、檜多し。  
 八八八 雑木を生ず。  
 一五八八 浦上宗景の城跡にして、古井川に臨み、奇岩怪石聳立し、松、其の間に生じ、風致甚だ佳なり。多く松を生じ、松樹多し。名勝舊蹟の章参照  
 一〇〇〇 古来より山頂に登れば、十八ヶ國を望見し得べしと云ふ。村社、天神社あり。雑木を生ず。本山は地蔵山脈にして、赤尾(奥蘆田)取岩、アセアガ尻、愛宕山、環尻、反田等々の名あり。  
 八〇〇 妙見山の支脈なり共有の榮草山なりしが、近來國土保安林に編入せられ、稚松叢生せり。

愛宕山	全上字大多羅、西ノ野 成佛の間に在り
本谷山	全上大字北山方字本谷及向谷の南東北を繞れり
大向山	全上字柳澤の西方にあり
西の野山	全上字西野の南西北三面を圍めり
中畦山	全上
尾寺山	全村大字蘆田の東南
上の山	全上大字北方
大日浦山	全村大字奥蘆田の東南方にあり
與四郎奥山	全上東北に在り
飯野山	全上北方に在り
茶臼山	全上大字の中央に在り
向ひ山	全上東方に在り
北平山	全村大字若木の東方にあり
延原山	全上、東方に在り
ヌズキ山	全上奥蘆田の南方にあり
日野山	全上北方に在り

八〇〇 東南に在るを愛宕山、中間なるを榮草山、西北なるを大島山と云ふ。榮草山なりが、近年榮草山は、國土保安林に編入せられ、稚松叢生せり。  
 七五〇 總稱山脈にして、中曾根、笹山、狐岩、五本松、宮田畦、高松、丸山、向山等の名あり。松樹、雑木を生ず。  
 七〇〇 雑木を生ず。  
 七三〇 嶺岩、綿打岩、屏風岩、障子岩(生死岩)等の斷崖絶壁の巨巖あり。古より障子か居は、古昔男女六十餘に達すれば、子女之を昇きて、巖上に來り、投棄せし所なりと云ひ、綿打岩は巨巖の間に、横凹あり、廣さ三坪余、の平所あり。古昔、老女の綿打せし處なりと云ひ傳ふ。  
 七五〇 妙見山の支脈にして、南西に連亘し、稚松叢生せり。  
 七六六 東に下山あり。何れも満山突元、森林なく、雑木を生ず。  
 六二二 雑木を生ず。  
 七四四 官有林にして、松林鬱蒼、莖尚暗し。  
 七三〇 頂上三分一、一は本大字に、二は乃作領となる。此山樹木甚だ稀なり。が、水源湧出の爲、一部を保安林に編入し、松樹繁茂せり。  
 七〇〇 満山樹木なし。  
 六〇〇 田間に屹立し、風致稍々佳なり。雑木を生ず。山上に大綿神社あり。  
 六三〇 耕地の中に起り作州境に達す。雑木を生ず。  
 七三三 雑木稍々繁茂せり。  
 七三〇 雑木を生ず。  
 七三〇 未詳 全山、雑木にして、稀に松樹あり。  
 七〇〇 満山樹木を生せず。

河流、其一

吉井川

通過町村名	流	程	流路の變遷
鹽田村	美作國勝田郡飯岡村より來り、本村の良位、字落合河原に入り、西南部村界を環流して、東に折れ、又南流して山田村に入る。流程凡七十町余、水面の廣き處六七十町余あり。水最も深き處は、岩淵、谷尻、長永瀬、高野瀬の上下等にして、岩淵の如きは水深凡二十尺程ありと云ふ。又水の最も淺きはナラスの瀬、泡の瀬、及小五郎等にて、夏時減水の際は、人皆喜びて此處を渡る、而して河水は之を引きて本村灌溉用水となすことを得ず唯眼前に洋々たる碧水を見るのみ水産物には香魚、鯉、鮒、鰻、鱧、鮠、の生育盛にして之を捕獲し其生計を營むものあり古老の言によれば近來大に魚類の生育を減せりといふ		河道及水の深淺は、洪水毎に奇異の變遷ありと雖も、字、落合は今より五六年前、洪水の爲め河道大に變せり。赤磐郡周匝村の邊に於ては、屋後に河岸ありしが、今は河道全く鹽田村の山麓に變せり。
山田村	鹽田村大字若木より、本村大字矢田に入り、南下して東折し、大字岩戸に添ひて東流南下して、和氣町大字益原に入る。此流程二里三町十六間、幅廣き所九十間、狭き所五十間、深き平水にて淺き所四五尺、深き所は一丈乃至		大字矢田、字井ノ口の對岸、赤磐郡佐伯北村大字津瀬山麓を直流せし河道も、古來數回洪水ありし爲め、漸次に變つて本村大

和氣町	一丈五尺あり。舟筏常に上下し、本村産出の米穀或は薪炭等を輸出し、或は需要雜貨を輸入する便あれども、用水として益する所なし。而して非常洪水の節は、堤防を破壊し、家屋耕地を漂蕩せしこと屢なり。殊に明治三年五月、霖雨降り續き、非常の出水あり。全月十九日は、二丈有余の増水 <small>(古老未嘗有の洪水といふ)</small> にて、矢田、龍ヶ鼻、河本の舊三ヶ村に亘り、堤防大決壊數ヶ所に及び、濁流、四近に奔溢し、數葉漂蕩し、人家は浸水八十余戸、流失二十余戸に及び、油々たる沃圃も、化して滿目荒涼たる沙原に變つ、一朝舊觀に復する能はざるに至れり。然れども罹災の窮民は、組合 <small>(矢田組合、廿余ヶ村)</small> の救助を受けたるのみにて、領主より救助せられしことなしといふ。嗚呼當時の慘狀、之を聞くもの誰か肌を寒く生ぜざるものあらんや。此の如きは古來稀なる所なるも、出水の爲め堤防決壊して、害を被りしこと前後無數なり。水産物は鹽田村と全ト、就中鮎は有名にして、平水の節はかけ鮎 <small>(針かり)</small> 及俗にかわと稱する法にて捕獲し、出水の節は、田原井堰内にて、押網と稱するものにて數多捕獲す。	字矢田字井ノ口に曲流するに至りしといふ。かるが故に、其中洲は矢田の領有にして、柴草は今尚、本村民の自由蒔取の慣例あり。
山田村	山田村より來り、赤磐郡石生村と本町の間を南流し、大字和氣の南部に至り、少しく東南に曲折す。上流岩戸の	古老の傳説によれば、往昔、本川の流域は、現今和氣町東部の



境より、下、本莊村界に至るまで、長一千九百七十四間、幅最も廣き所六十四間三尺、最狭き所二十八間、平均三十四間一尺五寸、水最も深き所三尋、最淺き所二尺あり。本町は殆んど吉井川の水利によりて、生活せる感あり。商業の稍活氣あるは、美作及因幡地方より貨物を輸出し來り、山陽鐵道を利用して各地に運搬するものと、及び山陽鐵道便により、他の地方より送り來りしものを、本町に於て更に高瀬船に轉載して、美作、因幡の兩國に運送する爲なり。又大字益原及和氣の耕作地の大部分、即ち五十四町餘は、田原堰より水道を通りて灌漑せり。水産物は大抵前記のもの全と。又、鱈をも産す。

山脈と、赤磐郡石生村に在る山脈の間を貫流せしが、洪水毎に其流路を變せしものにして、所々に其遺跡を存す。現に大字益原宮山麓(現今耕作田)にあか池と稱する沼澤を存するは、往古の流域中にて、最深部の跡なりといふ。

熊山村 本村の北東、和氣町より來り、西南西に流れ、數々屈曲して南下し、更に南東に轉り、殆んど弦形をなして、熊山村を一周して、南し、鶴山村に入る。長凡三里、幅最も廣き所貳百間、最も狭き所五拾間(大字勢力)あり。水最も深き所は、凡五尋(大字弓削)あり。生産物前記のものと大差なし。

明治二十六年以前に於て、大字千牀大藪(現今開拓島となる)より河流本村へ彎曲し大字勢力字段に至りしが、以後河道直流するに至りては明治二十五年の水害ありしを以て、こゝに埠頭を築けり。古時現今吉井川鐵道の下流より河道は赤磐郡二日市南方の堤防

鶴山村	<p>熊山村大字弓削より來り、大字坂根の西部を流下して、邑久郡に入る。長凡十五町五十一間、幅二十八間、深二間あり。鹽田村よりこゝに至る流程合計大凡八里余あり。水産物前記する所の如し。</p> <p>大字坂根に一ノ口といふ水門あり。此より吉井川の水を分派して、和氣、邑久兩郡十三ヶ村(和氣郡鶴山村、邑久郡行田、邑久、今城、水庄)の用水となる。石樋三日前、長十間五尺五寸、内法五尺五寸、横一丈二寸五分あり。築造の年月不詳なりと雖も、元祿年間と云ひ傳ふ。修築等の事ある時は其費用は總て右十三ヶ村の負擔とす。水門に通る堰あり。長五百六十五間、幅平均八間余、一の口用水の爲めに設くる所にして、築造の年月詳ならずと雖も、一の口水門と共に、元祿年間、津田左源太の設計に係ると云ひ傳ふ。(津田氏の傳、人物の) (津田氏に在りて築造すべし。)</p>	<p>に迫りて流下し三谷山下に出でしが遂に變りて熊山麓を流る、に至り大なる中洲を生ずるに至れり。舊河道は古河の名稱を存す洪水の際は之に流下す</p> <p>本村の對岸なる赤磐郡瀧瀬村大字大内字宇治は、往古、本村大字坂根に屬し、土地連續して、河流其西を流れたりしが、水路變りて坂根と宇治の間を流る、に至れり。今、猶、宇治に古川といふ小川あり。是れ即ち往古、此川の水路なりといふ。其年代詳ならず。</p>
-----	--	--

金剛川

通過町村名	流	路	流路の變遷
三石町	大字三石字福石の大池に發源し、涓々たる溪流となり、字、余氣寺に出で、四側の山麓より出づる溪流を合せ、余氣寺、土師、神根等の田地に灌漑し、字、五石より出づる溪流、五石川を合せ、字、渡瀬の西方を流れ、大字、三石に入り、東北より流れ出づる船坂川を合せ、村の南側より、字、關川に至り、國道の太土橋を出で、之より山麓を迂迴して、大字野谷に入り、水勢漸く大となり、西流して英保村大字金谷に入る。水源地より茲に至るまで四千五百七十間、河幅平均八間、水深二尺あり。生育の魚類多からず。初夏の候螢を以て名高し。		
英保村	三石村より來り、大字金谷、福滿の南部、向山の麓を迂回して、吉永中と南方との境界を西下して、八塔寺川を合し、藤野村に入る。長さ三千二百三十八間、幅五間乃至二十五間ありて、水淺し。多く鰻、鮎、鯉、鮪、鮒、鰍、鰯を産す。		古老の口碑によれば、本川は往昔、大字南方字新因の東部に至り、南に折れ、更に西流して栢原の西部に達せしが(年代不詳)其後、流路變遷して現狀とはなれり
藤野村	英保村より本村大字吉田に入り、藤野の南を貫き日笠川と合し、泉、大田原の南に沿ひて、和氣、本莊二町村の間に入る。長一里十五町、幅三十間、最深一丈五尺、水産物前記の如し。		往時は吉田の下、阪本の前に於て、現時の流路より、稍北部を

本莊村	流	路	流路の變遷
	藤野村大字泉、大田原及和氣町の南方と、本村大字日室、尺所の北方との間を西流し、吉井川に入る。長一里、幅六十間、深二間三尺あり。水産物、前記の如し。		此川往古は大字日室の地を貫きて、直に南流し、大字尺所の内、字性地、高田筋の東方を通過し、天王山(衣笠にあり)の後方字「*キ裏」に出で、更に西に折れて、字、唐田、森を過ぎ、初瀬川と合し、吉井川に入りしもの、如し。今、尙、全地筋には、河流通過の跡とも見るべき。低地多く、且、各地の名稱、河川に因あるもの多く、且、現今の大田原(藤野村)は、近年まで尺所村に屬せし等、彼此參考すれば、昔時、河川なりしこと疑なきが如し。降て中世(年代不詳)に

至り、又、變遷して日室より宇  
性地(尺所に属す)の地を經過し  
て、西流せしものならん。これ  
また今、尙、古川筋と稱する一  
帯の低地ありて、溝渠を通ずる  
によりて、証すべし。其他、大  
田原岩山(現今堤防内)下は深淵な  
りしが某氏の妾後を慕ひて此に  
來り、某氏の隨從を許さざりし  
を憾とし、身を投て死せりと  
いふ、傳説あり。以て河川の變  
遷如何を知るべし。

和氣町  
藤野村大字大田原と、本莊村尺所、福宮の間より來り、  
南に向ひて流れ、更に西南に屈し、本町の南端より吉井  
川に入る。長四百間、幅六十間あり。舟楫の便なしと雖  
も、大坪掛用水と稱して、大田原堰より引水して、大字  
和氣、字、曾根十二町餘の水田を灌漑せり。  
以上本川の五ヶ町村を通過する里程合計凡六里七町四間  
あり。

河 流 其 二

名 稱	流 路	流 路 の 變 遷
谷 山 川	源を熊山に發し、熊山村大字奥吉原の東部を北流し、宇 成に出で、吉井川に入る。長一里十二町四十間、幅六間 、深さ五尺、橋梁五あり、平時水なし。	
香 登 川	香登村大字大内より發し、鶴山村の沼口に至る。其長、 十三町五十二間、幅三間あり。水源の重なるものは、大 ヶ池の餘水、及熊山、大瀧山等より出る諸水にして、此 等を合せて邑久郡福田村に至り、千田川に入る。	
不 老 川	伊部村大字伊部、鬼ヶ城池を發し、南流して東に曲り、 浦伊部に至り、片上灣に入る。長一里、灌漑の利あり。	
流 川	片上町に在り。源を鷲の巢山に發し、谿谷を南流し、二 柳池に注ぎ、餘流、縣道に沿ひて、南下し、字、福原、 北、兩町の間を過ぎて、海に入る。長一里、幅二間三尺 、深一間、灌漑の利あり。	
向 川	源を片上町東片上、大池より發し、大瀧及大東の谿流を 集め、戸田橋山下、字、王落しに至り海に入る。長十八 町、幅三間、深一間半にして、灌漑の利あり。	

伊里川	<p>伊里村大字関谷新田字回り木谷、信原、上の池より發し、全、下の池に注ぎ、流れて中田池に注ぎ、再び流れて、字、中性地に至り、宿瀬池より發する宿瀬川、及び日暮池より發する日暮川と合し、字、大倉に至り、大倉谷池より發する大倉川と合し、大字伊里中字大藪に至り、一本松池より發する一本松川と合し、大字木谷字矢の谷に至り、三石村大字八木山より發する高谷川、関谷新田河原谷池より發する河原谷川、二流の合したるものと會し、大字友延に至り、大谷川に合して、穂浪瀆に注ぐ。長二里三十四町二十六間、幅四十間あり。水淺くして水利に乏しく、只下流五六町の間滿潮の際に、小船の出入をなし得るのみ。多く鮒、鮓、鮓、鮓、を産す。</p>
大谷川	<p>伊里村大字善山字大谷より發し、字、寺口に至り、蜂の谷より發する、蜂の谷川と合し、字、門の川に至り、長谷上池及下の池より發する長谷川、及び佐奈高下川、光谷川、光明寺川の諸流を合せ、麻字那に至り、東山池より發する東山川と合し、友延に至り伊里川に合す。長三里十七町三十六間、幅十二間あり。水淺くして水利の便なし。産魚、伊里川に全す。</p>

奥ノ川	<p>源を日生町北方深山に發し、人家の間を南流して、日生瀆に入る。長六町餘あり。</p>
中州川	<p>源を全町西谷池に發し、南流東折して、田圃の間を流れ、大谷、北奥の二瀆流を合して、日生瀆に注ぐ。長十五町餘あり。</p>
石谷川	<p>源を福河村石谷池尻及宇津木原池尻より發し、西南に流れ、下流は古川となる。長拾八町二十間、幅五間あり。堰を設けて灌漑に便にす。然れども平素は河身を現はして、流水なし。</p>
西川	<p>源を全村新池尻より發し、東西に流れ、下流は古川に入る。長十七町、幅四間、水利灌漑、石谷川に同す。</p>
西谷川	<p>源を全村西谷池尻に發し、南流して、字、成林に至り、西川に入る。長六丁十間、幅二間あり。平素流水なし。全上、發源、字、前田尻に至り、治郎太夫川と合する全名の川あり。長十五町十間、幅二間、深一尺あり。</p>
鴨瀆川	<p>源を全村字鴨瀆より發し、南流して、字、川内に至り、西川に入る。長五町二十間、幅一町五尺、平素流水なし。</p>

古川	全村に在り。字、稗田にて石谷川、西川を合せ、西南に流れて、字、竹内に至り、東南に環流して、海に入る。長八町、幅七間、深三尺、灌漑の利あり。
中日生川	源を全村狭谷口池尻より發し、南流して海に入る。長五町五十間、幅二間三尺、深二尺あり。
堀川	源を全村奥池尻より發し、南流して、字、古土手に至り、東南に折れて、海に注ぐ。長三十五町五十間、幅六間、深四尺あり。灌漑舟運の便あり。とく鮒、鯉、鯰、鰻、鱒を産す。
治郎大夫川	全村にあり。源を中ノ谷池尻より發し、南流して、字、古土手に至りて、堀河と合す。長十七町三十間、幅二間三尺、深三尺、灌漑の便あり。産魚、堀川に全ト。
船阪川	源を備前、播磨の國境、舟坂より發し、三石町字夷社の東に於て、深谷深布より發する溪流を合せ、西南に流れ、宿に至り金剛川に入る。長千九百九十九間、幅平均四間水深からす多く鰻を産す、夏時蟹の多きことは金剛川と並び稱せらる。
五石川	金剛川の支流にして、三石町字五石、梅ヶ川に發源し、

御影堂川	五石新田一圓を灌漑し、字渡瀬に出で、春日山の北麓を廻り、本流に入る。長千四百八間、幅平均三間半あり。
奥谷川	三石町大字八木山に在り。小坂山より發源し、東南に流れ、伊里村大字善山に入り、遂に伊里川に注ぐ。流程千五百三十間、幅平均三間あり。
高谷川	三石町大字野谷にあり。東北の山間、大津蔭より西南に流れ、野谷、新田を過ぎ、數町を灌漑し、字、本村に於て、金剛川に入る。長六百一十一間、幅平均三間あり。
八塔寺川	全町大字八木山を流れ、伊里川に入る。長九百五十八間、幅平均三間あり。
	古名を紅葉川といふ。 源を三國村八塔寺山に發し、諸溪流を合せて、蔡回し、東南に流れ、神根村を過ぎ、英保村に至り、三石川と會す。平時は潺々たる溪流なれども、一朝、大雨の際は、奔馬滔々、實に數丈の流域をなす。別に全村大字都留岐より出で、大字高田、神根本、今崎を経て英保村に入り、岩崎、三股、吉永中の西部、西山の麓を南下して、英保村と、藤野村吉田の間をすぎ、金剛川に入る。長さ合して三里余、幅下流に於て五、乃至二十五間あり。灌

日笠川	源を三國村大字保會字室原の北に發し、保會谷を出で、全村大字才の谷より發し、万能池に入り、諸溪流を合し來るものと會し、山間を曲流して、日笠村に出で、岸野より日笠上、日笠下を経て、藤野村を貫き、金剛川に入る。長三里余、下流幅十間深さ五尺、土地により深淺同トからず。深さは丈餘に達する淵あり。淺きは平水に於て、容易く渡るを得べし。雜魚、香魚、鰻、蟹等を産す。	日笠村に於て、今は字中村の西を流ると雖も、古は其東を流れ、青山橋の上に出でたり。又今は字青山、字馬場等の東を流ると雖も、古は青山橋の上より西に向ひ、馬場の西側を流れ、馬場の下に於て、今の流れと合せりと言ひ傳ふ。
寺谷川	日笠村大字保會、片倉谷より發し、日笠川に入る。長十一町三十六間あり。	
中ノ谷川	全村大字保會中ノ谷の奥より發し、日笠川に入る。長九町三十間あり。	
金崎川	全村大字日笠上明神谷より發し、日笠川に入る。長十七町十三間あり。	
矢谷川	全上大字日笠上字矢谷の奥より發し、日笠川に入る。長十一町六間あり。	
河本川	全村大字日笠下稗田谷の奥、丸尾より發し、日笠川に入る。長十三町四十四間あり。	

小谷川	全村大字木倉字小谷の奥より發し、日笠川に入る。長十二町八間あり。
西谷川	全村大字木倉字西谷の奥より發し、日笠川に入る。長十四町十二間あり。
鹿歸川	全村木倉字市倉より發し、日笠川に入る。長十四町四十四間あり。 以上八川は日笠川の支流にして、各必要の箇所堰を作 り、溝を通じ、灌漑に便す。
和意谷川	源を三國村和意谷の内、檜より發し、字、脇谷を経て、藤野村吉田を貫き、八塔寺川に合す。長二里十六町余、幅十一間、最深所四尺、灌漑の便あり。鮎、鯰、鰻、鮒等を産す。
初瀬川	源を本莊村大字大中山より發し、大字衣笠、福富を貫き、屈折西下して、吉井川に入る。長一里十二町十八間、幅四間一分、深一間半あり。常時、水量乏しく、水運の利便なしと雖も福富、衣笠の田用水に供せらる、其流漕反別凡五十一町歩あり。
田土川	源を山田村大字田土字成林より發し、諸溪流を合して、田土の中間を流れ、大字岩戸をすぎ、天神山麓にて、吉

高野瀬谷川	井川に入る。長二十一町、幅五間なれども、大雨の節は、耕地に浸水し、沃地を流失するに屢にして、其被害甚からず。明治三十五年度の如きは、非常の損害を被り、縣の補助壹千參百圓を仰ぎたる程なりき。然れども田用水として、缺くべからざる川なり。	
杖谷谷川	山田村大字北山方の成佛、中原、本谷、向谷、柳澤等の谷々の諸水を合して西流し、大字苦木字嶺岩へ落ち、西流して吉井川に入る。長十八町、稍、灌漑の便あり。	
大前川	全村大字北山方字金田の傍なる本村大字奥壘田字金田の金田池より發し、北山方字金田、常瀬、大多羅及び大字奥壘田字日浦等の諸水を合して、北山方と奥壘田との境を西流し、大嶽山と小寺山との中間を経て、大字苦木字杖谷を過ぎて、吉井川に入る。長凡十八町、灌漑の利あり。源を全村大字奥壘田神田池より發し、字、大前及河原田を過ぎ、更に西南に流れ、谷尻に至り、吉井川に入る。長十四町五十五間、幅凡三間あり。暴雨の際は、河水漲溢すれども、平時は水流甚だ少し。唯、田用水の補助のみにして、別に水利の記すべきなし。河魚の小なるものを、稀に見ることあり。	備考 河流の長さは、合計里程を用ひ、幅及び深さは大抵平均の尺度を用ひたり。

三 瀑 布

イ 三 級 瀧

香登村大字大内字大瀧山字楯の尾に在り。水源熊山より來る。高十五間、幅二間あり。水量乏しく且つ瀧壺なく近傍櫛木箱にして、只奇巖の巉々たるを見るのみ。

三級瀧の下流、大瀧山福生寺西法院の庭前に落ちて、又、一の瀑布となる。大瀧山の瀑布これなり。直下三間あり。左右の峭壁、綠苔を着け、松樹鬱葱として茂り、巖石錯落、白水青苔の間を迂回し走り、遂に流れて大ヶ池に入る。此地夏季は最も避暑に適するを以て近年坊舎に寄寓し、清泉に耳を洗ふ雅客多しとす。

ロ 日 暮 ノ 瀧

伊里村大字閑谷新田字日暮谷の内、蛇谷にあり。西觀音寺山より發し、水勢緩ならず急ならず、分れて三瀑となる。一の瀧は高さ丈餘、その下に深さ三尺許の瀧壺あり。これより平流をなすこと一間餘にして、深さ二尺許の水溜あり。それより直下流注すること二丈餘にして、又、深六尺許の瀧壺あり。之をこの瀧とす。三たび流下し、初めは急斜流をなし、後直下し深さ二尺許の瀧壺に流注す。其間一町餘あり。之を三の瀧とす。池水は轟然として奇岩絶壁の溪岩上より流下し。其激するや、恰も白駒の躍るが如く、人をして驚ならしむ。兩岸古木雜樹鬱茂し、溪谷を蔽ひ、峻嶮にして攀つべからず。兩側山地は芝草荆棘を以て埋み、僅に樹木を見るのみ。

八深谷ノ瀑

三石村大字三石字船阪の國道より北折すること拾町余の所にあり。源を字櫻ヶ田場より發し、山峯の間を繞り出て、水勢漸く急となり、遂に一大飛瀑となる。直下すること三丈九尺幅三間、宛然素絹を垂下すが如し、之を雄瀑といふ。瀧坪周回十二間、深さ四間に餘れり。常に青波を湛へて、恰も藍の如し。之より再び溢れて落つる者を女瀧と稱す。草木四塞繁茂し、鬱乎蒼々たり。側に一小亭あり。觀客の酌むに便す。山陽鐵道開通以來、杖を曳くもの日に月に多きを以て、大に通路を修繕し、突元たりし溪路も、車を通すべく、水沫高く銀を吹きて、岩碎けて玉飛はんとする處、夏時清遊一日を費す、亦惜しからざるものあり。傍に小祠あり。深谷神社といふ。近來科學の進歩は、此の水力を利用して、發電の用に供せんと企つる者ありしも、未だ實施するに至らざるは、蓋し時によりて水勢に強弱あり、その豫期し難きによるならんか。

二黄谷瀧

日笠村大字保曾、中の谷川の上流にあり。雄瀑高六間七合、幅貳間にして、雌瀑高壹間七合、幅貳間あり。

水大瀧

藤野村大字吉田字奴久谷の山奥人家を距ること、十町許の處にあり。源を上、下十谷池より發す。高三丈六尺、幅三丈あれども、瀧壺なし。側に奇巖怪石多く、松樹蒼々たり。此の瀧は津田屋敷の正北にありて、此地より最も能く望み得べし。蓋し永忠、此の勝を利用して、池水を引き、朝夕の觀望に供したるならんか。然れども晴天連日、涸る、ことあるは惜むべし。

へ水引瀧

本莊村大字大中山の東南字瀧谷にあり。近傍翠松綠樹の間、水行谷神社あるを以て、此の名あり。高さ十二丈、幅三間あるも、水源淺きを以て、平時は水涸るるの憂あれども、四隣雜樹鬱茂し、山容自ら古色を帶び、盛夏避暑の侶伴となすに足る。

ト平見が瀧

鹽田村大字鹽田にあり。大向山より落ちて、高野瀧谷に入る、高さ一丈五尺、幅六尺あり。近傍綠樹鬱々たり。

手成佛ノ瀧

全村成佛谷の下流にあり。高さ一丈五尺、幅五尺あり。南岸は斷崖絶壁、削るか如く、雜樹叢生せり。

リ落合ノ瀧

全村常瀧の下流、杖谷口に在り。高一丈六尺、幅七尺あり。突元たる岩石の間を流れ落つ。兩岸雜樹繁茂せり。

又白瀧

全村奥鹽田飯野村字獄谷の溪流を合せて一となり、西方に流下す。高二丈、幅四尺あり。盛夏の時は、水流稍減すと雖、風致自ら別乾坤の趣あり。巖上に白瀧神社の小祠あり。下流大字鹽田の地を経て、吉井川に注ぐ。



ル西の谷池

全村大字吉木字西の谷にあり。水源を大字北山方字西野々に發し、各溪流と合して落ち來る、直下三丈あり。盛夏水稍減すと雖も、降雨の際は、水勢殊に激し。東岸に御崎神社あり。樹木鬱葱たるを以て、社殿自ら閑靜にして風致あり。

第六章

池 溝

一 溜 池

本郡は山岳多く、平地少なきを以て、耕地も大半は、山間に介在せり。故に河流の沿岸を除きては、大抵溜池を堀り、以て灌漑に便す。従て其の個數も、比較的多きを見る。未だ風致を以て、稱するに足るものなしと雖も、香登村なる大ヶ池の如きは、廣大なるを以て、其の名風に縣下に聞ゆ。今、全部に於ける、水面積一段歩以上のものを算すれば、其の數實に二百四十有餘にして、之を各町村別にすれば左の如し。

熊山村	二	伊部村	二	日生町	二
鶴山村	一〇	片上町	二	福河村	二
香登村	八	伊里村	三	三石町	一八

英保村	二	藤野村	二	日笠村	三
神根村	九	本莊村	二	山田村	二
三國村	二	和氣町	二	鹽田村	二

爾して之が修築は、遠くは元和より、近くは明治に至る三百餘年間に成りしものなり。猶、詳しくは左表に就て見るべし。

二 溜 池 の 部

名 稱	位 置	水 面 積	灌 漑 反 別	堤 坊 修 築 年 月 日	灌 漑 區 域
和田池	熊山村大字奥吉原	20,000	全	不詳	大字奥吉原
大内池	全	121,000	全	全	全
万源寺池	全	52,000	全	全	全
熊山池	全	102,000	全	全	全
根場池	全	27,000	全	全	全
新神池	全	5,100	全	明治十五年	全
山ノ前上池	全	52,100	全	不詳	全
西ノ前下池	全	11,000	全	全	全
西ノ前池	全	11,000	全	全	全
猿喰池	全村大字千駄	20,000	全	全	大字千駄
大佐古池	鶴山村大字畠田	20,000	全	全	大字畠田

鬼ヶ城上池	鬼ヶ城下池	辨ヶ天池	開ヶ池	新ヶ池	奥ヶ山池	大ヶ池	二ヶ柳上池	二ヶ柳下池	鳥打池	新ヶ池	大ヶ池	立石池	母山池	全ヶ池	全ヶ池	北ヶ池	婆ヶ池	婆ヶ池	全ヶ池	中ヶ池	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

114,12	112,00	11,12	10,30	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10	10,10
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

全 全  
 全 全  
 全 全  
 大字東片上 榜示ヶ峠  
 筋福原 新屋敷通り  
 大字東片上 國道 國道  
 新田 大淵前西片上 沖  
 母山谷登園  
 大字東片上 字北浦  
 大字東片上 字婆ヶ谷  
 一圓及立石 天神一  
 全  
 大字東片上 字中の谷  
 一圓  
 五十一

堂前池	車路池	熊山池	城山池	土肥池	奥山池	天神東池	天神西池	寺ヶ池	大ヶ池	福ヶ池	小屋池	中ヶ池	新ヶ池	坪ヶ池	寺ヶ池	前ヶ池	宮ヶ池	惣ヶ池	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

17,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10	18,10
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

全 全  
 全 全  
 全 全  
 大字伊部  
 大字香登西  
 全  
 大字香登本  
 全  
 全  
 全  
 大字東片上 榜示ヶ峠  
 筋福原 新屋敷通り  
 大字東片上 國道 國道  
 新田 大淵前西片上 沖  
 母山谷登園  
 大字東片上 字北浦  
 大字東片上 字婆ヶ谷  
 一圓及立石 天神一  
 全  
 大字東片上 字中の谷  
 一圓  
 五十一

竹奥池	信原上ノ池	信原下ノ池	中田池	宿瀬池	日暮池	大倉池	河原谷池	一本松池	緑穴池	鳴瀧池	長谷上ノ池	長谷下ノ池	田奥池	佐奈高下ノ池	持田池	光谷上池	光明寺下池	光寺下池	東山池	大山池
全	伊里村大字関谷新田	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	伊里村大字関谷新田	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

10,000	5,800	8,800	12,000	11,700	11,100	9,900	5,800	11,000	21,000	21,100	20,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
北浦卜合同																				
全	寛文年間	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
寛文年間																				
大字東片上字北浦一																				

五十二

小奥池	奥新池	口新池	大谷池	蘆谷池	田奥ノ池	西谷池	宇津木原池	石谷新池	石谷池	中倉池	中倉池	菜切池	西谷奥池	西谷中池	西谷下池	新谷池	化女池	伊木池	狭谷ノ池	立花池
全	全	全	全	全	日生村大字日生	全	關河村大字寒河	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	日生村大字日生	全	關河村大字寒河	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

11,000	11,100	11,100	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
大字日生																				

五十三

五斗池	西谷池	山ノ神池	西ノ田池	澁谷池	三股池	三軒屋大池	小瀬戸池	外ヶ帆上ノ池	外ヶ帆下ノ池	小谷池	大谷池	北谷池	龍泉池	寺奥池	竹藤池	澁奥池	寺坂池	風隠池	飼ヒ谷池	
全	全	全	全	英保村大字岩崎	全	全	全	全	全	全	全	英保村大字福滿	全	全	神根村大字今崎	全	全	全	全	村大字高田
三、一、一	一、一、一	三、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
八七、〇、八	二九、二、二	五五、二、二	八六、〇、〇	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
大字字網坂筋	全大字御影堂筋	全大字山ノ神字廣畑	全大字西ノ田字笹山下筋	大字岩崎三股	大字吉永中	大字南方	大字福滿	全上	大字金谷	大字今崎	大字今崎、岩崎、三股、吉永、中、大字神根、高田、今崎、三股、吉永中	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎	大字今崎

五十五

高九池	新田池	新高池	北谷池	三谷池	下谷池	奥澤池	菅澤池	小椋池	舟阪池	西谷池	五石池	福石池	立花池	島打池	二本池	奥池	中谷池
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	三石村大字三石	全	全	全	全	全
一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇	一〇一、〇、〇
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
文化五年一月	安永五年八月	文政八年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全大字朝野山下筋	全大字東深谷流域	全大字北谷流域	全大字八木山字高谷川流域	全大字野谷字中谷蘆野	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川	全大字八木山御影堂川

五十四

長谷池	打札池	笹谷池	掛木池	踏澤池	横田池	名畑池	叭瀬池	渡市池	上角池	奧池	姿池	小池	新池	上池	切池	新池	小池	瓶池	尾池	成池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二八、八〇	三〇、二〇	一八、一〇	二〇、二〇	一〇、八〇	三〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

五十七

片山池	大船池	万石池	大能池	師谷池	飼葉池	石屋池	西内池	豎坂池	燒尾池	古道池	奥山池	小屋池	那尼池	奥新池	奥新池	湯屋池	城ヶ池	宮谷池	用水池	征谷池	下松池
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一〇、〇〇	一〇〇、〇〇	二〇、一〇	一一、一一	二二、二二	三三、三三	四四、四四	五五、五五	六六、六六	七七、七七	八八、八八	九九、九九	一〇、一〇	二〇、二〇	三〇、三〇	四〇、四〇	五〇、五〇	六〇、六〇	七〇、七〇	八〇、八〇	九〇、九〇	一〇〇、一〇〇
-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

五十六



小屋中池	小屋下池	松木乾池	奥田池	宮ノ窪池	神田池	金田池	藤屋根池	奥屋根池	胡麻畑池	風呂奴田池	大渡池	芝尾池	宮田池	高松池	鍛冶山池	矢追池	下惣田池	細田池	大蟲池	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		村大字南山方	村大字丸山		搦田村大字奥搦田						村大字苦木	村大字北山方								
110,110	111,112	118,118	126,01	100,112	110,00	120,00	118,118	101,10	108,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118	110,118
800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00	800,00
全	全	不	全	全	全	全	不	全	不	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
		詳			文政十二年		詳	明治三年八月	詳											
全	全	大字矢田	大字丸山	全	大字奥搦田及搦田	全	大字奥搦田	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

過片上驛、驛西大池、是熊澤先生所鑿、觀之有感、悲藤井旅店、做丁未至、拙筆書此、  
 十月十三日也、  
 頼山陽

溝必因水勢、防必因地勢、吾昔讀周官、兩語心所會、  
 備山犬牙處、滌人如無際、池汗萃淵溪、山園借鬱翳、  
 吾未見其潤、其側曾五憩、此行會嚴冬、亦見須臾揭、  
 開昔熊子鑿、潤澤及氓隸、備藩數大川、疏理皆遺制、  
 淹厥餘分寸、屹然堤不敗、穿池不相攸、未早已乾洩、  
 作堤如築墻、潰決又淤滯、不學謀人國、經驗無根莖、  
 學仕兩不負、君獨今陸賈、何唯治水然、百度曾厭替、  
 買生遇漢文、絳灌側睥睨、景略得符堅、親舊絕讒說、  
 卓哉康濟才、懿矣君臣契、駕馭少王良、駿駕本一例、

三溝渠

本郡の溝渠は、大抵河流の水を引きて、灌漑に供するものなれば、其の所在、概ね河川の流域に限り、其の  
 數極めて少なし。今、其の著名なるもの、流路、灌漑區域并に灌漑段別を表記すれば左の如し。

四溝渠

名稱	流	路	灌漑區域	灌漑總反別
東用水	吉井川より分派せるものにして、本村大字坂根一の口樋より出で、本村大字坂根、島田新庄を経て邑久郡行幸、國府の岡村に入り、瀬漑用水となる。		鶴山村大字坂根の全部、及び大字島田新庄の最大部を灌漑す。	113,000
大溝	金剛川より出で大田原を過ぎて、又金剛川に入る。		藤野村大字大田原	2,000
大井	日等川より出で、藤野村を過ぎて、金剛川に入る。		全村大字泉	47,000
西谷川	大溝の分流にして藤野村大字泉を経て金剛川に合す。		全村大字奴久谷	2,700
下堰溝	空妙見山より發し、奴久谷飼場を経て坂本の東南に於て、金剛川に合す。		全村大字吉田	1,000
新堰溝	藤野村大字鶴より出で、吉田を経て、金剛川に入る。		全上	2,000
上井溝	全上		全村大字鶴	12,000
大谷井堰	金剛川の水、本莊村大字日室井堰より分岐して、大字日室、衣笠、字森を過ぎて、初瀬川に入る。		本莊村大字日室大字衣笠	11,000

尺所用水	金剛川水、本莊村尺所井堰より分岐し、尺所をすぎ、西流して福富に至り、初瀬川に入る。		本莊村大字尺所、大字衣笠、字森の一部、	22,200
荒堀	全村尺所井堰より分流して、福富に至り、初瀬川に入る。		全村大字福富、	2,100
原用水	山田村大字岩戸、田原堰より吉井川水を分ちたるものにして、縣道に沿ひて字原、櫻倉、塔光坊、金ヶ市を貫流して、大字和氣に入り、保木用水となる。更に流路を變けて、縣道より離れ、和氣市街の東部を流下し、字曾根に至り、大坪掛用水と合して、遂に金剛川に入る。其の程一里五丁餘あり。		和氣町大字益原、和氣、	22,100
大坪掛用水	金剛川大田原堰より引水したものにして、字曾根を東より西に向ひて流れ、田園の間を迂回し、保木用水に合す。其の流程十六町餘あり		和氣町大字曾根	11,000
大前用水溝	邊田村大字奥邊田大前川より分岐して西流し、字片山に至り、曲折東方に向ひ、又南流して吉井川に入る。長さ十七町三十間あり。		邊田村大字奥邊田の一部、大字邊田の大半。	2,000



河原田用水溝	全上、大前川の字河原田より分れて南流し、再び大前川に入る。	摺田村大字摺田大字河原田、	三、〇〇〇
奥池用水溝	摺田村大字奥摺田奥池より發し、西南に流れ、字大方六郎谷を過ぎ、神田池に注ぐ、長さ十二町五十間。	全村大字奥摺田字大方六郎谷、	一、〇〇〇
金田池用水溝	此溝は、天保四年の修築にして、時の名主原左衛門太の主唱經營に爲れり。其の流路悉く山腹の岩石を破碎して、此長巨礫の溝を設けしこと、實に至難の業と謂ふべし。 現今本區過半の民皆其の餘慶を享く。	全村大字奥摺田字日裏寺坂、	一、〇〇〇
佐古田池溝	全村大字奥摺田金田池より發し、北流して字日裏を過ぎ、寺坂に落ちて大前川に注ぐ、長さ十三町四十間あり。 全村大字奥摺田藤屋根池より發し、北流し二派に分れ、一は字夏栗を経て神田池に注ぎ、一は字佐古田を過ぎて西北に流れ、大前川に注ぐ、長さ十二丁余あり。	全村大字奥摺田字佐古田	一、〇〇〇
谷溝	全村大字奥摺田胡麻畑池より發し、西流して神田池に入る、長さ十二町、幅	全村大字奥摺田字大方田	一、〇〇〇

古用水溝	一間三尺あり。 全村大字若木字猿岩より起り、西流して字樋の口を過ぎ、向に至りて止む。長さ七町二尺あり。	全村大字若木字猿岩樋の口宮の前、	三、〇〇〇
新用水溝	全村大字若木字大渡より長永瀬に至る、其の源を本區の東方より發し、西流すること凡十五町にして吉井川に入る。	全村大字若木字茶屋の上より長永瀬に至る、	七、〇〇〇

### 第七章

#### 港 灣

本郡中海に沿へる所は、伊部、片上、伊里、日生、福河の五町村にして、其の海岸線延長は、大凡九里あり。

灣の名あるものは、片上、久々井、穂浪、日生の四灣にして、港と稱すべきものは、片上、大多府、日生の三港あり。其の他、難田、塞河、入屯、中日生、九艘泊も、亦、繫泊に便なり。各港灣につきての概況は、左に記するが如し。尚、海産物につきては、産物の章を参照すべし。

#### 一 片 上 灣

伊里村大字穂浪、片上町、及び伊部村の間に、灣入せる海の總稱にして、片上町、及び伊部村に属す。其の

中、片上町に属するものは、東、伊里村、及び片上町の境界点より、南の對岸なる、伊部村と、片上町との境界点に、一線を劃し、其の線の、中央点より、西方、伊里村、及び片上町の境界点に、劃したる、直線の内部にして、其の東内部は、伊部村に属せり。

其一、西 灣

伊部村大字浦伊部にあり、正北に田井山を負ひ、南東富田松山を控へ、正南遙に梶島あり。穂浪灣の口を扼するを以て、多少の風波ある時と雖も、碇泊に便なり。満潮の際、最も深き處は、一丈四尺にして、水面積四十七万五千方米突（十四万二千五百坪）あり。一ヶ年船舶の出入数は、大凡三百艘にして、重なる搭載物は、米穀、肥料、石炭、陶器等にして、海産物の重なるものは、海藻類、介類、沙魚、鰻、鱒、鰯、はら、鱈類を多しとす。

其二、東 灣

片上町に属す。東西の最長徑千四十間、最短徑百七十間、南北の最長徑四百二十間、最短徑百十間あり。港内の深さ、満潮の際十四尺にして、干潮の時は七尺なり。年々土砂堆積して、埋りつゝあり。産物中有名なるものは、龍蝦草、飯章魚、及び介類等とす。

二片 上 港

片上灣の西北部にあり。富田松ヶ鼻、港口を扼し、港口東西幅四町餘、水深満潮時六尺、沿岸の戸數三百、人口千六百、一ヶ年間の船舶出入數、帆船（六十噸乃至二百噸）四十艘、日本形船（五〇噸以上）二百十艘にして其の搭載

物の主なるもの、米穀、肥料、薪炭、石油、青物、海産物、等なり。若し夫れ、漁舟小舟に至りては、港民の所有七十餘艘、日々近海に往復して、本郡、及び近郡、并に美作地方に、生魚を供給せり。延喜式に「諸國運漕功賃、從美作國運備前國方上津、「駄賃五束」とあり以て古時よりの運輸の衝に當れるを知るべし。現市街をなせる地面の全部、及び沖新田より、大淵の北部に至る、地面は、往時悉く海なりしもの、如し。今尚ほ、中町、北の町、新屋敷、内摩町、福原町あたりに、井を穿てば、土中より貝殻、藻屑、木屑、瓦片等、夥しく出づるを見て知るべし。尚ほ六七十年前、濱之町なる祇園社は、一小島にして干潮の時に於ては、裳を擲けて、渡るを得べかりとといふ。古老の言によれば、往時は片側町にして、南面皆海なりしを以て、氏神祭の神事を行ふに當り、濱邊に幕を張りしといふ。さればにや、今も尚、神事の際に當り、旭日形を先端に附したる竿を、南側所々の軒頭に立つるを見る。これ當時幕柱の形見なりとす。

三 久々 井 灣

伊部村大字久々井にあり。片上灣と同トく、穂浪灣の分岐せるものにして、灣口に梶島あり。近傍山低く、夏冬共に、能く日光を受くるを以て、魚類、海藻の繁殖、速にして、漁業に適す。満潮の時、水尤も深き處、二丈餘尺にして、水面積四十二萬三千坪あり。一ヶ年間船舶出入數は、大凡百五十艘にして、重なる搭載物を、米穀、肥料、石灰、薪等とす。海産物は、片上西灣と相似たり。

四 穂 浪 灣

伊里村大字穂浪字雜田の南にありて、東西に長く、南北に短し。東は字木生に彎曲し、西は片上灣に連り、

南は梶島を隔て、邑久郡鶴山村鶴海半島、及び佐加多灣に接す。東西の直径一里二十町四十二間、南北直径十五町四十九間、水尤も深き處、二丈四尺あり。産物は鰹、章魚、蟹、鱈、砂魚、海鰱魚、牡蠣、淺蜆、海鼠を多しとす。

五 難田港

伊里村大字穂浪字難田の南海岸にあり。海岸の出入風曲少く、且、水淺くして、良港と云ふことを得ず。只小和船の出入あるのみ。港内、幅廣き處、八町五十間、水の深さ八尺あり。一ヶ年間、船舶の出入數、二百八十三艘にして、搭載物の重なるものを、米、麥、薪、石灰、肥料、(鱈、豆糟、油糟、干鰯)魚類、材木、石材とす。

六 日生灣

伊里村日生の東南にあり。灣口、東南に向ひ、八幡山、向山の二峰、之を扼し、鹿久居島、其の前に横はれるを以て、波濤常に靜穩なり。日生灣は此の内に在り。東西五町、南北三町にして、深さ三尋あり。産物は、鱈、鰹、鮭、貝類等を多しとす。

此灣、一名を加子浦といふ。徳川時代、諸侯參勤交代のため、海路をとりし際、ここより、多く舟子を出せしに依る。此稱は、獨り此地のみに限らず、凡て當時舟子を出し、浦を、かく呼ぶを例とせり。

七 日生港

日生灣内に在り。八幡山の脚と沖波止とは、港口を擁し、港内波穩にして、船舶の碇泊に適するも、地盤の

變遷に伴ひ、年々海底淺くなり行けり。水の深さ、約五尺にして、廣袤東西二町、南北一町餘あり。一ヶ年間、船舶定數七百艘にして、出入數、約三千六百艘あり。重に穀物、材木、果物、呉服物類、魚貝類等を搭載せり。

八 大多府港

日生村大多府島の西北にあり。港口西北に向ひ、深く陸地に入り、殊に今は波止を築きたれば、風波起らず、碇泊の便を得たり。港内、東西百二十間、南北百四十間ありて、滿潮深さ八尺、干潮深さ四尺あり。一ヶ年間、船舶の出入數は、約、一千八百艘と算せらる。

九 寒河港

福河村大字寒河古川口の兩岸に在り。一を西港と云ひ、一を東港と云ふ。共に港内水淺く、大船の碇泊に便ならず。故に大船は、多く港外に繫泊す。此港往時より、斯く水淺きに非ざれども、年々上流より、泥土砂石を堆積し來り、現今に至りては、三角洲を生じ、益々碇泊の不便を感じ、爲めに改築の必要を見るに至れり。廣袤五段五畝歩にして、一ヶ年船舶の出入數、約、五千艘あり。重なる搭載物は、薪材、石材、肥料等なり。

一〇 入電港

福河村大字福浦堀河口に在り。港内水深からされども、築堤甚だ堅固なるを以て、繫泊に便なり。水面積一町歩にして、一ヶ年船舶出入數、約、五千艘あり。漁船の外は、大抵、薪材、石材、繩索等を搭載せり。

一一九 艘泊

福河村大字福浦字鹿久居嶋にあり。此地一の人家なく、港と稱するを得ざれども、水深く、且、風位何れに在るも、難を避くるに便なるを以て、播磨灘の風濤を避けて、之に碇泊する船多し。一ヶ年間繫船數、西洋形、及び日本形大船等、約、千五百艘あり。漁業船も、亦、三千艘を下らず。石炭、石材、食糧等を搭載するもの多し。

一二 中日生港

福河村大字寒河字中日生にあり。港内水面積二段歩にして、一ヶ年間、船舶出入數、約、二千艘あり。漁船の外は、大抵、薪材を搭載す。

第八章 島嶼

名稱	位置	周回	田	畑	山林	宅地	人家	住民ノ現況
梶島	伊里村難田港より直行八町の所にあり。	二、八〇〇	九、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	—	—

鹿久居島	日生村の東南海上八町の所に在り。	七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九	米子と稱する一灣頭に住民あり。漁業を本業とし、傍ら耕作に従事す。
頭島	鹿久居島の西南、本土を巨る三十三町の處に在り。	一、一五〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	九〇	島中五處に、民家散在す。住民は、大抵漁業に従事し、傍ら耕作に従事す。
大多府島	頭島の東南、本土を巨る一里十八町の處に在り。	三、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	四九	住民、皆、大多府港内に密集し、多くは農を營み、又、漁業に従事す。各地より移住せしものなれば、風俗、言語等、日生本土と全く異れり。
鷗島	頭島の正東、三十町の處に在り。	一、八〇〇	—	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
竹島	日生村の西南に在り。	一、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
鴻島	竹島の西南に在り。	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—
取揚島	福河村の南海上に在り。	一、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇	—	—	—

## 島嶼沿革

### 一 鹿久居嶋

日生、福河の二村に属せり。縣下著名の官林にして、舊藩制の時、備前侯累世の狩獵地たり。吉備前鑑に、「昔湊なり、今は流人島となり、番所あり。(嘉吉記、康正元年、赤松則尚、備前カクイ島に自害)とあり、光政公の御時、鹿狩あり」と記せり。又、吉備温故を閲するに、延寶、天和、貞享、元祿の頃、牧場を設けて、馬の蕃殖を圖りしことも見ゆ。口碑の傳ふる所に依れば、古は鹿久居千軒と云ひて、漁民多く住居せし事あり。本島中、字千軒と稱する所には、鍛冶屋敷、寺屋敷の名を存す、今尙ほ、古瓦の断片、所々に散在せり。且つ、火葬場の跡ありて、火葬臺、木炭等現存せり。

### 二 頭 島

今を去る凡八十年前、日生の人、此の島に移住し、漁業の傍ら、開墾に従事し、終に今日の有様を呈せり。されば言語、風俗、日生と毫も異なる所なし。

### 三 大 多 府 島

元、大漂と書せり。元祿年中、薩摩、大隅、日向の國守、島津宗信、參勤の爲め、航海中、俄に暴風に遭ひ、將に魚腹に葬られんとせしも、漸く此島に依て、危難を免れたり。依て此の島を、讓受けんことを請ひしも、藩主池田侯之を聽かず。急に港を開き、民家を建設して、各地より移住せしめ、尙ほ、燈明臺を築きて、専ら航海の便を圖れり。

### 四 鶴 島

徳川幕府、耶蘇教嚴禁の際、長崎の耶蘇信者を、備前藩に預けられしが、其の罪人を、本島に流したりといふ。爾來、其の子孫、此島を開墾して、十八町歩餘の耕地を有せしも、明治維新の時、赦免せられ、各々島を去りしより、耕地もまた荒廢に歸せり。

### 五 鴻 島

元、香島と書せり。鹿久居島、柁島と共に、延寶七年、牧馬のため、取立てられしが、鹿久居島に、流罪の事ありしより、其の事絶わたり。

### 六 取 揚 島

本島は播磨備前の兩國に分属し、中央以西は福河村に属し、以東は播磨に属す。其の中間に標石を建て之を識別せり。全島、奇岩怪石を以て成り、老松點々、其の上に蟠茂せり。

## 第九章

### 鑛 山

#### 一 際 鑛 山

神根村大字和意谷字銀井谷にあり。鑛區貳拾八萬八千七百七坪あり。本鑛山は、今より凡五十年前、五代友厚の採坑に係り、中途にして、本莊村大國武須計之を譲り受け、其の後、播磨國赤穂郡小寺安右衛門の有とな

り、繼て明治二十一年二月より、備中郡窪郡中洲村、藤野宇一の有となり、創業以來茲に五十餘年其の間一日も休業せしことなし。現在坑口六ヶ所にあり。日々四十餘人の人夫を使役して、盛に採掘に従事せり。一ヶ年の産額黄銅十四萬五千貫に達し、製鍊銅の歩合は、六分五厘に相當す。重なる輸送地は、大阪にして、吉永驛迄は、牛馬にて運搬し、それより汽車にて輸送す。一貫目の價格、貳圓内外なりと云ふ。本鑛山に在る器械、及び建物を列記すれば左の如し。

器械

ボイロ、拾八馬力一個、五馬力一個

スメンヤポンプ、八インチ二臺、六インチ一臺

インサン、二臺

ドンキ、一臺

ボイロ、五馬力一個(雜石鑛石擦上げ排水に使用するもの)

送風器、一臺(製鍊用)

建物

瓦屋根舍宅 (梁行三間、桁行十六間、外下付)

本局板屋根 (梁行二間半、桁行八間、)

器械部亞鉛屋根 (梁行四間半、桁行十六間、)

製鍊場 (梁行五間半、桁行十四間、)

瓦屋根働人部屋、貳棟 (梁行二間半、桁行十二間、)

木炭納屋 (梁行三間、桁行八間、)

土蔵、壹棟

納屋、四棟

二 和氣鑛山

神根村大字和意谷にあり。輕鐵山の西北に當る、人呼んで之を裏山と云ふ。現今採掘を廢せり。

三 三國鑛山

三國村大字笹目字金山にあり。岡山市紙屋町、兒島兵吉、備中國淺口郡西河知村大字西河知、黒瀬半三郎の所有なれども、未だ採掘に従事せず。

四 金山銀山

熊山村大字弓削字金山にあり。天保八年の發見に係り、爾後三ヶ年にして廢業せり。

五 龍徳鑛山

和氣町大字益原字龍徳にあり。銀、銅、鉛、安質母尼鑛を産す。明治八年和氣町大字益原、萬代源次郎、初めて採掘を試みたりしが、其成績良好なりしかば、盛に事業を擴張し、一日百六十餘貫を採掘せしが、漸次鑛石の減少を來たし、明治十二年に至り、遂に休業せり。明治十七年、和氣町大字益原、日笠慎吾、再び採

掘に従事せしも、一年ならずして休業し、一時中絶の姿を呈せり。明治三十五年十二月に至り、岡山市七日市、福井九三郎、従來の鑛區を擴張して試掘せしも、好果を得ず。明治三十六年三月遂に廢業せり。

#### 六 成道 鑛山

日笠村大字木倉妙見山の麓にあり。往時鉛の出づる鑛坑ありたれども、今は廢れたり。其の近傍に、「ギョコ」を産する所あり。

#### 七 金谷 銅山

英保村大字金谷の北部にあり。文化年中、全村延原某開坑したりしが其の後幾何ならずして廢業せり。

#### 八 蠟石 山

三石村大字三石と、大字野谷の中間に介立する山峯にして、全山白蠟石を産するを以て、蠟石山と稱す。其の採掘する箇所、甚だ多く、從て瑛山、白石山、大平山、横阪南等の名稱あれども、畢竟一帯の各方面に於て、其の名を異にするのみ。産出物は何れも粘土、石筆原料、石粉等にして一ヶ年賣上高、參拾萬圓内外なりと云ふ。

慶長年中、八木淨慶、此の山中より白石の出づるを發見せしより、此種の石を淨慶石、或は八木山石と稱す。淨慶は之を掘りて、彫刻の材となし、販賣せしかば旅客の之を買ふもの多かりしため、八木山石として、其の名天下に聞ゆるに至れり。

明治七年、始めて石筆材料として採掘し、専ら石筆のみを製造し、純良なる質を取りて之に充て其の他を棄てて顧みず。尙其の利益を大なりとして満足したりしが、工業化學の進歩は、獨り石筆の材料を得るのみを以て止むべきにあらず。今や耐火煉瓦、クレイ等の唯一の原料として、外國産を壓倒するに至れり。之が爲め數會社は、幾十百萬の資本を下し、晝夜を分たず、其の製造に従事し、年々其の採掘高を増加し、全山の採掘坑は、蜂巢の如く上下縦横に通するに至れりと云ふ。坑口より二三町の間、太き針金を架し之を山下の平地に運ね、各線二個の礮石を入れるべき函を吊り、交代上下して、平地に礮石を運ぶべく、自然力を應用せり。

白石山につきて、地學雜誌、備前國志の載する所によれば、三石の白石は礮石に似たり。中には紫色のものもあり。里民呼んで八木山石と云ふ。産業事蹟に、三石の蠟石は、慶長年間、八木淨慶の發見に係り、蒲祖池田輝政の像を、此の石にて刻したりと云ふ。其の質粘軟、多く文具類を造るに適す。野谷の産は、稍堅硬にして其の色青し。寛政九年の發見に係れり。

地學雜誌に、三石宿に淡褐色、淡綠色の石層一條あり、東西に走り、北方に斜下す。野谷に於ては、其の傾斜稍々緩なり。石層の厚さは、大約四間あり。下層は「黒はだ」と稱する、一種の頁岩にして、多少細微の黃硫鐵鑛品を混す。坑夫は「黒はだ」に逢へば、石脈の絶ゆるものとし、更に坑路を轉ずるを常とす。本地の所謂、蠟石は凍石、又は滑石(硅酸苦土鑛)にはあらず、硅酸礬土鑛の種類なり。理學的には、凍石に類似したれども、化學的成分は、含水硅酸土にして、毫も彼の礮土鑛に異なる所なし。其の質よく猛烈の火熱に耐ふ。故に坩堝、其の他冶金術に要する材料に用ゐらる。石筆、其の他文具を製造するに適する部分は、之を

粗礫石中より撰擇し、石粉は専ら之を坩堝の材料として採取すとあり。野谷に産する蠟石は、青くして稍々堅し。然れども甚だ稀なるを以て、獨り石筆及び印材の類に供するに止まる。

鐵泉

三石冷泉

三石村大字三石字須通り、白石粘土採掘場より出づ。明治八年の發見に係り、明治十年の頃には、之を汲みとりて浴場を三石村宿に設け、神経病切傷腫物等の治療に供せしが、今は坑孔となり、坑底に入らざれば、之を探ること能はず。鐵泉は硫酸鐵を含み、收斂性を有し、防癩に効あり。

第十章

名勝及舊蹟

一名 勝

一 臥龍松

香登村大字大内、津田護吾氏の庭園にあり。一幹九岐、千枝爭重、萬葉競橫、蜿蜒として園内に蟠り、宛かも虬龍蟠臥の狀あるより、臥龍松と名く。東西二十五丈、南北十二丈、高二丈五尺にして、尙年々成長繁茂し、千秋の翠色滴るが如く、十八公の容姿、自ら凡庸を離れ、天下第一と稱す。此の地に遊び松根によりて、

颯々の聲を聞きたる人にして、始めて其の過賞にあらざるを知るべし。此の名木は今を距ること三百餘年前、正徳三年、一の井克明と云へる人の栽培せし所にして、克明は百三歳の長壽を保ち、其百歳に達せし時、「うつし植ゑし、ぬしはと後に人とはば、ともに榮行松はこたへよ」の自詠あり。又、正三位千種有功卿の、「雲の上にかこむあけてむ大内の、里にも高き松のはまれを」の歌あり。

二 聖廟

教育の章、閑谷の條に於て之を記述せり。故に茲に之を略す。

三 椿園

全上略。

四 黄葉亭

全上略。

五 御前濱 (一名碁石濱)

福河村鹿久居島中小字取切りの外方にあり。御前岩と相距る僅に一町餘に過ぎず。往時、池田侯のこの地に狩獵せらる、や、或は御前岩に踞し、或は此濱に逍遙せしと云ふ。白砂長く沿岸に連り、近くは磯の小豆島、播の家島、遠くは四國の諸山を眺望すべく、眞に島中の勝地なり。海底には小石多くして、波浪の爲めに海水濁らず。尤も海水浴に好適なる地なり。

六 芳嵐園



藤野村大字藤野、日笠川の清流に沿ひて、一帯の芝生あり。これ櫻花を以て名ある芳嵐の園なり。流に架せる土橋を渡つて、猿目神社あり。社は蔚蒼たる松林綠樹の山麓に隱顯出沒し、土地自ら閑雅にして、恰かも芳野山の勝景に、嵐山の風色を添へたる觀あるにより、此の名あり。園内凡一萬五千坪の地に繁茂したる櫻樹は、其數蓋し三千本の餘に出でん、其品種は山櫻最も多く、八重櫻、糸櫻、又は淺黃櫻等の各種とす。花は毎年立春の日より八十日とす。満開の頃は紅白枝を交へ、白雲霞霧として爛熳たる花間を逍遙する時は、芳香馥郁、轉々仙郷に遊ぶの想あり。春時は觀客群衆熱鬧し、茶店酒肆などを設け、頗る雜沓を極むと云ふ。

左に穂谷高克、西嶺山のものしたる記文を掲げ概況を知るに便す。

山陽鐵道、和氣驛を東北に距ること、凡二十餘町、藤野村大字藤野字田ヶ原に一村社あり。猿目神社と云ふ。社殿甚宏壯ならざるも、翠巒に據り清流に臨み、僻地の一村社としては、大に見るべきものあり。今を距ること五十余年前、安政四年の頃、近村疫癘、猖獗を極めしとき、村民猿目神社に其熄滅を祈る。已にして疫癘稍々熄む。村民神徳の致す所となし、相議して神意を慰めんとす。而して議未だ熟せず。翌年遂に神圖を探りて、毎戸二十株の櫻樹を、其境内に栽培するに決せり。當時、田ヶ原の戸數七十戸、各々近傍の山林より櫻樹を移植し、千有餘株、雜然葱蒨林をなすに至れり。是即ち今の芳嵐園をなすの濫觴なりと云ふ。猿目神社の前面、日笠川に架するに一土橋を以てす。呼んで霞橋と稱す。橋畔の垣地、川に沿て一萬五千餘坪、春草青氈を延ぶるの處、大小の櫻樹參差喬松に交り、其數幾何なるを知らず。此樹大なる

ものは大抵、安政の栽植に係り、爾後、又、村民の山林に入るもの、櫻樹の稚苗を見れば、輒ち移し來りて植うるを常とし、今、尙、其習を絶たず。一株、偶々枯損すれば、一株其後を繼ぎ、連年の培養、終に現時の壯觀を呈せり。若し夫れ春風飈蕩の候に會すれば、囑目盡く花ならざるはなし。遠く望めば白雲山腰を廻るが如く、近く俯べば身、香雪の裏に佇むに似たり。衣香髮影、觀賞の士女、遊さを辭せずして麗集す。花下酒を濁ぐもの、茶を傳るもの、或者は以て一年の計を爲すと云ふ。其盛觀以て察すべし。蓋し芳嵐園の名は、芳野、嵐山の二勝に取りて、西嶺山翁の命名せしものなり。今、之を彼の二勝に比するに、規模の大小、素より同日の論に非ざるも、我近縣に於て櫻花に富むの勝地を求むれば、此園を第一に推さざる可からず。後樂園の如き、櫻花なきに非らざるも、彼の喧噪にして幽趣に乏しく、宮嶋白雲河の如き幽趣なきにあらざるも、彼は櫻樹の數、到底此園に如かず。櫻花を賞せんと欲するもの、必ず一遊すべきの勝地なり。芳嵐園の櫻樹は上記の如く、大抵、苗を附近の山林に採集せるものなり。是を以て其種類は所謂、山櫻なるものなりと雖、種類千差垂枝のものあり。淡紅花のものあり。葉花と共に青色を帶ぶるものあり。花、密なるものあり。葉、繁さのものあり。同一樹種により、此の差別を生ず。地質の自然らしむる處か、將、所謂、山櫻も亦、此の如き幾多の小種類あるか。而かも滿園、只五六種の早種を除き、他は大抵花期を同ふす。彼芳野の花は立春後七旬を以て満開時期とするも、芳嵐園の花は之に後る、凡旬日許、氣候寒暖により、時に遲速なきに非るも、例年四月二十三日頃を以て、満開とす。而して其花皆單瓣なるにより、花萼甚短く、僅かに三四日に過ぎず。風雨一過すれば、落英繽紛、又尋ぬるに由な

し。一遊せんと欲するものは、其花期を購らざるを要す。(穂谷高克作)

芳風園記。 明治辛巳之春。櫻花將綻之候。幽人夢飛芳山魂迷嵐峽。偶有大藤生者。叩柴扉來告曰。藤野村之櫻花將盛。先生盍試吟杖。余曰人皆說芳山嵐峽之花而未知有藤野矣。抑藤野在奚所。藤生曰藤野屬本州和氣郡者。傳曰和氣公之所出而即我鄉邑也。余曰果然則雅境在咫尺也。因問其景狀。藤生說曰。藤野之花一望千株。恰如白雲紅霞豈不盛乎。峰巒嵯峨。松柏森鬱。有水而清。有橋而長。豈不幽境雅地乎。其花盛而其境幽且雅矣。兩名不顯於世者。以雅人之足跡未至而不撰其雅名詩之文之也。先生盍撰雅名以賦詩作文矣。余曰名豈有雅俗惟在其人耳。余則俗客也。俗客而撰雅名雅固非雅矣。藤生曰吾鄉人之望也。請而辭焉。乃約一遊而去。四月念二日。來觀此地。藤生之言真不虛矣。顧謂藤生曰。余嘗聞一望千株如白雲紅霞者芳山之景也。峰巒嵯峨。松柏森鬱。有水而清。有橋而長者。嵐峽之趣也。此境兼之矣。命曰芳風之園何如。然其能類芳山而似嵐峽耶。將探芳山嵐峽之勝。歸途再遊此地證之未為晚也。抑撰其雅名顯之於天下後世。則余非其人也。其人苟如和氣公。則不求其名而芳芬流於萬古而不朽也。生曰然。因姑記以俟後日。後山幽人西穀一識於櫻花爛熳之中。(後山文稿所載)

七 大瀧山瀑布

臥龍松より北を指し、山に向ひ溪路を登ること十八町許、林間の山門を入れば、古刹あり。是を大瀧山福生寺と云ふ。眞言宗の寺院にして、唐僧鑑眞の創立に係り、幽邃閑雅の別天地なり。此に大瀧山の瀑布あり。詳細は瀑布の章に就きて見るべし。

八 深谷瀑布

三石驛を東北に距る十町餘、國道を北に折れ、山路を東に進めば、瀑布に達す。詳細は瀑布の章に就て見るべし。

九 和岐郡の里

和氣町和氣にあり。池田曹源寺公(綱政)、曾て臣下を召して、國中の名勝を問ふ。某(本町には津田屋敷ありて、津田氏は此の地を熟知せる所なれば、此の某は永忠ならんか。)答ふる所の内、和岐郡の里の名あり。(吉備前鑑)案するに、和岐郡の里は、現今和氣町邊一帯の名稱たりしなるべし。蓋し和氣町の地たる、後に怪岩嶮峨として、古松の蒼々点綴せる寺山を負ひ、前には一帶の藍を流せる吉井川に臨み、四時の風光、頗る奇絶なりとの謂ならんか。特に吉井川の長堤柳樹數十、点々として相並び、春期青糸水に垂る、の景は、船に乗して下るもの、常に曠得措かざる所なり。

二 古 蹟

熊山城址

熊山は本郡の西南に崛起し、西北は吉井川に臨み、東南は國道及縣道に界し、山麓より頂上まで、約五十町許あり。嶺上には常に雲霧多く、偶々晴朗の日、遠く海灣島嶼を眺望し得べく近く吉井川の流水を掬すべし。山巔は稍々平地面にして、四圍官林に属し、松樹鬱蒼たる中に、熊山神社あり。此地は往昔、天平勝寶年間、鑑眞和尚の開基に係る、常釋山靈山寺戒光院と云へる、天台宗の古刹なり。山頂に鑑眞和尚の築きし戒壇(日本五戒壇の一)あり。當寺は熊山權現と稱せし神社の別當を兼務したりしが、明治六年、神佛を分離し、寺院を廢

し、神社を保存し、熊山神社と改稱せり。元弘二年(一九九二年)伊東大和守なるもの、官軍に属して此山に據れり。其後建武二年、(一九九五年)兒島高德も亦、此に據りしも、松田盛朝の破る所となる。翌、延元元年(一九九六年)新田義貞、脇屋義助等の、石橋和義を舟坂に攻むるや、高德之に應じ、一族二百余人を擧げて再び此山に據り、三千余騎の大勢を引き受け、大に山上に戦へり。(當時の戦況は大平記卷十六、照山原兵及船坂合戦の條、委す。)當時、容易に舟坂の險を抜き得たるも、高德が牽制の功、預りて力ありしなり。然れども遂に敗師し、播磨路に奔り、漸く身を以て免るを得たる當時の古戦場にして、西南、香登村へ下る坂口は、即ち賊兵の攻上りたる大手を扼して、激しく防戦せし處なりと云ひ、今、尙高德の腰懸ヶ石、旗立ヶ石、鞍懸ヶ櫻等の舊趾を傳ふ。

二 城山 城址

香登村大字香登西の北方にあり。井泉、柱礎等尙存す。天正年間、浦上宗景の臣、高収左衛門の居城なりしと。又一説には、播磨頭村宗の弟、宗久の居城なりしとも云ふ。(備陽國誌)

三 富田 松城址

片上町大字西片上、南海岸富田松山の頂に在り。東西三十間、南北二十間、殘礎遺井、略々舊態を追想するに足る。眺望亦佳なり。登路二條、登る者多くは西路を取る。羊腸迂曲長さ十餘町あり。享保四年、沖新田の堤防を築きし以前には、海水殆ど其麓を廻り、要害の地たりしならんも、嶺狭くして、大城を築くに足らず。本城に關する記事を略記すれば、寛正十六年甲辰二月、三石城將浦上紀三郎則國(則宗)兵を片上、伊都兩城に置き、以て松田元成を防ぐ。(備前略史)松田元成、三石城を攻めんとする時、三石よりは片上、伊

部の邊の城々に、兵を籠めて之を防ぎ戦ふ(備前軍記)とあり。以て當時、既に本城のありしを知るに足る。其後、天文元年壬辰、浦上政宗、宗景兄弟、不和なりし時、政宗、播磨より兵を發し、三石及戸田松の城を陥る、(備前畧史)とあり。備前軍記には、室津の浦上掃部助政宗は、弟の與次郎宗景を討つへき爲めに、天文元年、其勢二千餘騎を催して、二手に分ちて、嫡男小次郎清宗の舟五十餘艘に取り乗り、海上より押寄せ、三石を攻む。此城は此頃まで、皆居住せし所なれば、案内をよく知りて、即時に攻破り、夫より片上に至り。土田松の城を攻めけるに、浦上近江守、(國秀)降參せしかば、政宗すぐに其城を本陣として、其東の山々に陣を取るとあり。天文年間には、天神山、浦上氏の部下なる、近江守國秀の據守せしが如くまた屢々大戦ありしが如し。又天正五年丁丑七月、浮田直家の天神山城を陥れし時、宗景、家臣七八人と城を出で、播州場芝山(天神山孫城宗景の遺跡の餘と其説を異にす。)に走る。宗景此城に隠ると告ぐる者あり。直家使を遣して之を詰問す。城主浦上河内守景行、其使を侮辱して返す。直家大に怒り、此の城を攻む。景行防戦力ひと雖も、百に足らざる小勢なれば、終に攻め破られ、河内及び後藤數馬等、播州江島に走る。直家城を燒きて岡山に歸る、(備前畧史、備前)とあり。之を要するに、本城は寛正十六年、(二二三四年)(備前軍記には文明十六年とあり。)若くは其以前より築きしなるべく、以後、天正年間に至るまで一百年間、代々浦上氏の居城なりしなるべし。

四 茶臼山 城址

片上町の西南、茶臼山の頂上にあり。今は圃となれり。墳墓數基あり。刻して生田氏の墓といふ。戸田松城の出丸なりと言ひ傳ふ。

五 三石城址

三石村大字三石字宿の北方に發ゆる城山々頂にあり。山陽道第一の要害にして、昔、元弘二年、伊東大和次郎、三石に築壘して、山陽道を押へたり。建武三年春、足利尊氏九州没落の時、當國の侍、田井、飽浦、松田、内藤等、尾張左衛門佐を大將として、此城に據る。此の官軍を押へんが爲めなり。其後、赤松兵部少輔政則、播磨、美作、備前の國主たりしとき、家臣浦上近江守宗助、掃部頭村宗、父子も此城に住す。永正中、村宗、本城に據り、屋形義村に叛き、後、義村を弑して、國郡を取り、自ら封す。(中國太平記)

享祿四年、村宗敗死後、宗景、本郡和氣の北、天神山に移りしが、宗景愚昧にして、家臣、宇喜多直家に權を奪はれ、宗景之れを誅せんとして、却て直家が爲めに退はれ、天正六年、宗景天神山を出て、兒島郡飽浦の佐々木美守を頼み流落し、翌年、兒島に卒すとあり。(備陽國誌)

當時、要害の堅固にして、山陽道を扼するに足るものありしが如く、今は城跡とし見るへきは、山頂二町余歩、石垣、古井瓦片の所々に散點するの外、篠笹蓬々として、轉た建武の昔を追懐するに足るものあるのみ。

六 東山城址

英保村大字岩崎北方の東山にあり。また北方城とも稱す。城主は明石三郎左衛門景行にして、永祿年中、落城す。(備陽國誌)

其他舊記

七 飯盛山城址

三國村大字多麻の西方、八塔寺の東北に發ゆる、山容奇巖頗る愛すべし。頂上、稍々平坦、東西五十八間南北四十五間。城址あり赤松家臣、宍粟作十郎則高の據守せし處なりと云ふ。

八 古城山城址

三國村大字都留岐字大股の東方にあり。頂上稍々平坦なり。城主赤松家の臣、明石某の住せし所と云ふ。

九 青山城址

日笠村大字日笠上にあり。天正年間、浦上宗景の老臣日笠次郎兵衛頼房の守りし處にして、天神山擲手の要害なり。北東南の三方は險峻にして。西は天神山と峯傳ひ、道相通じ、大切の守りなれば、堀切り、逆茂木丈夫に構へたり。然るに文祿二年、浮田直家、天神山を攻め落しければ、日笠次郎兵衛、後藤數馬等、宗景を守護して、播磨に走りけり。其時、直家、青山城をも焼き拂ひたり。(備前軍記、吉備前鑑、浦上實記)

一〇 北浦山城址

日笠村大字日笠上にあり。天神山の城主、宗景の臣、日笠甚左衛門の居城にして、天神山の備へなりしと云ふ。(備前軍記、吉備前鑑、浦上實記)

一一 大坊山城址

日笠村大字日笠下にあり。浦上宗景の臣、日笠太郎左衛門、同右京允の居城なりしと云ふ。(浦上實記)

一二 北山城址

本莊村大字中山北山にあり。浦上宗景の麾下、中山五郎左衛門(又、善兵衛)の居城なりしといふ。(備陽國誌)又、同村人、中山好充の系圖を見るに、「中山五郎左右衛門、藤原光能居、母中山氏云々、天文之頃田

土邑天神山起合戦、城主浦上遠江守宗景令屬旗下、所知中山村居衣笠山城、支播州勢云々、」以て參考とすべし。

一三 衣笠山城址

同村大字衣笠字稻坪の東南山頂にあり。城主及廢城年代とも詳ならずと雖も、前記中山氏の系圖によれば、中山五郎左衛門の居城なりしが如し。

一四 北竹根、古城山址

和氣町和氣にあり。吉備前鑑に曰く、「小竹根古城山(巖ノ上)和氣村にあり。天神山城主宗景の臣、明石大和守景行(備前軍記ニ竹根城ノ明石大和守景行等)なり。無嗣子、舍弟源三郎を養子とし、右近と名乗る。右近山を下り引き退き、竹根村山の下町、和氣町にて、北竹根に屋形を設け住す。高麗陣に卒す」とあり。同書に又曰く、「明石右近信行と云ふは、明石大和守景行に子なくして、弟を養子にす。之れ即ち右近なり。大和守は和氣の竹根城主にて、浦上宗景の臣なりし、右近は、直家に仕へ、其儘竹根の邊にて、四千五百石を領し、竹根村に居住す。朝鮮陣に赴きて。文祿二年正月、深手を負ひけるが、一兩日過ぎて死す。其幼男久造に、右近が祿を其儘賜はる云々。右近が子久造も、後、右近と云ふ。浮田亡びて後ら老人し、之れも大坂に籠城せしが、落城の後ら、行衛知れずとあり。」以て考ふべし。

一五 天神山城址

和氣驛を北に距る凡一里半、路を縣道に取り、吉井川に沿ひ、嵯峨たる山麓に至れば、風色自ら秀麗にして、高く仰けは斷崖絶壁の間に、古松鬱蒼として繁茂し、俯瞰すれば懸崖の下に碧水漲り、其眺望の佳絶なるを見ん。之を天神山とす。山嶺は所謂天神山の古城址にして、崖下に祠宇あり。天石門別神社と稱す村社なり。吉井川を河船に乗りて下るもの、皆、此處に至り、奇岩古松を其の瞬間に眺め、其勝景を激賞して、快哉を呼ばざるはなし。近時縣道を改修し、巖岩を開鑿して、道路を通ず。路傍より直下懸崖を臨めば、戦栗すべく亦一奇觀なり。

此山は元龜天正年間、當國の守護赤松氏の衰運に際し、重臣浦上遠江守宗景の據守せし所なり。宗景は村上天皇第七の皇子、具平親王の後裔、赤松播磨守則景十世の孫、浦上掃部助村宗の二男なり。天文元年辰四月、(或は享祿三年とも云ひ、又四年ともいふ説あり。又天)初めて此の山に城を築きて、備前、美作の二郡を横領せしと四十餘年なりしも、庸劣にして國政を治めず、威力振はさるき。後、天正六年寅八月八日、其家臣、宇喜多左京直家、同寮、明石飛騨景親父子、及び延原彈正忠景光、岡本五郎左衛門龍晴等と謀り、主家を滅さんと企てたり。之より先き、直家は播州室津城主浦上近江守政宗(政宗は宗景の實兄なり宗景も、もと室津城主)の孫浦上久松丸(當時九才にして、父忠景横死の後、同國伊豫郡五)に通じ、教唆して宗景は父村宗の仇敵なりと稱し、俄かに軍を起さしめ、自らも軍を率ひて、天神山城を攻め、天正六年八月十日終に落城す。宗景夜に乗つて、家臣七八人と共に遁れて播磨に走り、後、黒田甲斐守に依り、八十五歳の高齡を以て、筑前に病死せしと云ふ。(一説に、兒島郡に走り、船浦城主佐々木氏に依り、後、落城して兒島郡に死すといふ。又)浦上氏の家臣從頼深山にかくれ所々に末葉ありといふ、今も大田原、日笠、浦上、服部、後藤、浦上、頼田等の諸姓の本郡にあるもの蓋し此に由來する

ならんか。今猶山上の舊址には、城樓の礎石、古井等の名残を存す、當時を追憶せしむ。(天竺記、岡山縣新地、沼田、山崎、瀬川、瀬川等による浦上寛即、備前軍記、吉備前記)

城

址 (築城につきては、大田原三左衛門、日笠次郎兵衛等之を將し、田口笠等より人夫數多呼ひ集め城普請をなせしこと舊記に見ゆ。)

- 一、本 丸、東西二十四間、南北七間三尺、面積六畝歩。
  - 一、二ノ丸、東西八間、南北五間、面積壹畝拾歩。
  - 一、長屋の壇、東西十六間、南北六間、面積三畝六歩。
  - 一、櫻の馬場、東西五十間、南北五間、面積八畝十歩。
  - 一、三ノ丸、東西二十二間、南北六間、面積四畝十二歩。
  - 一、廣ノ壇、東西五間、南北十二間、面積二畝歩。
  - 一、南 壇、東西八間、南北六間、面積一畝二十八歩。
  - 一、飛驒ノ丸、東西十六間、南北五間、面積二畝二十歩。
- 是は老臣飛驒景親の屋敷跡と云ふ。
- 一、百貫井、井水池にして、方三間貳尺許、深さは埋没して不詳。
  - 一、堀 切、長八間、幅一間三尺、深さ四尺。
  - 一、龜ノ甲、地形龜の甲の如し、是は守城の爲め、投石の用意に、石疊をなせしものとす。
  - 一、大鼓ノ丸、東西拾五間、南北拾貳間、面積六畝歩。

此の壇は方拾間許、石垣圍ひあり、里老之を人樹と稱す。

- 一、軍用石、巨大の岩にして、方貳間許とす。下方に小石を映ませり。此小石を取る時は、忽ち東西の峻險に下落すべし。

今更に、重複の煩を避けず。吉備前鑑、備前軍記、浦上實記等より、全城の由來、及び没落の狀況を記すべし。

「赤松晴政ハ尼ヶ崎ノ方ヘ兵ヲ進メテ、浦上村宗ガ兵ノ敗軍シテ落チ行クナ、猶、討取り、父ノ仇村宗ガ討死ナ喜ビ、歸陣シテ又播州小櫛ニ歸リ住ス。又浦上村宗ガ討死ノ死骸ヲ三石ヘトリ歸ヘレバ、嫡子與四郎政宗、次男與二郎宗景是ヲトリ收メ、和氣郡木谷村ニ葬リ、書寫山ニテ追善ドモナシケル。今モ其塚殘レリ。法名ハ桃岳祐林トイフナリ。此兄弟ノ時ニナリテハ、如何ナル故カ、三石城ニハ人數ヲコメテ守ラセ、播州室津ノ城ニ兄弟トモニ移リケルガ、程ナク兄弟ノ中不和ニナリテ、與次郎宗景ハ、大田原與三左衛門、日笠次郎兵衛、延原彈正、明石飛驒、岡本太郎右衛門、服部備前等六人ヲ始メトシテ、兵士百人計リヲツレ、天文二年四月九日、室津ヲ出デ、和氣郡田土村ノ天神山ニ移リケル。先達テ日笠大田原ガ裁許コテ、地形平シ、近邊ノ木材ヲ伐リ集メ、田土、日笠等ヨリ人夫數多呼ビ集メ、城普請最中ナレバ、近邊ノ山々ニ陣ヲ取り、中モ宗景ハ天神山ノ絶頂ニ野陣ヲ構ヘケルガ、不日ニ城普請荒々出來シケレバ、ヤガテ本城ニ移リ、近郷ノ庄屋、庄官等ヲ招キ、普請掛ノ人夫共ヘ、ソレノ盛美アリ。力量アル若者共ヘハ、祿ヲ與ヘ召抱タル。日笠次郎兵衛ハ近郷ノ諸士ヘ使テ遣ハシ招キケル。其人々ニハ小中山ノ森源七郎、森村ノ

森中務、平松村ノ恒次五郎左衛門、同藤兵衛、曾根村ノ明石大和景行、土田松ノ浦上近江守國秀、又、三石城其外、和氣郡ハ不及申、邑久郡、磐梨郡、赤坂郡迄モ政宗属下ノ城々モ、皆政宗ニ叛キテ、宗景ニ從ヒケル。夫ヨリ浦上遠江守宗景ト号シテ威勢強大ニナリシカバ、作州ノ城々迄、招カザルニ來リ降參スルモノ多シ。室津ノ浦上掃部之介政宗ハ、宗景城ヲ出デ、行衛知レザル所ニ、天神山ニ籠城セシ由ヲ聞キ、大ニ怒リ、其勢二千餘騎ヲ備シテ浦前ニ向ヒ、二手ニ分レテ嫡男小次郎清宗ハ舟五十餘艘ニ取リ乘リ、海上ヨリ押寄セ、一手ハ自分、大將ニテ陸地ヨリ三石城ヲ攻ム。此城ハ此頃マデ皆住居セシ所ナレバ、案内ヲ能ク知リテ、即時ニ責破リ、夫レヨリ片上土田松城ヲ攻メケル、船手ヨリハ子息小次郎清宗、難田村ヨリ押上リ、兩方ヨリ攻メケレバ、城主近江守防戦叶ハズ、降參センカバ、政宗直チニ其土田松ノ城ヲ本陣トシテ、其東ノ山々ニ陣ヲ取ル。天神山ヨリモ宗景、人數ヲ出シ、片上ノ葛坂ヲ隔テ、度々セリ合アレドモ、更ニ勝負モナク、日ヲ送リケルガ、宗景モ退屈シテ先、天神山ニ陣ヲ引取ル。政宗ノ兵跡ヲシテフヘント思ヒ、宗景、伏兵ヲ置キタレドモ、アトヲモ追ザレバ事ユヘナク、宗景、天神山ニ歸リケル。政宗モ土田松三石ニ兵ヲコメテ室ニ歸リケル。其後、政宗ノ嫡男、小次郎ノ室ニ黒田官兵衛ノ娘ヲ呼迎之夜、播州龍野上野守ハ政宗ヘ内々意趣有ルヲ以テ婚禮ノ刻、政宗、小次郎父子ヲ夜討ニシ害ス。其後、小次郎後家ヲ弟三郎九郎ノ妻女トス。三郎九郎守士ニ江見河原源五郎ト云フ者、相添ヒ、室ノ城ニ居タリケルガ、尙、又宗景ヨリ右ノ江見河原ヲ深ク頼ミ、三郎九郎ヲ殺害シ、頭ヲ起シ候ハ、一廉ノ所領ヲ可與ト約諾シ、或夜潛ニ三郎九郎ヲ刺シ殺シ立退キ、其時、三郎九郎ノ乳母人、無間ノ方ニウント聲ヲ聞キ、不審ニ思ヒ行燈ヲ提ケ行キ聞テ見レドモ、衣引カツギ、伏玉ヲ引退ケ見レバ南無三方、體ハ有テ首ナシ、無念ト云フモアマリアリ。其節宵ヨリ宿直ノ番士、江見河原ヲ始メ、小兒性以上六人殿シク穿鑿ニ及リ、刻外ノ番士ハ有テ江見河原ナレ。早速ニ追手ヲ掛ルトイヘドモ、ハヤ以前ニ天神山ノ城ニ取込、不及力シテ歸ル。セメテ見セシメノ爲メニト源五郎ノ母ヲ虜ニシテ、十日ニ十ノ指ヲ斬リ、二十日ニ二十ノ指ヲ切り、後ニ殺ス。其節、誰人カ落書、

三拍子ろるひにけりな江見河原

主討親打ち敵さへ打つ。

右ノ後三郎九郎ノ室、懐胎シ男子ヲ産ム。名ヲ久松丸ト号ス。年月移テ、岡山ノ城主宇喜田和泉守直家、天神山ヲ攻落シ、備前國中ヲ領セント思ヘドモ、現在主君ヲ殺サント外ノ聞ヘモ悪ク、人ノ心モ叛カンコトヲ慮リ、年月ヲ送リケル。然ルニ播州室津ノ城主、浦上掃部之介政宗ノ二男、三郎九郎忠宗ハ家臣江見河原源五郎ニ殺サレ、忠宗ノ嫡子久松丸ハ、幼少ニテ室津ノ住居モ成リ難ク、黒田ノ世話ニナリ居ラシケル。當年十才(九才トモ云フ)ニナリシ方ヘ、直家、中村七郎左衛門ト云フ者ヲ使シテ申遣ハシケル様ハ、天神山ノ浦上遠江守殿ハ、御叔父ノ筋目ニア候ヘドモ、正シク御父忠宗公ヲ殺シ奉リ、御領分ヲ押領セラレシ父君ノ御仇ナレバ、御誅罰可被成思召立候ハ、某御先手可仕ニテ候、先、當地、岡山ニ御移リ可被成候ト、懇々ニ申送リケレバ、久松丸今ハ領地ヲカスメラレ、イトワビシキ跡ニテ塾居シ、普代ノ家臣少々養育シテ居タルコトナレバ、家臣共幸ノコトト歎ビ、則同心ノ返答シケレバ、御迎トシテ岡山ヨリ

大船三艘ヲ備レ遣ハシケレバ、久松丸、并家臣ドモ一所ニ取乘リ、岡山ニ着船アレバ、直家、櫂々ニ馳走シ、主君ノ如ク敬ヒ、扱天正七年二月上旬、(文祿二年トモ云フ)人数ヲ備シ久松丸ヲ大將軍トシ、播州勢ト稱シ岡山ヲ發シ、和氣郡天神山ニ押寄せ、勢梨郡父井村岡山ニ陣ヲ取リ、其勢五千餘騎、久松丸ノ勢同五千餘騎、両勢合セテ一萬餘騎、鯨波ヲアケケレバ、山谷ニヒビキスサマシカリケル有様ナリ。天神山ニハ籠テ此事ヲ漏レ聞キシカバ少シモ騒カズ、則チ合ヒ鐵砲ヲ打カケ、レドモ、其間遠ケレバ空シクアダ玉計リニテ、其カヒ更ニナカリケリ。直家カチテ要害無双ノ城地ナレバ、力攻メハナリ難ク思ヒ、宗景ノ家臣多ク語ラヒ置キタレバ、急ニ攻メントモセズ、只鐵砲ヲ打カケ、又ハ足輕ヲ出シテセリ合ヒ日ヲ送り、城内ノ様子ヲ伺ヒ居タリケル。城内ニハ明石、岡本ヲ始メ、直家一味ノ族ドモ、表向ハ敵ヲ防グ牀ニモテナシ、時ノ至ルヲ待チ居タリシガ、或ル夜風烈シク吹キケレバ、時至リヌト風上ヨリ火ヲカケ、火事ヨ火事ヨト呼ハリケレバ、日笠、大田原、服部等士卒ノ手過チナラント心得、諸勢ヲ下知シテ火ヲ鎮メント働ク内、宇喜田ニ組セシ者共、下知ニ從フ体ニモテナレ、猶、所々ニ火ヲカケケレバ、火ハ愈盛ニナリ、コ、カレコニ岡ノ聲ヲ上ケ、サンノニ裏切ス。直家ハコノ火ノ手ヲ見ルロリ、諸勢ヲ下知シテ攻メ寄セケル。此時、大田原與三左衛門、浦上將監、服部主膳、後藤河内、同敷馬、額田與次右衛門、同與次兵衛、日笠次郎兵衛、同彈正、同市之介、同市次郎、同助十郎、同牛之介、同牛次郎、同甚左衛門、同太郎右衛門、金中孫六郎、重弘彦次郎、高原六郎右衛門、橋本四郎太郎、林、菅崎、木村、久永、芦田等其勢纒ニ百五拾騎、幾チ金銀ノ重キニ比シ、命ヲ敵ノ的ニカケ、大敵ヲコトトモセズ、鋒先ヲ揃ヘテ切テ出ル。敵ノ勢

ニ比アレバ、九牛ノ一毛ナレドモ、忠義ノ切先、鋭クシテ敵ヲ追ヒ退ケケレドモ、敵ハ大勢、荒手ヲ入替々々々戦ヒケル。太田原與三衛門、日笠次郎兵衛、村上將監、采配フリ立テ大音聲ニ呼ハリケルハ、君ノ御大事只今ナルツ、此戰場ニ討死シテ、義名ヲ末世ニ殘セト、味方ヲ勵マシ、自分眞先ニ進ミ戦ヒケレバ、我劣ラント銘々得物ヲ以テ、多勢ノ中へ切テ入り、追ヒツ返シツ戦ヒ、敵數多討取ルト雖モ、味方ハ次第ニ減少シ、敵ハ追々大勢トナリ、今ハ戦ヒ勢レ詮方ナク、宗景チヌ、メ、日笠ノ一族、後藤敷馬等、宗景ヲ守護シテ天神城ヲ出デ、山傳ヒニ益原村ニ出デ、新福寺ノ僧ヲタノミ、案内者トシテ片上ヨリ船ニ取リ乘リ、播州場芝山ニ落着ス。直家ハ天神山并ニ青山城ヲモ燒拂ヒ、岡山ニ歸リケル。此時落首

はのくと明石の今朝の裏きりに

身をかくし行く宗景うらさ

其後、宗景、黒田家ヲ頼ミ、蟄居セラレシガ、黒田甲斐守、誘ヒテ筑前ニ趣キ居住シ、八十餘歳ニテ終ラレト云フ。浦上氏、此ニ於テ國亡ビ、家臣從類、深山ニ入、于今所々末葉有。」

(本章 伊里村、浦上村宗墓、及日笠村姫君生寄地、五輪社、日笠左衛門、延原彈正、日笠彈正、山田村、浦上與次郎ハ延原八郎左衛門の諸墳墓、香登、片上、三石等の諸城地、及人物の章浦上氏參照)

一六 茶臼山城址

鹽田村大字奥鹽田に堡跡あり。古昔、此地の赤松家所領たりし頃、令官橋本與三兵衛と云ふ人、居住せしと云ふ。



一七 北山方城址

同村大字北山方字畑天神社々地は、戦國時代に當り、豪族此の地に城壁を設けて據守せり。人民は貢米を以て入れ、背負ひて之を運び、以て上納せしといふ。今、尙、舊墟を存す、且つ山の西方に盛場石と稱する巨石あれども、年代沿革等詳ならず。

一八 陶器窯跡

片上町眞光寺境内、及其附近より尙、新屋敷附近、新縣道を溯ること四五町許なる往時、海岸なりしといふ。觀音山麓一円、及び東は往時の海岸なりし若林山麓一円に及び、到る處、燒窯の残趾、陶器の破片等累々たり。口碑傳説の以て傳ふるなく、隨て其年代製品等を考ふる能はず。新屋敷海岸附近より出づる陶片は、波紋細紋及布目の如きあり。無紋にして白色及青色なる土器は、祭器なるが如し。

山腹附近より出づるものは、現今の伊部焼に類して、稍々粗糲なり。主として農家の種子入、其他實用的の甕を造りしもの、如し。人物、鳥獸等の細工物は、未だ之を見ず。惟ふに上古、忌部と稱せし部族は、現今の伊部に限らず、本町及び邑久郡地方にも及びしものならんか。古老の説によれば、古昔は燃料豊富にして、土質の適當なる所を選び、隨處窯を築き、陶器を燒きたるものなり。本莊村大字清水字窯谷、(今は鎌谷と稱す)及熊山の古窯跡など、即ち之なりと、姑く記して後考の出づるを待つ。

一九 茶屋々敷址

片上町大字西片上二百二拾番地にあり。天正年中、宇喜多直家、羽柴秀吉と響應の爲りに、此に茶屋を建てしと云ふ。其後、岡山藩倉庫を茲に置き、貢租を蔵む。廢藩後、官倉となり。明治五年二月、建物、敷地ともに下渡る依て小學校を設立す。現今の片上尋常高等小學校地は即是なり。

二〇 深谷御番所

福河村大字塞河字深谷にありて、海灣に臨り。備前藩祖池田光政以來、累世の間、鹿久居島を以て、狩獵の地と定めらる、や、堅く私人の伐木、入山を禁し、以て禽獸の蕃殖を圖れり。故に番所を此處に置き、常に士人を派して、本島を監視せしめたり。明治三、四年の頃までは、其居宅、儼然として存し、老松數株、優美として、枝條を海中に垂れしものありしが、今は悉く耕地となりて、私人の有に歸し、秀麥油々として、一見廢墟の歎を發すといふ。

二一 入電池

福河村大字福浦字入電にあり。備陽國誌に、龍女嘗て此池に入りし説見ゆ。(此本村當時の條を見よ)本村舊記に「入電池は、一夜の内に池と成申候觀音傳居申候。作州殿様森の御家の船人成され候に付、堤を切り抜き申候とあり」。此池、水面凡五町餘歩、砂洲自ら天然の堤をなし、池形扁円、一見奇異の感あり。古昔より口碑の傳ふる所によれば、一夜の内に池となりしといふ。蓋し本池の所在、正面に阿波鳴門海峡あるを以て、滿潮の際、怒濤激浪の爲り、一朝、斯の如き變形を顯したるやも知るべからず。池中の風景尤も美なるを以て、文人墨客の此に遊ぶもの多し。現今堤上に、畑四段餘歩あり。堤低く海水に連る所、僅かに七間許、池中には魚族海藻多し。

二三 首切島

同村鹿久居島の内、字小水尾の南東に在り。本島を距る、僅かに一町許、嵯爾たる一小島なり。元祿、寶永年間、内國の民、罪を犯すものを本島に流置す。其死刑に當るものは、即、此處に於て斬首したり。故に今に至るまで此の名あり。

吉備前鑑、本島の條に、此島昔しは濠なり。今は流人島なり云々。吉備温故に、本島へ罪人流さる、こと、元祿十一年に始まる云々。又、本村名主役覺書手鏡に、鹿久居島流人小屋作用御用被仰付浦伊部村權左衛門、相談御見届大森惣兵衛様、丑の二月十三日、四月九日迄に出来、一、御用場壹軒、長拾四間半、横三間半、かや葺、一、流人惣小屋貳軒、長拾四間半、横三間半、かや葺、一、長小屋一軒、長拾四間半、横三間半、敷瓦、一、遠見番所貳軒、長拾四間半、横三間半、かや葺、一、御番人當分假番所一軒、長拾四間半、横三間半、堀立かや葺云々とあり。此に因りて之を見れば、本島は竹て流刑地たりしこと、以て證據となすに足れり。現今は樹木叢生、僅かに一平地あるを見るのみ。

二三 宮崎

福河村大字福浦にあり。文龜年間、宮崎刑部と云ふものあり。京都より亡命して來り、この地に住せり。最も弓術に巧みなり。備陽國誌に、刑部が巨蛇退治の事を傳ふ。甚奇怪に似たりと雖も、今、猶、荒廢せる井戸あるを見れば、刑部の住せし邸宅地たりしことを知るに足る。左に備陽國誌の一節を録す。

文龜年中、宮崎刑部と云ふものあり。福浦村入電池の邊に行きし時、池中より龍女出で、刑部に囑て曰く、今や設岐志渡より大蛇來り、我龍宮城に入らんとす。汝宜しく之を退治すべしと。刑部因て池の邊にイみ居たるに、忽ち南海より波をわけて大蛇來る。刑部弓を取りて之を射る。大蛇傷つきながら、竹が濱と云ふ處まで、刑部を追ひ來りて、遂に狂ひ死す。前の龍女、再び現れ出で、方一尺の手匣を刑部に與へて、池中に歸れり。刑部此時より、俄かに富りといふ。其子孫、今に在りて與三兵衛といふ。

二四 御前岩

同村鹿久居島小字取切に在り。本島は古昔より、樹木繁茂、禽獸群生す。故に備前藩祖、池田光政以來、累代の間、此地を以て、狩獵の地と定められ、當時君侯此舉ある毎に、乃ち來りて此地に蒞み、帷幕を此盤石の周圍に繞らし、以て休憩を取り、擒獲の至るを候てり云々。是れ其名の由て起る所以なり。今に至りて、本村人民本島に航し、偶々此處に至るあるも、皆、畏敬して敢て此岩上に登るものなしといふ。

二五 夷社

三石町大字三石にあり。大平記に「官軍、伊藤大和の勢、三百騎、三石の宿、東、夷美須社の前に打寄る」あり。又「大江田式部の大輔氏經を大將とし、菊池宇都の宮が五千騎を船坂へ差向けらる。兎角して三時ばかりに峻嶮を凌ぎて、三石の宿の西へ打出で、宿の東なる夷社の前へ打寄り、中黒の旗を差し掲げて、東西の宿に火をかけ、鬨を擧げたりける」とあり。當時修羅の卷となりたる夷社は、燒き拂はれたれば、後人之を知るに由なかりしが、村民之を傳聞し、社の所在地(即ち田圃少許の地)を汚すを恐れ、若し穢を此場所に加ふれば、忽ち病を得ると稱したりしが、今よ

り四五十年前、大字三石の老民等相謀り、小祠を建て、祭れり。以て夷社の沿革を知り得べし。かくて宿の地を始めとし、數度の兵燹に罹りたれば、當時の舊蹟民家は更なり、寺院にも傳はらず。故に詳細を知る能はず。

### 二六 市倉山寺址

日笠村大字木倉字市倉にあり。此寺は孝謙天皇、天平勝寶元己丑年、報恩大師をして建立せしめ給ひし勅願四十八ヶ寺の一にして、當時の開山にか、れり。(吉備前鑑及ひ和氣絹による)今存せず。其近傍、坊の名ある所多し。此外、大字日笠上松村山、及同字則定の南にも寺の址あり。

### 二七 和氣の關址

備前國誌に、「三石村大字三石宿の西、關川と云ふ細流あり。古の和氣の關と云ふは此のあたりをや」とあり。昔、神功皇后征韓凱旋の途を要し、忍、熊別皇子叛逆を謀られし時、弟彥王(和氣ノ朝臣、垂仁天皇天子、鐸石別命ノ後也、神功皇后征伐新羅凱旋、明年車駕遷都于時忍熊別皇子等、竊持逆謀、於明石堺備兵待之、皇后鑑識、遣弟彥王於針間吉備ノ堺造關防之、所謂和氣關是也、大平後、錄從駕勳、酬以封地、仍被賜吉備磐梨縣始家之焉寶龜五年、改賜和氣朝臣姓(新撰姓氏錄とあり)に命し討伐せしめ給ひし古蹟にして、中國の要衝、山陽道第一の險と稱し、昔時、和氣の關を設けし名殘は、今に關川の名を存せり。

### 二八 船坂の古蹟

備前と播磨との界を船坂と云ふ。平家物語に「妹尾太郎三石の宿にて倉光三郎を殺しける。備前國は十郎薩人の國なり。其代官の國府にありけるを、やがて押寄せ討ちけり。其下人、逃れて京へ上りけるが、播磨と備前との境なる、舟阪山にて、木竹に行逢ひ角々申す云々とあり。元弘、建武の頃より、應仁、天正の間、屢次、戰鬪の地となりしこと明かなり。(備前國誌)兒島高德、熊山に義兵を擧げ、官軍に應じたる時、官軍、伊東大和守惟都を案内者として、三石の南方に當る、鹿の渡の細道より、三時計りにして、三石の宿へ打出る」と太平記に記されたるは、船坂の南方の細道、今の鹿の渡の謂なること明かなり。高德、烈を迎へ、後醍醐帝を奉し、大に後圖を謀らんと、待設けたるは、此地にして、坂南、鹿の渡より作州院の庄に連続したる山脈は、正しく高德の杉坂より、院の庄に出てたる道なりと。尙、船坂の近傍なる御所の平と稱するは、高德が帝を迎へんが爲め、豫め備へたる所なりと云ひ傳ふ。

### 二九 宿

英保村大字吉永中にあり。古の官道の宿にして、人家多くありし由、今は畑となれり。(備前國誌)其他の古書に據るに三石の關、吉永宿、藤野の宿とあり(一説に三石、吉永、和氣は本宿にして、藤野は假宿たり。和氣川止の時、引返してこ、に宿す云々とあり。)

### 三〇 人目河原の古戰場

英保村大字三股飯ノ山の麓ひとめ川の河原にあり。里民の説に、古戰場と云ひ傳ふ。何れの時代の戰場と云ふことを知らず。(備前國誌)古老の説によれば、太田原和氣の城主明石、東山の城山と合戦の砌、行人多く矢に斃る、因て人止河原と稱せしが、後世、轉訛して人目河原と呼ぶに至りしといふ。

三一 慶遠山遊久寺址

英保村葛籠にあり。年代縁起を詳にせず。後考を待つ。

三二 黒澤山満願寺址

英保村福満の内、倉吉に在り。孝謙天皇の勅願に依り、報恩大師の草創に係れり。當時七ヶ寺(東光院、西珠院、南光院、今尚ほ地名に存す。)と稱し、山門頗る盛にして、寺領も亦、饒多なりしが、寛文の頃、殆んど全廢となれり。同六年中、普賢院住持還俗(現社新庄氏九代の祖、但同家の系圖による)、新庄采女と改稱し、更めて正八幡宮の外、六社の神官となれり。其後、本堂一宇のみ、真享の頃迄、尚、存在せしが、同四卯年二月取崩し、本尊并に四天皇は南方なる松尾山松本寺へ退轉したるものなり。(松本寺の記事は寺院の章にあり就て見るべし。)

三三 恩徳山かくきやう寺址

英保村大字南方字恩徳にあり、山門の開廢ともに、年紀詳かならず。口碑の傳ふる所によれば、該山の光明、遠く海上を照らし、常に漁獲の利を失ふ。故に漁者之を恨み、之を火して焦土となす。時に本尊飛ひ去りて、箕崎に移れりといふ。

三四 明石有近の宅地

英保村葛籠に、宅地跡と稱するもの今に存せり。

三五 皇屋敷

三國村八塔寺山下の東方人家を距る二町の處にあり。往昔、後醍醐帝北遷の時、仮殿を建てし所なりと云ふ。全地の南方大股の北方、八塔寺へ通する間道を、皇坂と稱す。

三六 御輿塚

八塔寺より柿ヶ原に通ずる所にあり。後醍醐帝、御通轡ありし記念塚なりと、口碑に傳はれり。八塔寺より柿ヶ原に通ずる、山谷二十町の地を、「御輿が成る」といふ。

三七 神ノ上山

往古は方ノ上山と稱せしが、後、神ノ上山金剛寺と云ふ、巨剎を建立してより、其山號を取りて、神ノ上山と云ふ。又、俗間には神の空とも稱す。此寺、創立、廢滅、共に不明なれども、餘程の大寺なりしが、兵火に罹りて焼失し、一院のみは久しく残りたりと云ふ。按ずるに、天平勝寶年中、孝謙帝、聖武帝の遺詔により、報恩大師等に勅して、方ノ上八幡宮を此の山上に勸請せしめられしが、山高きを以て暴風の爲め、殿堂、再三、轉覆せしにより、其後、延暦九年、國造和氣清麿、西遷、由加神社に合併せしめたるものなり。今尙字に堂屋敷、大門、葛蒲池、鐘撞堂ノ跡等の名を存せり。現今僅かに北辰宮に社を存せり。古蹟全く荒廢して、唯、廢殘の古井あるのみ。現に山上保安林に属し、松樹鬱蒼たり。

三八 津田屋敷

藤野村大字吉田字奴久谷の奥にあり。津田永忠致仕後現今の地に退隱して、茲に隱宅を構へ、朝夕風月を友としたる、閑居の跡なり。今、尙、石垣を存し、其上に屋敷跡、堀、築山の跡あり。此の反別凡ろ一段余、少しく離れて津田一族の石碑七基あり。(石碑は此の碑の高碑の處にあり。永忠の傳は人物の章にあり、就て見るべし。)

和氣町大字益原にもあり。此處は寛永八年津田左源太、國守の命を受け、田原堰を築くや、當地に居宅を設け、以て工事を督す。庭園、今、尙、存し、古色愛すべし。

三九 和氣御番所

正徳五年、初めて吉井川岸(現和氣尋常小學校所在地)に、御番所を設置し、高瀬船荷物の検査を行ふ。和氣番所是なり。番所頭一人、手代二三人あり。頭は藩主の任命する所、手代は藩の隨意囑托する處なり。(詳細は運輸交通の舟運の條にあり、就て見るべし。)

四〇 和氣渡

和氣町にあり。往昔、國道の別の渡にして有名なり。詳細は運輸交通の章にあり、就て見るべし。

四一 益原の三大寺

和氣町大字益原に、法泉寺(現在)、賴光寺、林財寺の三寺あり。今其事實の証とすべきもの、地名の稱呼に、賴光寺屋敷、賴光寺井、(今民家に用ひる巨大の井)寺畑、門前、法界門、塔ノ窪、御坊子、段ノ下、東光坊、鐘鑄場山、伽藍塔、引野、等の地名を存せり。備陽國誌廢寺の内に、益原村に林在寺、大光寺、大壽山、法泉寺の三寺の名あり。其文字異なるも、雖も、昔時、三大寺のありしこと確かなり。今法泉の一寺を存するのみ。

四二 津田屋敷

和氣町大字益原字原にあり。藤野村津田屋敷の條に併記す、故に茲に略す。

四三 鉄砲之塚

山田村大字矢田の宇根山と云ふ所にあり。天神山の北に當れり。方拾間許凡三四尺築き上げたる壇なり。里

民の説に、宇喜多直家、天神山の城を攻むる時、此處より鉄砲をうちたる由。(備陽國誌)

四四 芝堤

備前(鹽田村)と作州の境にあり。長百間、高一間餘、横二間の堤なり。昔、作州勝南郡高下村との境界論ありし時、此の堤を築きて、其界を正せりと云ふ。(備陽國誌)現今は潰滅して、僅かに六七間を存するのみなりと云ふ。

四五 二坂山願成寺址

鹽田村大字奥鹽田の西南字寺坂に在り。もとは「スゞキ」山上、日裏の堂屋敷(今も)と云ふ所にありて、眞言宗の佛寺なりしが、何時の頃にか、寶壽坊と云へる住僧、寺を山麓俗家の間なる現地に移せり。寶壽坊の墓、今の寺地にあり。寛永五年入寂、次の住僧、權律師円式坊玄海、万治二年十二月廿五日入寂、(此塚尙存す)其弟子權大僧都祐海寛文十三年二月二十四日入寂、其弟子某の時、此寺退轉廢寺となる。今幅二間、長三間の堂ありて、十一面觀世音菩薩の像を安置し、梵鐘一個、繪設、經机等あり。

四六 高野瀬

鹽田村大字菅木にあり。吉井川水流中第一の難所と稱せられし處にして、舊幕時代は貢米、及其他の貨物を搭載して、上下する船舶、破壊沈没の厄に遭ひ、人命を殞し、貨物を失ふもの多かりき。是に於て、山田村大字矢田の人、佐分利勘四郎(舊大正臣)、率先して、浚鑿疏通の便を計らんことを屢、官に請ひ、明治十五年末より工を起し、全十七年九月十八日を以て竣工せり。(其浚鑿七十餘間、西手石卷六十餘間、東手石垣百六十餘間。)

今昔日の厄なきものは、實に佐分利氏の功なり。氏の傳は人物中にあり就て見るべし。

四七 上ノ坊

鹽田村大字北山方字本谷の東部にある古寺址なり。鍛冶山長福寺と号し、日蓮宗の寺なりしが、寛文年中、廢滅せりと云ふ。僅に築石の形を存し、泉水の跡石塔の類を見るのみ。現今寺跡に山王宮とて、小堂あり。此外、中の坊、下の坊、及字中原に、西の坊と稱する寺跡あれども、山号、寺號等の沿革詳ならず。

四八、尾寺山法藏寺址

同村大字鹽田の東方に法藏寺と云ふ處あり。現に五輪塔の破損せしもの、及び墓の台石等の存するあれば、或は寺跡とも思はるれども、創立廢絶の時代を詳にせず。又、東南尾寺山に寺跡あり、該所に池の跡、(寺の跡にあり)及墓石の類を存す。口碑に依れば、此處にありし寺を、現今の地に移し、尾寺山法藏寺と言ひしより。今に此の字を存せりと云ふ。

三 墳墓及石碑

一 池田家墳墓

吉永驛を北に距る二里餘、古松鬱蒼幽邃閑雅なる教土山池田家墳墓の地に至る。藤野村働より、清流に沿ひ、十八川を右に踰へ左に渡ること十八度、山また山の間を過ぎ、道の窮る所、坂あり。上に石の大鳥居立ち左右に櫻の古木、あまた立ちならび、花時の賞翫いふはかりなし。池田新太郎光政、因幡、伯耆の兩國の封を備前國に移されしより、早くも領内に墳墓の地を定めんとし、此の山間を深りて墓地とし、(人物の章津田永

忠傳参照) 寛文七年、津田重次郎に命じ、京都妙心寺の香華院より、其祖父池田輝政、其父池田利隆の遺骸を移轉改葬せし以來、池田家歴代の塋地となれり。然れども、池田氏は其中世より岡山の城市近き處に、佛刹の香華院を設け、墓所となせり。石碑は封内に有名なる、大鳥の花崗石もて之を造れり。こゝに詣で、先づ第三の山といふに至れば、新太郎少將光政の墓あり。高さ一丈もあるべき、馬籠封に添ひて、凸字形の墓、高く聳ゆ。側に神道碑と稱するものあり。工字形をなす墓碑と共に、棹石と臺石と一石なり。夫人本多氏の墓もまた同ト。敷地三百坪もありぬべし。第二の山には利隆、及夫人神原氏の墓あり、其製略す前に同ト。第一の山は藩祖輝政の墓なり。馬籠封、其他は前に同トせられども、其製、特に鄭重を極め、其撰文、墓標共に意を盡し、棹石、臺石を一材とし、棹石の高さ七尺餘、幅三尺ばかり、下に龜趺あり、龜首高さ三尺餘もあるべし。最も壯觀なり。墓地の中には、一の山を第一とし、二の山、三の山これにつぎて偉大なりとす。四の山、五の山は池田家支流の人々の墓なれば、規模、稍々小なり。近時の建設に係る、新山と唱ふる墓地には、慶政、茂政を葬れるなり。其墓石亦、巨大なり。尙、詳細は左の墓表及墓籍に就きて知るべし。

和意谷教土山池田家墓籍一覽

和氣郡神根村大字和意谷教土山	六拾番	武藏國荏原郡大崎村大字下大崎八十九番地
一墓地反別三反六畝歩	地主	侯爵 池田章政

番號	死亡者氏名年齢	死亡者年月日俗名 又ハ戒名ノ類	埋火葬區別及 其年月日	墓碑	墓碑建設年月日 及施主住所氏名	備考
第壹號	播備淡三國主姫路在城 松平三左衛門源輝政 年五十	慶長十八年癸丑正月 廿五日逝 證號火星照彦輝政命	寬文七年丁未閏 二月京都妙心寺 中護國院ヨリ改 葬 別紙圖面之 通リ	同上	寬文七年丁未二月二 日着手同七月二日竣 施主 備前岡山城主 松平新太郎光政	慶長十八年癸 丑正月播州中 市郷金谷ニテ 火葬元和年中 京都妙心寺中 護國院ニ改葬
第貳號	播州姫路城主 松平武藏守源利隆 年三十二	元和二年丙辰六月十 三日逝 證號大羽廣建利隆命	同上	同上	同上	元和二年丙辰 六月播州果林 ニ埋葬其後京 都妙心寺中護 國院ニ改葬
第參號	播州刈屋城主 松平右近大夫源輝興 年三十七	正保四年丁亥五月十 七日逝 證號佐用津建輝興命	寬文七年中備前 上道郡少林寺ヨ リ改葬	同上	寬文七年月日欠 施主 同上	正保四年丁亥 五月備前上道 郡少林寺ニ埋 葬
第肆號	播州安栗領主 松平備後守源恒元 年六十一	寬文十一年辛亥九月 四日逝 證號安栗識恒元命	寬文十一年辛亥 十月六日埋葬	同上	寬文十一年壬子八月 施主 備前岡山城主 松平伊豫守綱政	
第伍號	武藏守利隆室 柳原氏鶴子 年七十九	寬文十二年壬子十月 廿六日逝 證號天喚鶴比賣命	寬文十二年壬子 十一月廿六日埋 葬	同上	延寶元年癸丑十二 月九日 施主 同上	
第陸號	播州安栗領主 池田豐前守源政元 年二十二	延寶五年丁巳正月八 日逝 證號豐日男主政元命	延寶五年丁巳正 月廿九日埋葬	同上	詳 墓碑建設年月日不 詳 施主 同上	
第柒號	新太郎光政室 本多氏勝子 年六十一	延寶六年戊午十月七 日逝 證號押目勝比賣命	延寶六年戊午十 一月二日埋葬	同上	同上 施主 同上	
第捌號	伊豫守綱政四男 池田新太郎輝尹 年六	延寶七年己未正月朔 日逝 證号ナレ	延寶七年己未正 月三日埋葬	同上	同上 施主 同上	
第玖號	備前岡山城主 松平新太郎源光政 年七十四	天和二年壬戌五月廿 二日逝 證号鎮國武安光政命	天和二年壬戌六 月十三日埋葬	同上	貞享元年中建設 施主 同上	
第十號	華族 池田茂政室 池田氏萬壽子 年二十一	明治元年八月五日逝 證号眞名細萬壽媛命	明治元年戊辰九 月十二日埋葬	同上	明治四年八月建設 着手 施主 池田章政	
第十一號	慶政長男 池田鼎五郎政實 年二十	明治二年八月七日逝 證號奈若入雄政實命	明治二年己巳九 月三日埋葬	同上	同上 施主 同上	

第二十號	池田氏銳子 年一	明治三年九月二日逝 明治三年九月九日埋葬 諡号ナシ	同上	同上	同上
第三十號	慶政室 池田氏宇多子 年四十八	明治十年十月廿四日逝 明治十年十一月十九日埋葬 諡号奏撫合宇多媛命	同上	同上	明治十一年三月建 設着手 施主同上
第四十號	池田慶政 年七十一	明治廿六年三月三日逝 明治廿六年三月廿三日埋葬 諡号大名廣足慶政命	同上	同上	明治廿八年八月建 設着手 施主同上
第五十號	池田茂政 年六十一	明治三十二年十二月十一日逝 明治三十二年十二月廿四日埋葬 諡号五十武彦茂政命			

番號	大字和意谷字敦土山 六拾番
第壹號	墓略圖 碑面上○印ノ處ニ天祿辟邪ノ形ヲ刻ス 高八尺九寸八步 巾二尺七寸壹步

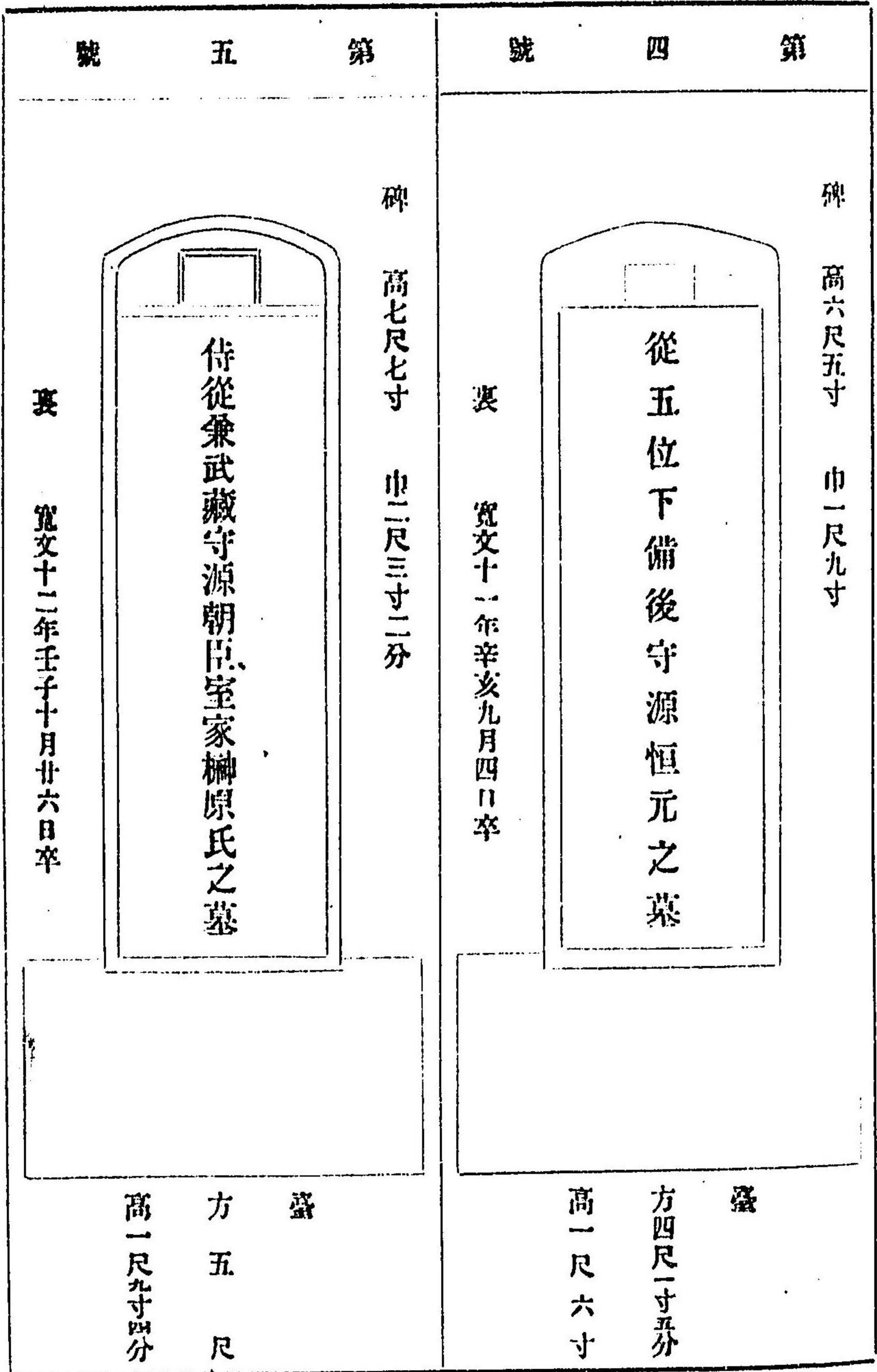


參議正三位源輝政卿之墓

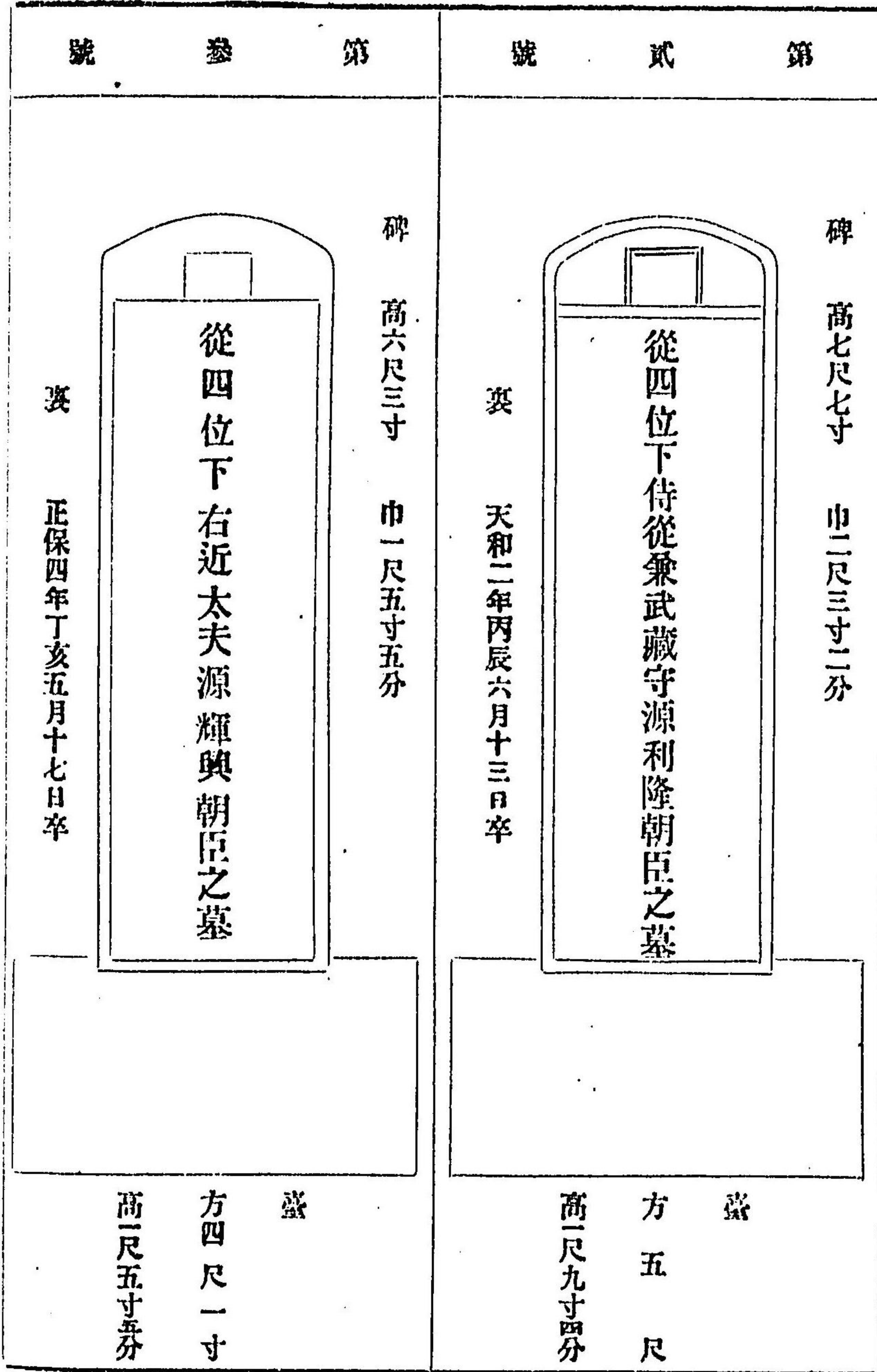
龜形蓋首尾八尺九寸五步 高二尺二寸五步

慶長十八年癸丑正月廿五日卒





百十三



百十二

第九號	第八號	第七號	第六號
<p>碑 高八尺二分 巾二尺四寸二分</p> <p>裏 ナシ</p> <p>從四位下左近衛權少將源光政朝臣之墓</p>	<p>碑 高五尺一寸五分 巾一尺四寸五分</p> <p>裏 延寶七年己未正月 日終</p> <p>池田新太郎輝尹之墓</p>	<p>碑 高八尺二分 巾二尺四寸二分</p> <p>裏 ナシ</p> <p>左近衛權少將源朝臣室家藤原氏之墓</p>	<p>碑 高六尺四寸 巾一尺九寸九分</p> <p>裏 延寶五年丁巳正月八日卒</p> <p>從五位下豐前權守源朝臣政元之墓</p>
<p>臺 方五尺二寸三分 高二尺一寸</p>	<p>臺 方三尺二寸五分 高一尺三寸</p>	<p>臺 方五尺二寸三分 高二尺一寸</p>	<p>臺 方四尺二寸五分 高一尺六寸</p>

<p>第 十 三 號</p>	<p>第 十 二 號</p>	<p>第 十 一 號</p>	<p>第 十 號</p>
<p>碑 高八尺三寸 巾二尺一寸</p> <p>從四位源慶政朝臣夫人池田氏之墓</p> <p>妻 明治十年十月二十四日卒</p>	<p>碑 高四尺 巾一尺</p> <p>池田氏銳子之墓</p> <p>妻 明治三年九月二日卒</p>	<p>碑 高五尺四寸 巾一尺七寸五分</p> <p>池田鼎五郎政實之墓</p> <p>妻 明治二年己巳八月七日終</p>	<p>碑 高八尺二分 巾四寸二分</p> <p>少將兼武藏守源朝臣室家池田氏之墓</p> <p>妻 明治元年戊辰八月五日卒</p>
<p>蓋 前四尺六寸 橫四尺四寸 高二尺</p>	<p>蓋 方二尺 高八寸五分</p>	<p>蓋 方三尺八寸 高一尺五寸</p>	<p>蓋 方五尺二寸三分 高二尺一分</p>

第 十 四 號

碑 高八尺三寸 巾二尺一寸

從二位池田慶政公之墓

墓 前四尺六寸 橫四尺四寸 高二尺

裏 明治二十六年三月三日葬

和氣郡神根村大字神根本字五之山 千五拾五番 武藏國荏原郡大崎村大字下大崎八拾九番地

一墓地反別貳反壹畝拾五步 地主 侯爵 池田 章 政

號	番	死亡者氏名年齡	死亡年月日俗名及ハ戒名ノ類	埋火葬區別及其年月日	墓 碑	墓碑建設年月日及施主住所氏名	備 考
第 一	池田民部政貞	年二十一	諡號千引殿根政貞命	葬	別紙圖面之通	備前岡山城主 松平新太郎光政	武藏守利隆三男 五月逝 寬永十年癸酉七月廿五日逝 寬永七年丁未閏二月京都妙心寺中護國院ヨリ改

第 二	池田加賀政虎	年四十六	諡號大乘院心天紹空	同上	同上	同上	備前長臣列 寬永十二年乙亥七月廿八日逝
第 三	池田藤津利政	年四十六	諡號法清院月桂淨秋	同上	同上	同上	備前長臣列 寬永十六年己卯八月十一日逝
第 四	池田氏六子	年不詳	諡號成德院見岩永性	同上	同上	同上	新太郎光政六女 延寶七年己未十二月廿五日逝 延寶七年己未十二月廿七日埋葬

番 大字神根本字五之山 千五拾五番

號 墓碑畧圖

第 四 號	第 三 號	第 二 號	第 一 號
<p>碑 高五尺一寸 巾一尺五寸五分</p> <p>池田氏六之墓</p> <p>裏 延寶七年己未十二月廿五日終</p>	<p>碑 高五尺一寸 巾一尺五寸五分</p> <p>池田利政之墓</p> <p>裏 寬永十六己卯八月十一日終</p>	<p>碑 高五尺一寸 巾一尺五寸五分</p> <p>池田政虎之墓</p> <p>裏 寬永十二年乙亥七月廿八日終</p>	<p>碑 高五尺一寸 巾一尺五寸五分</p> <p>池田政貞之墓</p> <p>裏 寬永十癸酉七月廿五日終</p>
<p>臺 方三尺五分 高一尺三寸</p>	<p>臺 方三尺五分 高一尺三寸</p>	<p>臺 方三尺五分 高一尺三寸</p>	<p>臺 方三尺五分 高一尺三寸</p>

同上墓表一覽

播備淡三國主源相公墓表

公諱輝政、字三左衛門、小名古新、氏池田、姓本稱源、傳謂公之大父紀伊守諱恒利者攝津池田十郎教正之裔也。教正實爲楠正行遺腹之男、有故爲池田九郎教依之子、承其家宗、故號池田十郎、以執費于將軍足利家、所謂兵庫助是也、恒利會家攝州、仕于源將軍義晴、後僑居尾州、鑑發曰宗傳、恒利之子諱恒興、字勝三郎、亦稱紀伊守、筮仕右僕射平信長、軍功居多、仍賜諱字、改名信輝、信輝者公之椿府、而室禰者荒尾美作守善次之女、永祿七年生公于尾州清洲城、十二月晦日維繫弧之辰也、幼而備儻、及長雄偉不常、天正八年荒木攝津守村重叛於信長、其黨荒木志摩守元清據攝州花熊城、兵庫尼崎連城相應、雜賀賊徒爲聲援、信長命信輝削平之、公時十六歲、與兄之助隨父共攻花熊城、公手殺猛士、遂拔其城、亦陷兵庫尼崎、信長不辭其勞、賜公良馬、又下褒冊以旌其功、於是食封於攝州、信輝居大阪、之助居伊丹、公居尼崎、十年六月惟任日向守光秀、信長信忠於洛陽、時羽柴秀吉在備之中州、與毛利氏挑戰關變大驚、歸和而歸攝州、其志在討光秀、乃飛檄諸將會尼崎議軍策、秀吉信輝刺髮相盟、信輝自稱勝入、公從勝入之助而往、其兵五千進屯山崎、與光秀之軍圍、賊軍敗走、光秀被殺、十一年轉攝津領濱州、勝入守大垣、之助守岐阜、公守池尻、十二年公從父兄發兵於尾州、長久手之役、公與父兄異地而屯、時有告父兄之阻命者、公欲直馳敵軍而向死所、家人扣馬諫曰、父兄不死、我見其共完、請勿信浮言而輕効死、公然之乃止、其後公移居大垣、復轉大垣居岐阜、封地十萬石、此年九月七日公之家嗣利隆生于岐阜城、十三年三月秀吉發軍親赴州根來寺、且進討雜賀之賊、攻太田城、乃

築長堤而灌泅河、公帥兵圍一方、城主乞降、南紀始平八月越中巨魁佐々陸奧守成政不順、秀吉北征、公亦隨行、成政棄外山城而降、北路從此又安、十五年船津修理太夫義久蠶食鄰國、兵威日盛、秀吉帥諸將征義久、公亦懸軍深入九州、秀吉前鋒已到薩摩鹿島、義久計不能敵、刺髮來降、秀吉命公及諸將攻日向大隅、兩國之士望其兵勢、偃旗解甲皆請再遣之恩、海西氛埃頓息、班師之後、秀吉賜公於羽柴氏、十六年 御陽成帝行幸關白豐臣氏聚之第、公拜拾遺爲供奉、十八年北條氏直叛亂關東、不朝京師、秀吉帥國侯伯攻相州小田原城、公圍早川、氏政自殺、氏直面縛、關左八州皆降、秀吉遂進軍征奧州、公爲前驅、伊達陸奧守政宗迎秀吉於那須野請謁、南部大膳大夫信直亦出犒軍、到處悉夷、於是海內混一、無不聽秀吉之命、凱旋之後賞公勳勞、移封參州吉田城、食邑拾五萬石、且賜勢州小栗栖莊、爲京邸之湯沐邑、今茲之冬、九戶修理亮政實作亂東奧、事達京師、秀吉命秀次爲都統、率公及諸將討之、諸軍進圍九戶城、政實歸降、賊黨伏誅、慶長五年上杉景勝不朝大坂、東照神君聲其罪而征之、公與長子利隆共爲 神君之先鋒、到野州宇都宮、神君陣于小山、石田三成等與景勝及關西侯伯合犄角之謀、將襲 神君、神君舍景勝而討三成等、時四海鼎沸群兇蜂起、駿遠參尾四州之士屬意於 神君者皆納質于吉田城、蓋依公爲 神君之乘龍也、神君以公及福島正則爲先陣、本田忠勝井伊直政爲監軍、征東諸將回軍西向、使村越茂助直言賜書問軍計、神君從東海道、台德驛公從東山道、公與正則欲攻岐阜城、城兵三千出屯于新加納村、相約正則可渡萩原、公可渡新加納河、軍議已畢、各向渡口、公帥七千之兵先正則而渡、力戰忽收城兵、追北二里許、斬首七百餘級、軍散之後正則適至、翌日攻岐阜、正則憤昨日之後期、味爽整旅先公而往、放火燒民屋、沮絕公前路、乃與城兵戰于七曲坂、公

昔年守此城、而險阻艱難備嘗矣、即從間道馳到水夏河、直排水門而入、先登城上立其旗幟、城遂陷沒、使城主秀信遁去、乃獻羽書而報捷音、神君喜東隅桑榆之兩得、使加藤源太郎成之賜書勞公、既而神君之大旆到澁州、登盧岡山、召諸將定軍列、使公當毛利輝元之兵、公曰願與石田三成浮田秀家島津義弘戰、神君曰我在後陣可枉從焉、公遂聽命、明日戰于關原、西軍忽敗、群衆投首、餘寇就擒、脅從之士皆叩頭請降、神君賞公大勳、乃改吉田賜播磨國、六年播州姬路居城舊制隘陋、公大起土木之役、廣其城郭浚其溝池、八年賜備前國於二男忠繼、今歲神君任征夷大將軍而拜朝命之辱、公拜羽林乘輿扈從、十一年公往武江築大都城、兩君慰勞甚至、且賜蒼鷹許符武州之禁野、凡城隍版築之命於侯伯者、公多執其役、十二年廣橋大納言兼勝勸修寺中納言光豐奉承 敕旨、命立入河內守康善往于播州、賜公御劍寮馬、十五年賜淡路國於三男忠雄、忠繼忠雄共幼未能預國政、蓋為公加賜兩國也、十六年公與列國諸侯築 禁裡之御垣、十七年春公有疾、神君尊公憂之、遣朝倉藤十郎宜正山岡五郎作景長河口長三郎正武、賜書數問之、且使勦殿兵庫助某牧野伊豫守成里就看其疾、夕痊之後即詣武江而謁尊公、尊公、命公曰當任參議、且賜松平氏、以係柳營之屬籍、公即禮謝歸、路詣駿府、謝于 神君、神君喜色溢面、燕賜甚厚、且命放鷹之地於攝州、即辭駿府而入京洛朝 禁裡、奏參議之慶也、十八年春舊病再發、正月廿五日易發於播之姬路城、春秋五十、神君尊公使秋元但馬守泰朝松平丹後守重政來賜賻金、又遣安藤對馬守重信村越茂助直吉節制國事、公之為人剛直而寬、臨下以簡、聘良士、旌孝子、其事上之勤夙夜匪懈、故 神君之遇公亦厚、貴為八座、富有三國、其餘賞賜良劍名軸俊鷹駿馬種々珍玩、時々遺問不可勝記矣、寬文七年之春、公之家係備前國主從四位下左近衛備少將光政朝臣卜其宅兆、制其墓域、祖考古式、收葬於當國和氣郡和意谷教土山、立表於墓側以記其事、公有八男二女、嘗娶中川清秀之女生長男利隆、叙從四位下掇侍從、補右衛門督任武藏守、繼世領播磨國、再娶 神君之女生二男、忠繼叙從四位下、掇侍從補左衛門督、領備前國、早天無嗣、三男忠雄叙從四位下、掇侍從任宮內少輔、歷進參議、初領淡路國、忠繼卒後轉淡路備前國及備中數郡、四男輝澄叙從四位下、掇侍從任石見守、初領播州共粟郡、後益封佐用郡、五男政綱叙從四位下、任右京大夫、領播州赤穂郡、亦天無嗣、六男輝興叙從四位下、號右近大夫、初領佐用郡、政綱卒後轉佐用領赤穂、長女適京極丹後守源高廣、次女適伊達陸奥守藤原忠宗、庶子政虎利政共為利隆光政之家臣

拾遺武州刺史源朝臣墓表

朝臣諱利隆、小名新藏、源姓池田氏、傳謂朝臣之曾大父紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也、教正實為補正行遺腹之男、有故為池田九郎教依之子承其家宗、故號池田十郎、以執贊于將軍足利家、所謂兵庫助是也、恒利曾家攝州、任于源將軍義晴、後僑居尾州、薨髮曰宗傳、大父諱恒興、字勝三郎、異稱紀伊守、擢用于右僕射平信長、軍功居多、仍賜諱字、改名信輝、斷髮號勝入、先考諱輝政、字三左衛門、豪氣軼材少、有柱石之姿、調選參議正三品、食於播備淡三國之德秩、妣中川瀨兵衛清秀之女、以天正甲申九月七日生朝臣於澁州岐阜城、參州吉田其鞠長之地也、朝臣檢身嚴正、事先考能服勞承志、奉繼室尤謹肅、其與群弟友愛既翁、下至侍御賸獲、恩德結于心罔不懷服、及先考之下世、朝臣嗣宗職、凡臣僕之易任使者、悉與群弟自引其旌倪與故舊、如器什貨物亦予美收毀、其發政播令亦多率由先考之舊章、而不敢改革、慶長庚子 東照神君征

上杉景勝、乃命先考為先鋒、朝臣時十七歲、從先考爾往、陣于野州宇都宮、未振金鼓關西告急、遂旋師旅而西、復為先驅、岐阜之役濟河搏戰、共先考厲血刃之功、遂夷「平」原之亂、癸卯賜備前國於其弟忠繼、忠繼尙嘗亂未堪脩職、故代知州事、乙巳叙從四品、任拾遺、補右金吾、台德尊君養神原式部太輔康政之女以妻朝臣、世修姻親之好、御將之際使青山播磨守忠成土居大炊頭利勝各執其事、丁未始往武江、執謁 尊君、禮待殊厚、乃賜松平氏、且為武藏守、蓋踰於 尊君前任之武也、及告歸以勦殿兵庫助某陪從、而遊觀於鎌倉舊墟、己酉四月四日適嗣光政生于備前岡山城、 尊君俾牧野豐前守信成來備前以述弄璋之慶、 既長劍短刀及衣服於光政、又賜封邑千石於備中、以為朝臣之夫人脂粉之費、癸丑春先考有疾、大漸惟幾朝臣時在武江、 尊君速命歸省、先考易費之後、賜播州於朝臣甲寅朝臣往武江築城壁、今茲之冬大坂有違言、神君尊君共發六軍朝臣亦自將到尼崎、渡神崎及中津川、禽殺數十人、進屯于天滿為後援、又以 神君之命、分兵戰船於淡路海門、守西海之兵路、 嚮和之後班師、翌年乙卯大坂之難再作、朝臣又擁重兵而到難波、燒大和田之民舍數百、城陷之日、獻首級千餘、丙辰之春朝臣在武江而不豫、 尊君即賜歸休、先入京師醫養其病、且使牧野傳藏成純追其後以訊安否、治療術窮藥不可為焉、六月十三日遂逝於洛之館舍、享年三十有三、 尊君以便節賜賻金於武江之第、朝臣之在世、凡郡城隍壁造築之績、劍馬貨服獎賜之賚不可殫記、 寬文丁未之春孝子從四品左近衛權少將光政朝臣收葬於備前國和氣郡和意谷教土山宅兆、 城宅之制租由法、故立表於墓側以記其事、朝臣有三男一女、長男光政叙從四位下、歷侍從任少將、 襲封領播磨國、中間改播州領因幡伯耆兩國、及叔父忠雄卒、又轉因伯二州領備前國及備中數郡、次男恒元叙從五位下任備後守、領播州美栗郡、女適山內對馬守藤原忠豐、庶子政真為

光政之家臣

備前國主左近衛權少將源朝臣墓表

朝臣諱光政、小名新太郎、源姓松平氏、本氏池田、傳謂朝臣之高祖紀伊守諱恒利者攝州池田十郎教正之裔也、教正實為楠正行遺腹之男、有故為池田九郎教依之子承其家宗、故號池田十郎、以執贊於將軍足利家、所謂兵庫助是也、恒利曾家攝津、仕於源將軍義晴、後僑居尾州、 薨髮曰宗傳、 曾祖諱恒興、字勝三郎、 襲稱紀伊守、 擢用於右僕射平信長公、 軍功居多、 仍賜諱字改名信輝、 斷髮號勝人、 祖諱輝政、 字三左衛門、 豪氣軼材少有柱石之姿、 調遣參議正三品、 食於播備淡三國之饒秩、 先考諱利隆、 小名新藏、 叙從四品、 任侍從兼武藏守、 賜松平氏、 領播磨國、 妣神原式部大輔源康政之女、 台德尊公養以適先考、 以慶長十四年己酉四月四日生朝臣於備前國岡山城、 尊公俾牧野豐前守信成來備州以述弄璋之慶、 既長劍短刀及衣服於朝臣、 又賜封邑千石於備中、 以為先妣脂粉之費、 十六年辛亥朝臣三歲始往武江、 拜謁 尊公賜短刀、 十八年癸丑拜賜 東照神君於武江、 亦賜短刀、 元和二年丙辰夏先考卒於京師、 臥至於武江、 尊公使酒井雅樂頭忠世土井大炊頭利勝來命朝臣襲先考之封領播磨國、 三年丁巳轉播磨國因幡伯耆兩國、 一四年戊午 尊公命休假、 賜長劍、 始入因州、 五年己未 尊公朝 禁裡、 朝臣參候於京師、 六年庚午冬往武江、 今茲築大阪郡城、 九年癸亥 大猷尊公朝 禁裡、 朝臣叙從四位下任侍從、 賜諱字、 既長劍乘輿扈從、 寬永元年甲子亦築大阪郡城、 三年丙寅 台德尊公 大猷尊公朝 禁裡、 後水尾帝行幸二條城、 朝臣拜左近衛權少將、 乘馬扈從、 五年戊辰正月 台德尊公 養本多中務大輔忠刺之女稱姬君、 自西城以適朝臣、 御將之際使土井大炊頭利勝高力攝津守忠房各執其事、 以



爲 尊公之外孫女也、昏禮後三日朝臣拜謝 尊公、嘉儀殷勤、賜觴又賜長劍短刀、是時在府侯伯無識與不識悉執贊來賀其餘、大丈士亦莫不來賀、今茲亦築大阪都城、八年辛未 台德尊公有疾、特召朝臣於臥內有懇命、九年壬申 大猷尊公懇命朝臣曰、以備前爲西州之前衝、故移封、乃轉因幡伯耆陽備前國及備中數郡、十一年甲戌尊公朝 禁裡、朝臣往京師、十三年丙子正月築武江、都城十五年戊寅正月五日 家嗣綱政生於武江、二十年癸未正月亦築武江都城、正保二年乙酉二月 尊公懇命朝臣、建 東照神宮於國內以奉祀之、四年丁亥 尊公養朝臣之次女稱姬君、賜封邑二千石於城和兩州、乃驛路宿於公館、入洛裝於二條城、以適一條右僕射藤原教輔公、又道上使中根大隅守正成扈從、今茲朝臣告 尊公、願與封內墾田二萬五千石於弟備後守恒元、慶安元年戊子 尊公將詣日光山、親命朝臣曰、此行世子留在焉、乃是吾情之所安也、故使乃留守、當與阿部豐後守忠秋相議以護之、朝臣祇承命、尊公歿府之後亦有懇命、使朝臣詣日光山、二年己丑 尊公親命朝臣曰、播州與備前爲鄰、故以矢粟郡三萬石封恒元吾意猶賜乃然、且命恒元復墾田於朝臣、承應三年甲午夏領內大旱、秋大水、庶民及馬牛之溺死居多、郡邑亦飢餓朝臣於是惕若、畏天戒惻、然施仁政夙夜汲汲乎如不及、水旱之餘田野荒蕪國用不足、故借黃金四萬兩於 尊公、以賑濟窮民、惠鮮鰥寡、救糶乘兒、又與銀米竹木於士家民屋之破壞者、悉繕修之、除冗征薄賦歛、以厚民生、裁省冗費節制財用、以立儉約之法、置醫於郡邑以療民疾、設諫院於城門、以開言路、旌孝子賞善人、其餘善政不可勝記、明曆元年乙未二月始制祖考之主、以行時享、且薦忌辰、萬治二年己亥二月建祖廟、凡四時忌日之祭、朔望佳節之薦、無不舉行、寬文四年甲辰九月令自老臣以至士庶各書上性行善者、六年丙午五月改正領內之雜祠若干、以爲七十六

社、請證印於吉田侍從卜部兼連以納之、七月賞庶民志學善行者、賜與金穀亦居多、八月領內之民靡然祭遊備禮、朝臣不得已乃告武江之老、而使其社主監察耶蘇禁止左道以出證狀、九月朝臣督令士民皆書上政事之得失、凡百二十八條、而使諸司相議擇其可取者、於是議舉、其可取者凡三十二條、悉施行、十月以城府舊舍假爲學館、令諸士之子弟八歲至二十歲者皆入學、朝臣數遊學問儒士之講經、又視諸生之習藝、今茲置陳職、命之曰、當正吾躬及老臣諸司之過失、七年丁未二月令國畫而施京畫、閏二月前茲祖考之墳墓在洛陽寺院、朝臣嘗欲收葬之、乃使人廣擇墓地於國內、然後親巡視和氣郡以下墓地於和意谷教土山、又遣人迎故柩於京師、於是朝臣親蒞收葬、其宅兆城之石碑誌表之制祖由典故、八年戊甲三月祭墳墓、每歲爲常例、五月每郡設校、置師以令民子弟入學、又墾田以供其用、六月朝臣自奉一從儉約、又立士庶居服食物婚姻交際之制、九年己酉七月新造學校、設聖室、置學田、今茲亦令老臣士庶各書上性行善美者、任事所宜者、十年庚戌朝臣往年嘗巡視墓地於和氣郡、而經木谷村、見其與谷幽巖清閑、區宜宜學者讀書講學之地、於是於學舍、設聖位號關谷、使士庶之子弟皆入學、以欲永傳於後世、又畫井地於同郡友延村之新田、以試助法、十一年辛亥十月願借米二萬石於郡邑、以換做社倉、弘賑濟、十二年壬子六月十一日告 嚴有尊公、退老傳世於適子綱政、又願墾田二萬五千石於庶子政言、綱政亦告 尊公、願與封內邑一萬五千石於庶弟政倫、十月二十六日先妣福照院大夫人卒於武江、朝臣哀感甚至、告飯備陽、奉柩車以合葬於教土山先考之塋、明年癸丑二月往武江以拜謁 尊公、今年九月命休暇、賜黃鷹一聯其馬一匹、以後爲恒例、延寶六年戊午十月七日夫人本多氏卒武江、乃使政倫落葬於教土山、八年庚申五月八日 嚴有尊公薨、十二月朝臣往武江拜謁今大君、明年辛酉八月命休暇、賜惠西

巖墨蹟一軸長鳥一匹、天和二年壬戌夏朝臣有疾、醫療百術無効、遂往其大漸、自諸子親戚老臣以下至穢獲細民莫不奔走告鬼神以祈朝臣之平復、然命不可奈何、以五月二十二日遂卒於關山西城、享年七十有四、城府至聞聞查是皆莫不哀慕泣血、凡四方好學之士亦悉嗟嘆悼惜、越六月十三日葬於教土山、嗚呼朝臣之爲人也、寬弘而剛毅、篤實而明敏、溫和而有威、其行已也端正而有恒、淡游於世味不好飾、其事上也忠信而寡私、故其誠之感人、至侍御僕從雖未聞其言莫不信其不貳之節、其事先妣也孝順尤至、愉色婉容不違其志、樂其心、定省奉事之誠人皆莫不感慨、其於室家也好合如瑟琴、相敬如賓客、其於弟妹也、友愛實篤、其於諸子慈教莫不至、故家道肅雍而風治源深、其於宗族亦敦睦、而其齒德顯然爲親屬少壯之重望、其臨下也嚴而恕、自虛能容諫、厲士風導禮義、勸其善諱不能、喻戒諄々不倦、故遠近諸臣無不中心懷服以從事、其治民也惠而有義、憐々用心於民事、時召郡吏以勸農教俗、賸窮之道丁寧告戒、是以澤被閭巷、而孝弟慈祥頗成風俗、其於聽訟施刑也尤慎重、必先令諸司考數論義、而後自揀擇處其當、故獄訟得平、而無刑蓋之患、其好學之志終始惟一、而至老不怠、平居燕閒必令儒臣講經論道、而喜悅不已、是故其發政事者多嘉績、雖時昇平而儆戒無虞、師旅行伍之列、行軍屯營之法、斥候控帶之要、未嘗不講究戒令、或因田獵以習兵事、或召壯士以試射御、其文德武備不偏廢如此、是以人皆言朝臣若當風塵之時、則其豪氣英邁必能破堅摧銳、而垂功名於竹帛爾、朝臣之在世、東武之朝享、歲時匪懈、大猷尊公魯遇殊厚、而命懸到不可勝記、凡歷朝獎嘉之賜、駿馬俊鷹良劍名軸衣服金銀亦不可枚舉、朝臣娶本多氏有一男四女、長男綱政叙從四位下任侍從兼伊豫權守、繼世領備前國及備中數郡、長女奈阿適本多下野守藤原朝臣忠平、二女通君適一條右僕射藤原教輔公、三女富幾適神原刑部大

輔源朝臣政房、先卒、季女左阿適中川佐渡守源朝臣久恒、庶子政言任叙信濃守從五位下、政倫任叙丹波守從五位下、庶女六適家臣、後寡居先卒、房適毛利甲斐守大綱元朝臣

二 浦上村宗之墓

伊里村、大字木谷、字、着到に在り。五輪塔にて四面に梵字を記せるものあるのみ。享祿四年六月四日、天王寺に於ける三好筑前守元長との戦に、力盡きて討死す。嫡子政宗、二男宗景、其死骸を収めて、此の地に葬れり。

三 高橋、野尻兩氏の墓

同村大字善山、万山の頂にあり。東に備陽統卒將仲愛(泉八右衛門仲愛は一利の二男、伯繼の弟なり。)妻、高橋氏(名は長、江州彦根之城主、日、善山村に卒し、夫婦が墓に葬る。)之墓。西に紀正興(熊澤橋八郎紀正興の父を、大膳正之といふ。松浦家の臣たり。正之は其末子去り、慶安年中、芳和公及綱政に任へ、銀三百石を食み、感徳組の頭となり、後氏を改めて、南條伊太夫といふ。元祿四年未平四月三日、武州江戸の旗本に卒す。行年六十三歳。文を學び和歌連歌を好む。市人の中にまじりてみよし野のたぐも思はぬ身こそやすけれ。)之墓。江にねふる鶴の心をもちて千鳥や立あなぐらん。妻野尻氏(名は眞、寛文八戌申年五月二十六日、行年三十三の年所は、水子手時自陸源七郎二北十六間あり。寛文己酉年四月二十五日、泉嶺之助、熊澤八郎、熊澤氏墳墓に葬る。)之墓。夫婿が墓に葬る。東四三十四間、南

四 野尻一利夫妻の墓

同村大字善山、蜂之谷、佐幸田の山頂に在り。左は野尻藤兵衛一利號一丁之墓、(一利の父を野尻久兵衛、母を伊達に仕へ、浪人となり、山崎甲斐守家治、招て客とす。肥前島原之役、編島氏の麾下に属し、城壁に乗り、彈丸、股を穿ち、肉高に止る。空城島に逃れ、鎧丸脱出、其証はなり。延寶庚申年八月二十三日、行年九十一歳にて關山に卒す。曾て善山に墓を結びたるを以て、左善田の山上に遷葬す。其墓、右は野尻藤兵衛一利妻熊澤氏之墓、)一利の妻、名は眞、寛文十庚戌申四月十日、行年六十九歳にて、御野郡式、備後を用ゆ。右は野尻藤兵衛一利妻熊澤氏之墓、(一利の妻、名は眞、寛文十庚戌申四月十日、行年六十九歳にて、御野郡式、備後を用ゆ。父を熊澤中右衛門守久といふ、尾州丹羽郡瀬邊村の内年長)

公役免許の田宅守久先祖より世々傳へて、子孫に居れり。守久、福島左衛門大夫正則、及水戸中納言頼房に仕ふ。正則、肥後守の時、先江戸大名小助の領下に豊原す。其四方を頼く因で、生死の間を知らず。危を見て、從者悉く連れ出づ。節を守り、命を委て、守久以下僅七人殘れり。正則、死を背て脱出せらる。江戸を出るに及で、途中殺害に遭ふ。其時、頼房の風説有り。頼房、守久志を疑せず。相從て配所に手れり。正則、曾て國士を過せざるを以て悔て涙を垂る。守久男子なし。女婿、野尻一利の嫡子、伯祖を襲て子とす。)

五 熊澤蕃山の隠遁所

同村大字蕃山字寺口に在り。明暦年間、熊澤蕃山の隠遁せし古蹟なり。今は變つて水田と化し、只、僅に石碑の殘存せるものあるのみ。(教習の寮、関谷製酒本陣、及び人物の在熊澤蕃山傳、並に本字島游軒遺址碑等併せ見るべし)

六 五輪の塔

福河村鹿久居島字五輪の曲にあり。首切島を距る僅かに數町あり。昔時、本島流刑の地となるや、其斬首に處せられ、若くは病死せるもの、屍體は、皆、此處に埋葬せり。故に當時、五輪の塔を建設せしものなりといふ。依て此處を五輪の曲と呼べり。數年前までは、二基を存せしが、今は只、一基を殘せるのみ。

七 和氣清磨の墓と稱するもの

英保村福滿の内、倉吉滿願寺舊址の東山裾にあり。杉の墓と稱し來る。蓋し杉の大樹あるによる。何人の墳墓なるやを詳にせず。土人呼んで和氣清磨の墓と稱するものなり。

八 首塚

英保村大字金谷の里道の側にあり。昔、戦死者の首を埋めしと云ふ。(備陽國誌)建武年中、官軍賊を三石城、及船坂山等に破り、軍卒多く戦死し、斷頭極めて多し。依て處々に塚を設く。中古、村司、北川某、此地に一基を造りて、幽魂を慰めたり。世人之を呼んで首塚と云ふ。

九 千人塚

英保村倉吉東山城の東山腹にあり。據を知らず。仙人の塚と云ふことならんか(備陽國誌)

一〇 兒が塚

全村倉吉龍泉山にあり。石塔あり。其何の塚と云ふことを知らず。(備陽國誌)

一一 五輪の社

日笠村大字日笠上字松ヶ鼻に五輪の社あり。境内廣く大陰曆八月朔日を以て祭日とす。其緣起を知らず。本村は天神山に近く落城の時、死者多かりしたり。古墳の存するもの多し。これもそれ等の類ならんか。

一二 姫君生害の地

同村大字日笠下字山崎の東山腹。古木蒼鬱たる所にあり。天神山落城の時、御姫様生害の地なりと、口碑に傳ふ

一三 日笠牛之介の墓

同村大字日笠上字湯ノ口に、日笠牛之介、田村彌藏の墓あり。石碑は享和二年正月に再建せしものなり。

一四 日笠嘉左衛門の墓

同村大字日笠下字河本に、日笠次郎兵衛頼房の孫、日笠嘉左衛門頼之夫婦の墓あり。明和元年に建てしものなり。(次郎兵衛は浦上宗景の臣にして、天神山落城に功ありしものなり。嘉左衛門は宮内卿頼代に上京し、光悅に逢ひ紙漉の業を學び、日笠村に於て、此の業をなせしとの御意ありより、上京して光悅に逢ひ、禮古し、紙を漉せしに、御意に入り、此紙を土座に上京し、光悅に逢ひし氣に入れりとの香狀二通(日笠武一所藏)あり現今日笠紙と稱する或は、此に始るといふ。)

一五 延原彈正の墓

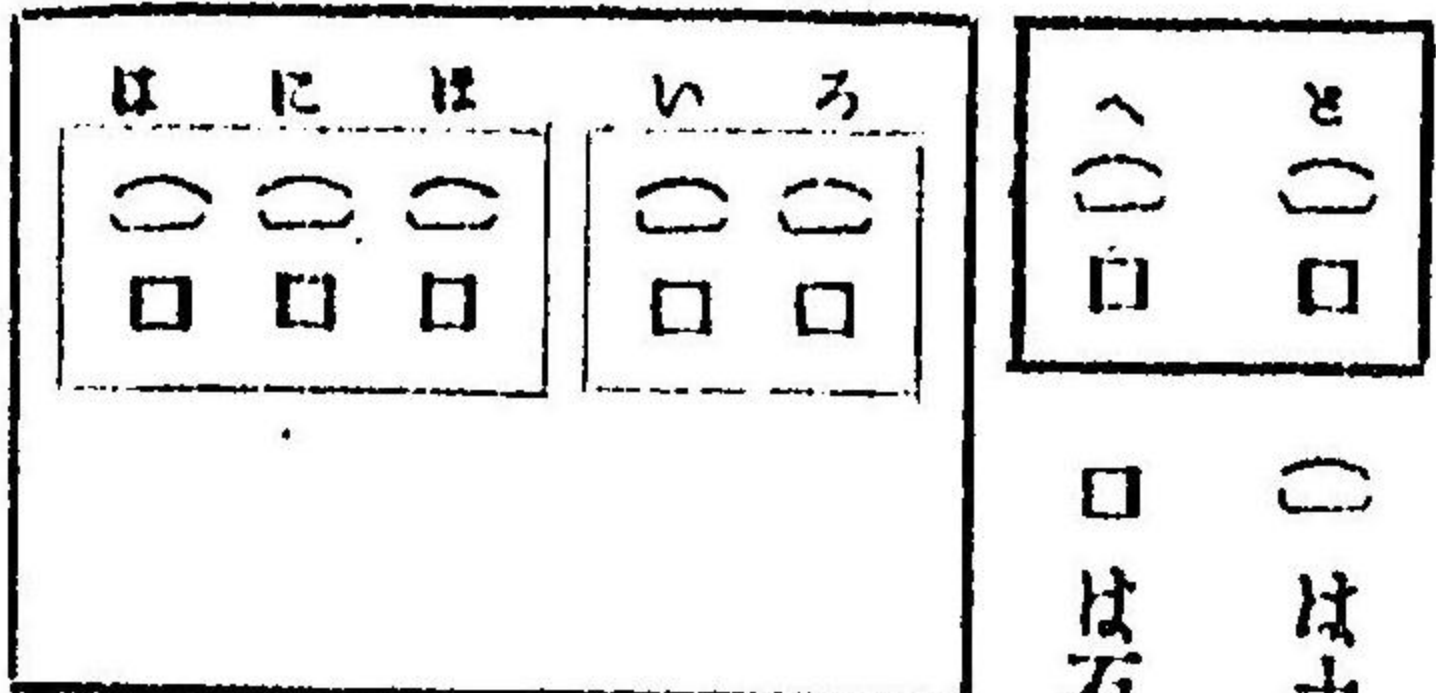
同村大字日笠下字鹿野の藪中にあり。延原彈正の墓なりと口碑に存す。彈正も亦次郎兵衛と同トク、浦上宗景の臣にして、天神山城に居りしものなり。

一六 日笠彈正の墓

日笠村大字日笠下にあり。浦上宗景の老臣なりといふ。

一七 津田永忠一家の墓

藤野村大字吉田字奴久谷の奥、津田屋敷の近傍にあり。岡山に其後裔あり。年一度來りて之を窺す。總數七基あり、左の如し。



- (と) 表、津田左源太永忠之墓 裏、寶永四年丁亥二月五日終
- (い) 表、津田永忠妻土肥氏之墓 裏、寶永七年庚辛五月廿七日終
- (ろ) 表、津田左源太貞永之墓 裏、天和三年己亥十一月十七日終
- (は) 表、津田貞永妻下方氏之墓 裏、寶永十二年乙亥八月廿八日終
- (に) 表、津田貞永後妻安藤氏之墓 裏、天和三年癸亥五月十六日終
- (は) 表、津田永忠嫡男猪之助之墓 裏、延寶五年丁巳七月三日終

(と) 表、津田永忠七女津也之墓 裏、延寶四年丙辛九月四日終

(永忠の傳は、八幡の草にあり。津田屋敷は、本京藤野村奴久谷、及び和氣町益原にあり。併せ見るべし。)

一八 大覺大僧正題目石

和氣町益原法泉寺の西にあり。康永二年の日附ある法華の三題目石(益原及辛川、備中鞆郡にあり。)の一にして、日蓮四世の師大覺大僧正、暫く此地に滞留し、自ら筆を執りて法華の題目を書せり(寺院の章法泉寺縁起參照)其後、此石一たび紛失して、備中に在りしを、日蓮二十世の師、日要上人、巡錫して之を得たり。延享二年、益原の人、上人に請ひ、漸く復得することを得たり。今や堅牢なる美石を以て、奉安塔を築きて、之を安置し、宗徒の尊敬する所なり。

附記。大覺大僧正の墓は、京都西山にありしも、今は存せず。三題目石のことは、文祿年中、大村某の筆記に係る、梁曼茶羅、及沼田頼輔の備前法華宗の由來に載せられたり。就て見るべし。

一九 六孫王之碑

和氣町大字益原北山の麓にあり。竹て其附近より劍片、破陶數種を掘出し、に、其銘に天徳二年十一月廿四日の九字を見るを得たりといふ。天慶の亂、六孫王源經基、追討使となり、藤原純友誅伐のため、西國に下りし時、諸社寺に祈禱し益原の内にも寄寓せし事あるが如し。(全町大樹山法泉寺參照)寺院に存する元祿十一年の覺書、延享二年の請待狀あり。其寄寓せし由來を記述せること、大同小異なり。以て六孫王に關係ある碑なることを知るべし。六孫王の墳墓は、京都にあること、山城名蹟誌に載せられたれば、此は其墳墓にあ

らざることも明なり。

二〇 浦上 與次郎墓

山田村大字岩戸河本東北部山麓にあり東西五間、南北六間、面積一畝歩、内に縦五間、横四間の周囲に石を累ね、三壇となし、五輪古塔石あり、文字磨滅して見るべからず、周りには古松樹立す。里民の口碑によれば、宗景の嫡子、宇喜多直家の毒殺する處となり、此地に葬りしと云ふ。村民若宮と稱す。

二一 延原八郎左衛門墓

山田村大字矢田東北山麓にあり。墓地、東西貳間、南北四間、石面苔を生ず。里老の説に浦上宗景の家臣なりしと云ふ。(備陽國誌)村民之を大森と稱し、今に至れり。

二三 安達 修理助墓

伊部村にあり。北山の城主なりしと云ふ。

二三 夏栗太郎兵衛宗清之墓

鹽田村奥鹽田に在り。金田池灌漑につき功ありし當村の庄屋夏栗太郎兵衛宗清の墓なり。(全氏の墓蹟は、人物の地坪三坪余あり。傍に長一間半、幅一間、の觀音堂あり。像の側に木牌を作りて之を祭る。木牌の表には、遺功宗清居士夏栗太郎兵衛宗清の十五字あり。裏面に、故夏栗太郎兵衛宗清也、嘗長于此邑。能收土功。人皆仰其德。積在口碑。不幸而子孫不祀。而五十一年于今。嗚呼天何不弔哉。當此期邑長原姓正賢。悼其有功無嗣。謀募一邑懸營其冥。且新作梓以擬祀先民焉。天保七年申春三月廿五日。沙門惠純謹誌。とあり。

二四 佐分利家の古墓

同村大字奥鹽田字茶臼山の北に連り、神道山あり。山上に墳墓八個あり。(四個は北部、四個は南部)何れも佐分利家の古墳にして、元和八年より元祿五年までの間のものなり。其由来探るに緒なし。只古老の言に、藩主池田公、因幡と國邊の際に、其家臣佐分利氏が、祖先の墓を引ききたるものなりといふ。

二五 山伏谷の土窟

福河村大字裏河、字、山伏谷に在り。明治三十五年二月、里道改修の際、石材を採掘せんとせしに、海濱を距る五十間許の處に當り、大略、方二間の土窟、(南面して入口狭少なり)ニヶ所あるを發見したり。未だ土器、石器等の遺物を得しことなければ、何人の居住せしものなるか、詳かに判知し難しと雖も、其構造位置より推す時は、蓋し往古、土人の穴居の跡ならん。現今は石土採取の爲め、其原形を失へり。

二六 國界の石塚及土手

福河村大字福浦にあり。其建設年代、得て知るに由なしと雖も、昔時本村の者と、播磨地のものとの境界争論起り、延て播備國界の争となり、事、落着の後、建設せし由、本村舊記に見ゆ、今、猶、舊形を失はずして現存せり。其所在地、左の如し。

大字福浦字網崎、石塚、(二間四方、高四尺)

全 字雨乞塚石塚、(長一丈五尺、高六尺、中九尺)

全 字市ヶ峠石塚、(二尺四方)

全 字高が盛石塚、六尺四方、高三尺  
 全 字鳥打吡土手、長六間、高三尺  
 全 字赤ヶ吡土手、長三間、高三尺

二七 駒ヶ嶽の足跡

三國村、飯盛山下西北二町餘の處にあり。岩上に馬蹄形の足跡、歴然たり。因て駒ヶ嶽と名く。

二八 火の穴

英保村金谷に古巖窟あり。世人稱して火の穴といふ。窟内竪一四三尺、横五尺あり。巖上には松柏繁茂して、今、尙古態を存せり。備陽國誌に「まみ谷(金谷村)とて此の所、谷の左右を石にて圍み、大石を以て戸となし、亂世の時百姓共、隠れ住みしよし、圍石の戸、今に在り。」と載せたり、或は然らん。

二九 大師池

鹽田村大字若木吉井川の東岸河原に、三の溜池あり。各々三四間を隔て、南北に一字形をなす。其中央なるものを大師池と呼ぶ。古老の傳説に、昔、弘法大師、此の池にて衣を濯ぎしものなりといふ。他の二池は、洪水、大雨の際、忽ち濁水と化するも、獨り此の池のみ、絶えず清水の奇を現するといふ。此處より少し下方に隔り、藪に近く池あり。此水吉井川水と、其清濁の時を異にし合一せずといふ。

三〇 赤松次郎次郎記念碑

香登村大字大内にあり。村人赤松次郎次郎の公益事業を旌表したるものなり。

按昔時林制除官林之外。概稱地山野山。蓋附山下耕地之謂也。久保山稱曰大内。出作野山亦地域屬大内村。而香登村民。有山下田畑也。兩有斯稱始於寛政年間云。然明治初年。檢地收租之際。并爲本村總持。而山出作者未知焉。同十四年。赤松次郎次郎氏。唱其不當。與武用與吉小橋武文次阿氏辭旋盡力。遂得復出作者五十九名共有詳在縁起書。爾後推赤松氏爲管財者。整理得宜財產年殖。今茲以老辭任。於是共有者協議欲建碑以永旌三氏之功。請余記因錄厥略云爾。

明治三十丁四年四月下旬

川崎 田豆 雄 并書

三一 忠游軒遺址碑

伊里村大字番山(舊名、寺口、寛政中改稱)にあり。池田藩家老熊澤次郎八伯繼、番山忠遊軒と號し、退隱せし所なり。天地中正之氣。通則爲事。否則爲言。通者天之經也。否者天之變也。然通有時乎否。而否未必無通焉。堯舜處乎經而事之者也。故德格被六合。於變時雍。而不能及百世之民者。非通之否歟。孔孟處乎變而言之者也。故不得爲治於一時。而法模楷萬古者。非否之通歟。然則事與言互相輔依。而經與變不可亦無也。後世聖道陵遲。其事者無術。其言者無實。乃非經與變皆否歟。天當是時。命以事與言。使堯舜孔孟之道復明於世者。其任果爲誰歟。吾芳烈公登庸熊澤夫子於嗣人中。委以國政。夫子幡然興起。以其所嘗得於心者施之。文教武備實爲四方矜式。吾備之民至于今受其賜焉。夫子之事倣矣哉。其以疾退也。則筆其所親驗於政者於書。以述孔孟之旨。使後之任事者知道之不可須臾離。後之任言者知盡心於經邦焉。夫子之言亦大矣哉。乃知天之使夫子處經與變者。蓋亦有意焉。而其使得處經與變而遂其天者誰也。於夫子之事。亦可以

窺公之德於一斑矣。壽山者夫子之采邑。息游軒者夫子之居。夫子曾退隱之處也。吾備人清水信。謀建石於其遺址。使余文。余謂。夫子德業之著。如日月雷霆。人無不知者。因論其略。繫詩曰。嗚呼夫子。帝下大任。一起輔弼。載爾載霖。退章玉相。大揆黎黔。行既休光。居永德音。壽之山兮。兔藜維營。草碩樹茂。見夫子靈。永言垂刻。以示冥々。文政元年戊寅秋八月。本藩八十九老井潛撰。

壽山山下、有熊澤翁宅址、諸生爲築小廬、供余游臥、留宿連霄、有殿兩作、  
山田方谷  
晚年操節潔於霜、殘礎荒涼古寺傍、身置天涯窮益固、名傳海內久愈芳、聊將新築存遺趾、莫是舊魂歸故鄉、留宿連霄無限恨、隔林鐘磬斷人腸、

三三 井田村の碑

伊里村大字穗浪にあり。記文は山田方谷の撰する處なり。

井田之村。在東備和氣郡海灣。距關谷密舍二里許。寬文中。舊國主芳烈公所掘開也。蓋嘗聞之。公之創密舍也。謀附學賢之田。而不欲開版圖之舊。因相地於近海。築隄捍潮。聖治斥鹵。以爲沃土。乃並一井於其中。溝洫阡陌密舍之設具備矣。後又加以一井。兩井之田。凡十八町三畝十八步。其餘爲井外之地。置民課耕。戶田年種。儼爲一鄉。命以其名。於是舉關谷之田以附密。補版圖之闕以新闢之地矣。是村之所以創焉。而公之崇尙古道。施政化民。亦可以觀其一端也。明治乙亥歲。余之寓於密舍也。村民數四來請曰。自我井田之始闢也。民皆耕種於其中。以生育子孫。于今二百有餘年矣。皆公之賜也。吾儕小人。無以報其德。且歷年之久。經界壞圯。將無知其所由焉。願及于今。建碑於田間。示公之德於無窮。乞子之文以記之。余

於是喟然歎曰。善哉村民而有此請也。欲示公之遺德於子孫。則公而有此舉。不可不明其意也。善學古者。唯取其意而不泥其法。以通古今之變。夫井田之法。不可復於今。雖西土之人皆知之矣。而況於我邦乎。而況於學通古今之變如公乎。至於取其意則異於此。制產授田。欲上下相親如父子而已矣。同井並耕。欲鄉隣和睦如兄弟而已矣。是則治民化俗之要。其法不可復。而其意終不可更也。公平生竭力民事。唯守此意。不敢失墮。是以德被一世。而澤及後人。如其闢土濬井。則適當營學田之時。揆擬其形。以示其意之所由來而已。不然。區々二井之田。畫之僻鄉之陬。而竟不耳行于世。徒供好古者之一觀耳。公之英達。而爲此無用之舉之謂乎哉。今夫一鄉之民。鮮知井法爲何物者。而唯慕其遺德之深。建碑之舉。衆議如一。所謂上下如父子。鄉隣如兄弟者。依然存焉。信乎化民之道在意而不在法也。使爾子孫永奉此意而勿忘。則世々相傳。不負於爲井田之民。經界存亡。又奚足顧哉。抑余之寓於此。務欲使學者明公興學化民之意。以遍及鄉閭。而今村民之謂。先獲我心者矣。焉得不喜而記之。於是乎叙其言作之文以授焉。

三三 萩原玄次郎の碑

福河村大字寒河にあり。

萩原翁舊門人某等。來請文於余曰。吾輩少時。受教於先生之門。今日成人。幸得免文官之嘲者。未嘗不由先生教育之賜。吾輩小人。固雖不知報恩之義。而區々之志。欲爲植一碑。以爲報恩之標。君其銘之。余因歎曰。嗚呼師道之衰也尙矣。爾今也翁之門人。能如斯。則可以知翁嘗教門人之厚。而門人亦永慕翁之切也。翁通稱玄次郎。字隆則。身可笑。福河村大字寒河人。風通吏務。歷任五人組頭及保長副戶長等諸職。

現今爲本村役場名譽助役。翁尤精土木之事。前後鑿池築堤等事。翁皆董督之。其有功德於村民。亦可以知也。翁爲人謙嚴。其治家教子。皆有法度可觀者云。銘曰。厥人尚存。已植厥碑。弟子永懷。此是恩師。明治三十五年壬寅九月。水利有終謹撰。青木綠莊書。

三四 吉栖澤次の碑

福河村大字福浦にあり。

君諱恪允。字一夫。通稱澤次。吉栖氏。吾備前福浦村人。考諱某之第二男。君爲人沈重寡言。年十四始從西嶺山先生于岡山。學漢籍。後入本縣中學校。修普通學科焉。明治辛巳。適播州赤松村。官于其老龍小學。前後四年。頗遭愛於甘棠而歸。既而君以齡適。兵服役于大阪鎮臺姫路分營。其將獲鄉。堅自矢曰。澤次不一揚名於天下則不復生還。無幾選爲傭業兵。尋進一等卒。駭々乎將大有所爲。客年三月不幸罹肺疾。間一月免役。而歸鄉里。養病於家殆一年。以今茲丁亥四月十五日歿。享年二十有四。葬于本村字大東先塋之次。嗚呼悲夫。君骨格醜陋。威儀如神。兩性溫厚篤實。行聞于國中。其平居對人。莞爾常含笑。無喜怒不形於色。是以人無老少。欽慕其風裁。君所至皆有名譽云。天設假之年。使成其志。則其畢生之休勳盛烈。永與天地無窮。而君有裨補於國家政教。誠非淺也。何唯今日之事而止也哉。頃君之友人某某等相謀。將建石勳其行事。而徵文於余。々固與君有管鮑之交。其義不可辭。及記其略。筆與淚共下。君其瞑于地下否。明治二十年七月。龜山雲平聞。同鄉友人水利有終撰。播州赤松竹田文策書。周旋者山谷孫次。榮俊太郎。山本俊藏。

三五 萬波翁紀念碑

英保村大字南方にあり。村人萬波翁の公益事業を旌表したるものなり。

耕耘之業。無先於得水利。水利而不得。田何以生穀。民何以養生。故古之爲良吏者。必先竭力於溝洫矣。芳二郎萬波翁。蓋所謂良吏者歟。翁和氣郡南方村人也。其邑有古池。邑民呼曰大池。邑之田四十町。民八十餘戶。供其灌溉生養者。唯有此池而已。嘉永六年。天大旱。此池爲涸。而田皆龜裂。民多餓殍。翁大憂之。俱講救濟之道。因以爲。我邑民命脈之所關。唯在此池。然此池廣袤甚大。兩陂塘甚低。宜增築池堤。於是百方周旋。誘掖邑民。文久二年。遂請之於官。官亦許之。特給其夫。因同年冬。始起工。爾後每歲。春秋興役。而翁自董之。後會官制釐革。廢其給。邑民殆中絕工事。然翁益勤勩。或督役賦。終以明治十一年竣工。其間經歲十有六年。役夫三萬三千五百餘人。堤長四十有餘尺。最高崇而堅牢。於是池水常洋洋。雖遭旱歲。閩邑依之以養生。灌不復罹嘉禾之災云。今茲七月。邑民胥謀建碑。以欲頌其德。勳其功。請文於余。按狀翁諱義雄。芳二郎其通稱。播磨赤穂山本某子也。弘化元年來繼萬波。諱俊安。家世々業農。翁始爲邑之伍長後爲里正。又轉戶長。性廉直。其奉職孜孜不怠。常能愛其民。而其最所致意在此池。嗚呼翁之德。與此池深。翁之功。亦與此池大。翁其可謂良吏也。余雖未知翁。因邑民之言。贊其功德。以與之。明治二十一年七月下浣。從五位勳四等香川眞一篆額。水廣岡本楓撰文。微山西毅一書之。

三六 田村中村二氏の紀念碑

日笠村大字日笠上にあり。明治十年の役に戦死せし。田村松平。中村繁作の忠魂を表彰せるものなり。



甚矣西南肥薩之亂也。起明治十年一月。至九月而始平。四月九月。經日二百五十有餘日。其間殺入幾千人。傷人幾千人。費財幾千萬円。而天子聖明。威武赫々。不至使亂賊封豕長蛇。跋扈上國焉者。吾儕臣民之幸也。此役也。備前國和氣郡日笠上村農氏。中村紫作。田村松平二人。為大阪鎮壓步卒戰沒焉。官賜金九十円。弔慰其家。於是本村并近傍有志者。櫻井彌壽二等。感激淚下。行招魂之典。且欲建碑以勸其事。介三村久吾。請文於余。余謹諾焉。或曰涉々一二步卒之死耳。無事可記。無功可錄。而豐碑深刻。得莫非虛文徒事乎。余以為。不然也。夫國一人之積也。故曰一夫不耕。國受其饑。一婦不織。國蒙其寒。一人之身有父母焉。有妻子焉。一人之存亡。關于一家之存亡。一家之存亡。乃一國之存亡關焉。故六軍奏捷。則恃一人之死力。積而為偉勳鴻業而已。一二兵卒之死。豈不重且大乎。是以朝恩及枯骨。無費無賤。祭祀恤典兼不至焉。是有志者之所以眷々追念二人之死而有此舉也。矣暇問位之高下。與人之多寡乎。遂經緯其事。以為文。 岡山縣合從五位勳四等高崎五六家額。 從六位西殺一撰文併書。

三七 和氣清磨公の碑

藤野村大字藤野實成寺の境内にあり。

瓜傳之放遇躬處之。始大功於無窮者公也。公姓和氣。諱清磨。半磨。子備前藤野郡人。其先出自垂仁帝鐸石別命三世孫弟彦王。仕孝謙帝。其為從五位下。西使聽宇佐神矣。天位將墜於地。獨立不懼。忠言以回天。而道鏡怒課罪貶大隅。帝崩。光仁帝立。還之復位及姓名。播磨員外介遷豐前守。之國折宮司妖言行黜陟。來上疏人伐丘木也。帝憐之。詔為美作備前兩國造。於是追號五世之祖佐波良以下致孝享。神社在美作國大庭郡。至桓武帝。國造如故。在顯職。為攝津大夫。則聖降以賑民。為民部大輔。則獨省例。為中宮大夫。則設教。密奏以相葛野地自遷都。皇居安焉。蓋將順之忠也。為其國造也。惠矣於備前聖田一百町。以為賑給之資。鄉民賴之。又割郡以建磐梨郡。解大河南水之憂。民至今被其澤矣。進從三位。未幾乞骸骨不許。賜功田二十町。以傳子孫。延曆十八年薨。歲六十七。賜正二位。有三子。廣世。真綱。仲世。藤野裔藤原縣也。聖武帝神龜三年。為藤野郡。神功皇后征新羅。凱旋之明年。忍熊別皇子叛。使弟彦王征之。誅針間吉備之境。姓氏錄云。和氣關是也。以軍功。所封藤原縣因家焉。即公出處。今又一村名也。村中實成寺。移自元祿中津高郡野々口村。而里人曰三十番神社下公之塚也。如土壘者。親視之。備陽國史。乃記七本堂經塚清磨塚等。蓋登塔觀即墓所經塚亦義同。公上疏伐丘木先塋是也。復曰清磨塚者即公塚也。廣世等反葬于此。連先塋也必矣。功田亦在村中。號國司免田。邊有國司祠。寬永中猶除地。至寶永始納。公稅簿書足以取信矣。迄天保十癸亥實一千五十年。述沒世不忘之志。以恭建一碑也。而巳。 藤野前里正七十五段萬波雅俊撰并書。

三八 佐分利勘四郎の碑

山田村大字矢田にあり。氏の功業を表旌したるものなり。

備前國和氣郡山田村佐分利翁歿。實明治二十三年十二月三日也。享年七十有七。志士追悼懺金。將鐫石。請銘於余。余知翁。々諱義觀。通稱勘四郎。考諱義行。妣國崎氏。有四男四女。々々二男皆早世。翁為人朴實。言語訥々。兩至其論人民利害休戚。則口益訥而意益誠。故巧言者亦能服焉。性至孝父母歿後。思慕

不止。一日之勤止。必至墓前告之。猶告生以終其身。潘侯賞其行與功屢賜物。岡山縣令亦賞之以酒杯。事竟達。敵聞。嗚呼竭心公益。恤救窮民。浚河鑿渠。及孜孜裨益不鮮。因賜白綸緇一匹。嗚呼榮哉。銘曰。

孝百行本。載在遺編。通道疏河。便車利船。偉績嘖々。茲勳九天。聖駕西巡。恩賜永傳。

如斯光榮。豈其偶然。甚雷風烈。四十餘年。一日不懈。必詣墓前。

徽山西穀一撰併書。

碑表 智境院斷道日莊居士。

### 三九 日室村石梁の碑

本莊村大字日室にあり。石梁未く存して、其碑今なしと雖も。事、公益に關するを以て、之を茲に掲ぐ。

我和氣郡日室村溝梁之無梁也。郷人病涉。鄰村大森翁與武元某謀。架石梁。初翁家有金柄小刀。相傳以爲

武元氏物。翁乃還之。武元不肯受。二人相讓不決。遂貸之。以作石梁。距今既百年矣。郷人至今受其賜云

。蓋吾先君芳烈公之教治也。國建學焉。郷興校焉。風化大行國體禮義。二人之所爲。蓋又有得於教化也。

雖一小事足以觀二人之平生矣。翁稱孫九郎。世家於尺所。子孫衆多田産富殖。爲郷之巨族。蓋亦積善之所

致歟。今茲文政壬午秋九月翁五世之孫君斐。恐其事之湮滅不傳。請記於余。建石橋傍。因并繫以銘曰。

維翁之謀。惠澤施後。維翁之名。與石不朽。

(中村崑洲。文稿抄石梁記)

## 第二編

### 第一章

#### 和氣郡沿革

本郡、古昔、邑久、赤坂二郡の内なりしが、養老五年五月、始めて二郡の郷を分ち、藤原郡を置く。聖武天

皇、神龜三年、藤原郡を改めて藤野郡と稱し、郡家(郡の所を云ふ藤野村大字國野字太政(段別八町貳段步)にあり今尙ほ國司

社を奉祀す祭神は和氣清盛なり太政の東に接續して國司現(五段步)ありなりと云ふ)を藤野驛に於けり。其の後、天平神護二年五月、更に邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨、佐伯の二郷、

上道郡物理、肩脊、沙石の三郷、其他、美作國勝田郡盛田村(今の盛田村奥盛田を稱日本紀、美作)と本郡に隸屬

し、神護景雲三年六月、和氣郡と改稱す。延暦七年六月、和氣清盛の建白により、本郡河西の地(吉井川以西)を割きて、始めて磐梨郡を置けり。

正平五年、播磨の守護、赤松則祐、備前、美作の守護を兼ね。則祐自ら白旗城に在り、其の臣浦上宗隆を本

郡三石城に置き、國政を執らしむ。

嘉吉元年、則祐の孫、滿祐、將軍足利義教を弑す。是に於て、幕府山名教之等をして、之を討たしむ。滿祐

敗走し、遂に白旗城に自殺す。教之功を以て備前を賜ふ。

長祿二年、赤松の遺臣、石見某、主家の罪を謝せんと欲し、竊かに南朝の、神璽を奪ひ、之を北朝に獻す。

功に因て、赤松政則(滿祐の弟)に備前新田莊を賜ふ。文明十五年、政則の臣、松田元成(元隆の子)、赤松氏に叛き、

西備前を押領す。

明應三年、政則、播磨に卒し、政村(一に磯村なり)嗣ぐ。其の臣浦上則宗、政を専らにし、嫡子宗助をして、三石城を守らしむ。全十五年、村宗(則宗の子)赤松氏に叛き、三石城に據る。同十七年、赤松氏と和し、政村を幽し、男、才松丸を以て嗣となし、三石城に置く。

大永元年、村宗遂に政村を弑し、西播、東備を略す。享祿四年、村宗、細川晴元の黨と、攝州に戦ひ敗死し、村宗の二子政宗、宗景兄弟隨あり、故を以て宗景、天神山に築城し、東備を領す。

天正五年、宇喜多直家、天神山を攻む、宗景播磨に走り、城遂に陥る。其の後、宇喜多氏、岡山城に在りて、備前、美作及び播磨の内三部を領す。同十年、嫡子秀家襲ぐ。慶長五年、關ヶ原の役、西軍に属し、軍敗れ、國除かる。同六年、小早川秀秋、關ヶ原の功を以て、備前、美作に封せらる。同七年薨す、嗣なし、國除かる。同八年、播磨國主池田輝政次男忠繼、備前に封せらる。

元和元年忠繼卒す。因て弟忠雅(是より先漢時)備前に移封す。寛永九年卒す、嫡子光仲封を襲ぐ。光仲、光政(忠雅の兄利隆の子)互に轉封し、光政來りて備前及び備中數郡三十一萬五千二百餘石を領す。其の後、世々相承くること九代、章政に至る。明治二年六月、章政版籍を奉還し、其の十七日、岡山藩を置き、章政を以て、藩知事に任せらる。同四年七月、廢藩置縣あり。知事を免し、十一月更に岡山縣を置く。

今、八年、本郡坂根村の内、宇宇治戸數三十戸、段別拾町四畝廿五歩を分ち、磐梨郡に属し、以て郡界を正す。

全年、郡内各村分合改稱あり。同十一年、從來の會議所、小區事務所等を廢し、戸長役場を設くる事となり、以後多少の改正變革は屢ありしが、全二十二年、市町村制を實施し、各村を合併し、戸長役場を廢し、村役場となし、現今の如く改革ありたり。(委しくは各村の條に就きて見るべし)同三十四年二月、岡山縣告示第百二十一号により町制を施行し、和氣、片上の二村は町と改稱するに至れり。同三十九年三月廿八日、日生、三石の二村も亦町制を施行し、全部通して四町十四ヶ村となれり。

## 第二章

### 町村沿革

#### 一 熊山村

本村は、奥吉原、千鉢、勢力、弓削、の四大字(舊四ヶ村)を合併して成れるものなり。

大字奥吉原は、古より本郡和氣郷に属す。慶長八年癸卯正月六日、池田忠繼の領する所にして、三世池田光仲に至る。寛永九年壬申六月、光仲因伯兩國の主となり、池田光政之に代り、爾後累世領主たり。明治四年廢藩、岡山縣に属す。明治五年より全十一年に至る間、官制所轄名稱(大里正、里正、勸農自代、遍長、戸長、保長、副戸長、或は何中區、何小區等)何れも錯雜して詳ならず。明治十一年九月、戸長一名を置く。

大字千鉢は、古時藤野郡に属す。神護景雲三年の頃、本郡和氣郷に隸す。慶長八年癸卯正月以降の沿革は大字奥吉原に全ト。故に之を畧す。

大字勢力は、大字千駄と沿革を全トラス。故に之を畧す。  
大字弓削は、古時邑久郡香登郷に属す。天年神護二年丙午五月、割て本郡に属す。慶長八年癸卯正月以降の沿革、大字勢力に全ト。故に之を畧す。

明治十七年六月、勢力村外三ヶ村(奥吉原、千駄、勢力)戸長役場を、勢力村に設置す。明治二十二年六月、町村制施行につき、始めて熊山村役場を、現在の場所に置く。以来變遷なく以て今日に至る。

### 二 鶴山 村

坂根、福田、畠田、新庄の四大字(舊四ヶ村)より成る。往時、邑久郡香登の郷に属せしが、天平神護二年丙午五月、割て本郡に属す。慶長八年癸卯正月六日、池田忠繼の領する所となりしが、三世の後、池田光仲に至り、寛永九年壬申六月、因伯兩國の守に轉ト、池田光政之に代る。爾後、累世領主たり。明治四年戊辰七月十四日、廢藩、岡山縣に属す。明治維新後、四ヶ村とも、第十七區一番小區となり、明治十六年、本郡第一部となり、同二十二年、町村制を施行せらる、に當り、四ヶ村を合併して、現今の鶴山村となれり。

### 三 香 登 村

本村は大内、香登西、香登東の三大字(舊三ヶ村)より成る。稱徳天皇、天平神護二年、邑久郡の内、香登の郷、其他の郷(赤坂郡二郷、上道郡三郷)を割きて、藤野郡に隸せらる。同神護景雲三年、藤野郡を改めて和氣郡とし、之を分ちて坂長、藤野、益原、新田、香止の五郷とす。爾して、香止の郷は伊部、浦伊部、久々井、大内、香登東、香登西、畠田、坂根、福田、新庄、弓削、及び磐梨郡の内、大字南方、二日市の諸村ありしが、其後香登東村、香登西村、大内村と改定せられしも、年代詳ならず。明治二十一年四月、村制の公布ありて、大内、香登本、香登西の三ヶ村を併せて香登村と稱するに至れり。

### 四 伊 部 村

本村は伊部、浦伊部、久々井の三大字(舊三ヶ村)より成る。往時、藤野郡菅原庄に属す、神護景雲三年乙丑六月、邑久、赤坂の二郡を併せて、和氣郡を置く。(大日本史には上道、石梨東端の民、河水漲溢の爲め、貢を郡治に收むるに苦む。因て割て和氣郡となすとあり)此の時伊部、浦伊部、久々井の三ヶ村となる。慶長八年癸卯正月六日、池田忠繼、封を備前に享け、爾來、三世光仲に至り、寛永九年壬申六月、因伯兩國の守に轉ト、池田光政封を襲ぎ、累世池田氏の領土たり。文政十一年戊子六月、伊部村を分ちて、伊部村東分、伊部村西分と稱す。慶應四年辛未七月十四日廢藩、岡山縣に属す。明治八年、伊部村東分、伊部村西分を合併す。明治二十一年四月、町村制施行以來、三村を合併して、伊部村となし、從來の各村名は、大字の名稱に残れり。

### 五 片 上 町

本町は西片上、東片上の二大字(舊二ヶ村)より成る。  
古昔、藤野郡新田の庄に属せり。神護景雲三年乙丑六月、藤野郡を改めて和氣郡となす。村名も上方の字を用ひしもの、如し。延喜式、民部省式、諸國雜物運送の功賞を記せる條に、「美作國廿一東、但し國より備前國方上津に運ぶ、駄賃五束」とあり。この方上津は、今日の片上なるべし。されば延喜式時代(一千年)に

は、方上の文字を用ひしと謂ふを得べし。尙、郡書類從所載、藤原保則傳にも、「保則爲備前守、治化大行、貞觀十七年、秋滿歸京、兩備之民悲號遮路、載白者各捧酒肴、相次競至不可遏止、保則乃縱乘小船而去、有從者未到着暫泊和氣郡方上津、備前郡司等聞其無糧儲、漕白米二百石至泊處、保則感其志受之不辭、郡司等意此人過廉必不受及聞此報大悅、(下略)」とあり。以て証とすべし。其後海神の文字をも用ひたるもの、如し。傳へ云ふ、延元元年、足利尊氏東上の際、宇佐八幡宮を勸請し奉り、大多府に泊し、神託によりて、本町富田松山の麓に、祠を建て、之を祀る。因て海神の稱起れり。其の後いつしか、今の片上の文字に改むるに至れり。天正己未年、東片上、西片上の両村に分劃し、慶長八年癸卯正月六日、池田忠繼の領する所となり、三世の後、池田光仲に至る。光仲、寛永壬申六月を以て、因幡守に轉じ、池田光政之に代り、其後累代、池田氏の所領たり。明治四年廢藩、岡山縣に屬す。明治二十二年四月一日、村制を施行するに當り、東西兩村を合して片上村となし、全三十四年二月二十二日、町制を施行し、現今の片上町となる。

本町は今より凡五百五十年前、後村上天皇の御代(足利尊氏四下の時、備前縣を過ぎたるもの、如く今川より、驛路に於て、丁後九州に赴任する時に片上驛を過ぎたるもの、如く)の驛路にして、東西交通の要路に當り、舊幕時代に在りては、西國大名の參覲交代、及び旅人の往來交通あり。人馬絡繹として絶ゆることなく、随つて之に關する取締の如きも、いと嚴重なりき。諸大名の旅館たる御本陣(本町の字之)には、池田侯より扶持を給し、家屋調度の費用を辨し、結構壯麗なりき。此の外、二の本陣(本陣(本町)と云ひ、寶屋中村(本陣)と云ひ、之に於て、漸次下級の者の宿泊する所たり。往還名主(本陣)は、驛長とも稱す。氏之に於て、)三の本陣(本陣(本町)と云ひ、之に於て、)あり。漸次下級の者の宿泊する所たり。往還名主(本陣)は、驛長とも稱す。へきものにして、街路の取締、旅人の取調、人馬の繼立、其他一切の驛務を司る。別に間屋(横屋長)ありて、

人馬の繼立を請負へり。

租米收納には御藏あり。國主池田氏の直轄に係り、西片上(現今小學の校の敷地)にあり。和氣郡一圓、及び邑久郡東北部の租米を收納す。役員には在番一人、倉奉行二人、下役二人詰切り、徵集事務を掌る。其高二萬八千俵、内五千俵をば、間屋(和氣屋)の手を経て之を賣却し、殘額二萬三千俵を、大坂備前屋敷の倉庫に積入る。船肝(三本陣)は租米の積出しを掌り、出船入船の船客、及び荷物の取締をなす。

六 伊 里 村

本村は木谷、閑谷新田、伊里中、友延、穂浪、番山、麻字那、の七大字(舊七ヶ村)より成る。木谷、閑谷新田、伊里中、友延、番山、麻字那は、古藤野郡新田新庄に屬し、穂浪は伊里の庄に屬せしが、神護景雲三己巳年六月、穂浪は和氣郡伊里の庄に、他の六ヶ村は新田新庄に屬せり。慶長八癸卯年正月六日、池田正繼の領する所となる。(以前不詳)三代の後、寛永九壬申年六月、光仲に至り、因伯兩國に移り、池田光政之に代りしが、明治四年辛未七月十四日、廢藩、岡山縣に屬す。天和二壬戌年三月十八日、舊木谷村を閑谷新田村と改稱し、住民舉て福浦新田に移住し、更に中村(今の伊里中)の一部(今の上木谷)と、友延村の内なる字山田原(今の下木谷)とを分劃して、新に木谷村を置く。

大字 閑谷新田

天和二壬戌年春、閑谷嶺の學田(村高二百七十九畝六斗五升八合あり、)となり、岡山學校より之を司りしが、明治維新、版籍奉還の際、百事擾々、上下僥倖之餘、山林田地共に、或は居民の所有に歸し、或は官有とな

り、古人の深慮、空しく畫餅に歸したり。

元木谷村なりしを、天和二壬戌三月十八日、関谷新田村と改稱す。其後の住民は、學田の小作人として、來住せしものなり。

大字 伊里中

元中村と稱せしが、天和二壬戌年三月十八日、其一部(今の上木谷)を分割して、木谷村を置き、同時に殘部を、伊里中村と改稱す。明治八年、地租改正の際、本村大字徳富の内、耕地五段六畝二十四歩を分割して、友延村に編入し、同時に友延村字新田の内、耕地六段三歩を分割して、本村に編入す。

大字 友延

寛文元年、池田光政新田を本村に卜し、榜柱を海中に樹て、二年復た榜柱を移し、其宜しきを選んで後、先づ防潮の堤を築き、三年土を選び地を平にし、四年纒に稻を植う、同一年に至り、該地を分割して、井田村(上井)を置く。明治八年、地租改正の際、伊里中村字徳富の内、耕地五段六畝二十四歩を本村に、又、本村字新畑の内、耕地六段三歩を伊里中村に、字濱田の内、耕地四段二十九歩を麻宇那村に、字栖吐（せは）の内、耕地一段五畝十三歩を穂浪に、分割編入す。

大字 穂浪

舊難田村は貞享元甲子年本村の一部(もと海なりしを、同年土を選び、地を平にして、田圃となしたるもの、)を分割して、井田村(下井)に編入し、文久三年、本村の一部を分割して、木生村を置く。

舊井田村は、寛文十一年、友延村の一部を分割して、本村(上井)を置き、貞享元甲子年、難田村の一部を分割し、本村(下井)に編入せしものなり。

(附記)井田を開きし、當時の舊記によれば、寛文元年起業、全十一年成功、関谷學田となせしは、寶永七年にして、開墾後四十年にあり。始めより學田の目的を以て、開きしに非ざるが如し。尙ほ學田となせしは、貞享元年に開きし下井のみにして、上井は之に加らざるが如し。然れども山田方谷、井田村碑文によれば、関谷の田を擧げて留田となし、之が版圖の關を補ふに、新開井田を以てせるが如く、舊記と其意を異にす。茲に書して疑を存す。

(碑文は名勝舊蹟の部にあり。就て見るべし。)

大字 番山

元麻野上村と稱せしが、承應年中より、寺口村と改稱し、明暦二丙申年熊澤番山の采地たりしより番山村と改む(人物全氏傳參照)明治八年、本郡八十山字長谷溜池一万二千四百九十三坪を本村に編入す。

大字 麻宇那

元麻野下村と稱せしが、慶長年間、麻宇野村と改む。承應年中、又、麻宇村と改め、明暦二丙申年、麻宇那村と改稱す。

各村村務を處理するため、庄屋を置きしが、後、名主に改め、明治三年四月、名主を廢し、里正を置き、全五年四月、里正を廢し、副戸長を置く。明治七年五月制度の改革により、伊里中村、木谷、関谷新田、(及

東片上)を一番小區に、穂浪、友延を二番小區に、麻字那、蕃山(及三石)を五番小區に分ち、各小區に、副戸長を置き、全九年四月、伊里中、関谷新田、木谷、を第十八大區一番小區に、麻字那、蕃山、を全二番小區に、穂浪、友延を全三番小區に改め、副戸長を置く。明治十二年四月に至り、小區を廢し、各村に戸長を置く。明治十八年七月、関谷新田、木谷、伊里中、麻字那を第六部、穂浪、友延を第七部、蕃山(及三石)を第十部と定め、各部に戸長を置き、處理せしが、明治二十二年四月、市町村制實施の際、合併して、伊里村と改稱し、村役場の大字友延に在りしを、(もと井田小學校舎内に置けり)全二十六年、全所香雲寺を假村役場となせり。明治三十四年十一月、村役場を全所神岡山三番第一地に新築し、村務を處理せり。

#### 七日 日生村

本村は日生、大多府の二大字(舊二ヶ村)より成る。

本村の起因、漠として明ならず。諸説區々たり。中にも昔時、淡路國津名郡岩屋村より、移住せしといふ説、眞に近きが如し。中古、藤野郡新田伊里の店に属せしが、其後分離して日生村と稱せり。又、舊幕時代、東は播州室津より、西は備中白石船迄、舟を出せしを以て、加子浦の稱あり。慶長八癸四年正月六日、池田忠繼之を領せしが、三代の後、寛永九壬申年六月、池田光仲に至り、因伯へ御國替の爲、池田光政の領となり、日生氏(今の中司通照の宗系)代々名主たりしが、明治維新後、廢藩置縣の結果、岡山縣の所轄に属し、明治二年、名主廢せられ、里正を置く。明治五年、片上區務所の管内に属し、十八區三番小區と稱し、日生通照、浦上治通の兩人、副戸長たりしが、明治八年、地租改正の際、宇治山を穂浪村に分つ。明治十

年、第三戸長役場を置かれ、中司麟吉、阿部正則二人、戸長となりて、日生、寒河、福河、大多府、の四ヶ村を管せり。全十一年十月、各村に戸長を置かる、事となり、中司通厚日生戸長たりしが、明治二十三年、市町村制施行と共に、日生、大多府の兩村を合して、日生村となし、本村役場を、大字日生に設け、中司麟吉村長となる。全二十六年、横山義隣之に代りしが、全二十九年中司麟吉復た、村長となる。全三十四年、雄波千代吉村長となり、以て今日に及ぶ。

案するに、昔時は今日に比して、海水深く陸地に入り、土地狭かりしならんも、地盤の變遷、人類蕃殖の結果、南漸して今日の如くなるるべし。されば數十年前、尤も深かりし淵橋も、今は滿潮の時に於て、僅かに數尺に滿たざるを見ても、地盤の變遷を推すべく、尙、今日土地の字に、三軒屋の稱の存するに徴して、昔時人家の点々散布して、僅少なりしを知るべし。今より二百年前、西念寺本堂建立の際、人家百戸に滿たず、尙數十年前までは、五百有餘戸ありしとの説あり。此に因て考ふるも、一漁村の漸々發達し、殊に數十年來、漁業の發達と、交通の便利に従ひ、非常に膨大し、以て現況を呈するに至れるもの、如し。

大多府は、舊無所属の輪なりしが、元祿年中、池田藩主避難の長港なることを視て、茲に燈明台を設け、波止を築き、長屋を建て、各地の人民を移住せしめ、代番所を置き、之を監視せしめたり。後、大多府村と稱し、戸長ありて之を管せしが、明治二十三年、市町村制發布の結果、日生村に合併せらる。

#### 八 福河村

本村は福浦、寒河(福浦新田、寺山新田と共に舊四ヶ村)より成る。

昔時、藤野郡新田新庄に属せしが、慶長八年、池田忠繼の領となり、三世の後、池田光仲に至り、因伯二州に移封し、池田光政之を領す。明治四年廢藩、岡山縣に属す。大字寒河は、寛永十一年より、岸學之丞、世襲の知行所たり。

本村はもと福河、寒河、及び福浦新田、寺山新田の四ヶ村なりしが、貞享年間、寺山新田は、福浦村に合し、明治七年六月、福浦新田も亦、全村に合せり。明治二十二年六月、村制實施により、寒河、福浦の二村を合併し、福河村と改稱す。

此地は藩主曹源公の世に、閑谷學田の制を定めらるるや、舊領地の闕を補はんが爲め、此地を相し、一大堤坊（長二百四十間、根三百五十六間、馬踏一間半、高二間）を築き、海水の浸入を防ぎ、其内に田三十八町餘歩を開墾せり。これ福浦新田の開墾にして、此村に於ける土地の一大變遷と謂ふべし。

### 九三 石 村

本村は三石、野谷、八木山、の三大字（舊三ヶ村）より成る。

大字三石は宿關川（古昔、藤野郡坂長驛と稱せし地にして、驛馬二十一頭は、廢藩に及ぶまで、備へ置かれたり。當時の詳細なる記録の、據るべきものなきを以て、その状態を知悉し難しと雖、古老の口碑と、附近の山野に發見する、墓石類の多きに徴して、古昔の驛次たりし事を考ふべし。尙古老の傳ふる處によれば、三石神社の如きは、神后征韓の當時に、紀元を置くもの、如し。船坂、余氣寺、土師、神根、五石、渡瀬、等の數部落より成る。後、和氣郡三石保三石村と稱し、慶長八年、池田家の領となりしより、光光政に至り、

明治元年岡山藩の支配を受け、全四年、廢藩、岡山縣に属す。

當時、運輸交通の不便なるに係らず、東西往來の衝に當るを以て、山間の一小市街をなせり。村民は半商半農の者多く、旅籠屋其數最も多し。石山發見の後は、諸種の小細工物を製し、行旅に需くもの多くなれり。余氣寺、土師、神根、渡瀬、守石、五石等は、概ね耕耘に従事し、傍ら林業を務めとす。

字五石は、明治七年六月、始めて三石村に合併せるものなり。當時の記録によれば、此地獨立して新田と稱す。閑谷發創立に際し、閑谷新田、井田新田と共に、藩主池田光政公の開墾せしめたるものなりといふ。

大字野谷、元和年間、本郡野谷新田と合併し、尙、野谷村と稱し、金剛庄に属す。慶長以來、池田氏累世之を領し、明治四年廢藩置縣となり、次で市町村制實施の結果、三石村に合併す。

大字八木山、古、伊里郷に属す。慶長八年、池田家の領地となり、明治四年、廢藩置縣に至る。字四軒屋字二軒家の地は、伊里村大字伊里中の農民の出稼移住せるものにして、字長谷水面二畝歩は、明治八年、地租改正に際し、蕃山村に編入されたり。

明治八年七月二十四日、山林原野調査に當り、三石村櫻ヶ田場、及び兵庫縣赤穂郡船坂村の内、梨ヶ原村、高山村、坂の尾と稱する境界地面十二町餘歩（穿面反別）に對する所屬の争論起り、爾來互に証據書類を提出し、各所領たることを論せしが、此餘波引いて、兩國境界二十ヶ所に於ても、全様の争を惹起し、各主張する所ありて相下らず、大凡八ヶ年の間、決定する所あらざりしが、遂に當時の縣令高崎五六の許を経て、内務省に上申し、全省屬吏を派し、詳に調査する所あり。明治十六年三月十七日に至り、新に國境を定め、境



界の變更を見るに至れり。かくて新定の國境圖面は、双方の村役場に、今も嚴に保存せり。

一〇 英 保 村

金谷、福滿、南方、吉永、岩崎、三股の六大字(舊六ヶ村)より成る。

古昔、金谷、野谷、の二村は、金剛庄に属し、三石、五石谷、田倉の三村は、三石保に属せり。之によりて、大字金谷、及び大字福滿の一部、字田倉が一村として、獨立せるを知るに足れり。吉永中、葛籠、吉永北方、三股、吉永南方、倉吉の六ヶ村は、もと一村にして、万願寺村と稱せしが、寛文六寅二月二日、分割して吉永保に属せるが如し。明治八年三月、田倉、倉吉の二村を合して一村となし、之を福滿村と稱し、北方、葛籠の二村を合して、一村となし、之を岩崎村と稱せり。明治二十二年、更に金谷、福滿、南方、吉永中、三股、岩崎の六ヶ村を合して、英保村と稱し、舊村名は大字として、各其名稱を存するに至れり。

一一 神 根 村

神根本、今崎、高田、和意谷、の四大字(舊四ヶ村)より成る。古昔、本村は大抵、和氣郡神根保に属し、大字和意谷は所属の郷なく、岡山學校より之を司れるもの、如し。明治七年、小坂谷、山津田の二村を併せて、今崎村と稱し、南谷、門出の二村を合せて、高田村となし、和意谷、臨谷、櫻村の三村を併せて、和意谷村となせり。當時、各村に戸長役場を設け、戸長、用掛等を置き、村務を執掌せしが、明治二十二年、町村制の實施に際し、戸長役場を廢し、更に神根本、今崎、高田、和意谷の四ヶ村を合併して、神根村と改め、舊村を大字と稱し、以て今日に至れり。

一二 三 國 村

加賀美、多麻、都留岐、笹目(舊四ヶ村)より成る。

本村、古昔は、和氣郡神根保(大股、大藤、東畑、下畑、澁谷)日笠保(牛中、飯懸)八塔寺保(八塔寺)に属せり。慶長以後は、池田家の領地となり、明治四年、廢藩置縣となれり。明治八年、八塔寺下畑を合して、加賀美とし、澁谷、東畑を合して、多麻村とし、大股、大藤を合して、都留岐村とし、牛中、飯懸、を合して、笹目村とし、舊八ヶ村を合して、四ヶ村となせり。明治二十二年、更に四ヶ村を合して、三國村と稱す。

一三 日 笠 村

日笠上、日笠下、木倉、保曾の四大字(舊四ヶ村)より成る。

應安年中以來、本村日笠下を山崎の庄、日笠上を金崎の庄といひたりしが、天正年間、浦上宗景の頃より、日笠上青山城主日笠次郎兵衛頼房領知の者とも呼唱して日笠の郷と稱せしといふ。慶長八年以後、池田氏の領となりて、以來、日笠上村、日笠下村、木倉村、岸野村、室原村と稱し、尙、飯懸、牛中、大岩、片倉、等をも、日笠郷内と稱せり。明治七年、岸野、室原、二村を合し、保曾村と稱し、明治二十二年、町村制を施行せらる、に及び、日笠上、日笠下、木倉、保曾、の四ヶ村を合せて、日笠村と稱し、舊村名を以て大字名とせり。

一四 藤 野 村

大田原、泉、藤野、吉田、の四大字(舊四ヶ村)より成る。

本村は古昔、和氣郡藤野保に属せり。古藤野村(續紀經曆七年の國邊解に「和氣郡や治在藤野郷」とあり、長)と稱せしは、今の大字藤野にして、田ヶ原、宿北、阪本、の三字を包含せり。吉田村と稱せしは、今の大字吉田の中字吉田にして、働、奴久谷(飼場をも含む)は各獨立の村なりき。現今の大字泉は、當時、野吉、下原、の二ヶ村に分れ、大字大田原は、尺所村(今の本莊村大字尺所)に属せり。

明治九年三月二十九日、働、奴久谷の二村を吉田村に合併して、吉田村と改稱し、野吉、下原の二村を合併して、泉村と改め、尺所村の内なりし大田原を分ちて、大田原村と改稱せり。明治十年十一月八日、從來の各會議所、及び小區事務所、并に保甲長共に廢せられて、區務所、並に戸長役場設置せられ、大小區事務取扱はる、事となり、藤野、泉、大田原の三村は、和氣、日室、尺所、奥吉原、福富、清水、大中山、衣笠の諸村と全くと、第四區務所(和氣郡西片上)にあり、第十七區より第二十一區に至るまでを管轄す、第五戸長役場(二十區ありて、一番小區より、二番小區に至るまでを管轄す)の管轄となる。當時、吉田村は、現今の英保村との組合なりき。明治十六年二月十五日、戸長役場區域の改正ありたり。

吉田村は、吉永中村、三股村、岩崎村と全くと、第十二部戸長役場(吉永中村在)に管轄せられ、泉村、藤野村は日室村、尺所村、と全くと、第十五部戸長役場(泉村在)に管轄せられ、大田原村は和氣村、益原村と同くと、第十七部戸長役場(和氣村在)に管轄せらる。明治二十二年、市町村制施行につき、藤野、吉田、泉、大田原の四ヶ村を合して、藤野村となし、從來の村名は、凡て大字名とし、村役場を大字藤野實成寺に置けり。明治二十八年六月二日、藤野村大字藤野字宿に、村役場を新築す。現今の村役場之なり。

一五 本 莊 村

清水、大中山、福富、尺所、日室、衣笠の六大字(舊六ヶ村)より成る。

大字衣笠、(舊衣笠村)往時より和氣郡新田郷に属す。もと本莊と稱せし十ヶ村(下原、野吉、尺所、大田原、森、曾根、小中山、日室、稻坪、入田)内の三村(入田、稻坪、森)に別れたりしが、明治八年、之を合して、衣笠の稱を用ふ。長祿年中播州赤松家名再興の初め、新田庄を賜與せられ、舊臣とも政則を擁立して入部す、其老臣に衣笠氏あり、即ち此地の土着武士なりけん諸書に見ゆ。入田村は古時、新田郷の根據地にして。入田は新田の文字を用ひしといふ(赤松記上月記に、備前國新田庄といふあり)。森村は古時より森村と稱し、稻坪村は其境内東部を稻坪といひ、西部を平松といふ、共に平松村と稱せり。寛文四甲辰年、稻坪村と改稱す。明治八年三月、又、衣笠村と改稱す。衣笠の稱は、境内に衣笠山あるを以てなり。

大字尺所(舊尺所村)は、古時、和氣郡新田郷に属し、驛所村と稱し、官道の驛所たりしが、中古(年代不詳)驛字を改めて尺字とし、尺所の稱を用ふ。もと大田原(現今の藤野村大字大田原)と共に一村たり。天正の頃より之を分ちて本村の枝村とせり。

大字福富(舊福富村)

古昔、和氣郡新田郷に属す。建武の頃、本莊十ヶ村の一(小中山村)なり。慶長の頃、曾根の民、分れて移住せしより、以來二村となる。明治八年、之を合併して、本村の稱を用ふ。本村もと、小中山、南曾根の二村たり。南曾根村、古時より同郷曾根村に属す。慶長の頃、洪水ありて、曾根村に氾濫し、人家漂流す。因て

人民の半、其地の北部へ轉居し、前の曾根村（明治八年、本郡和氣村と合併す。）の稱を用ひ、其半は南方なる小中山村境内へ移住し、之を南曾根と稱す。爾後、二ヶ村（小中山、南曾根）となりて、明治二十二年、市町村制實施に際し、清水、大中山、福富、尺所、日室、衣笠の六ヶ村を合併して、本莊村と稱し以て今に至れり。

### 一六 和 氣 町

和氣、益原の二大字（舊二ヶ村）より成る。

大字和氣、續日本紀姓氏錄によれば、和氣の地名は、既に天平年間以前に存在せしが如し。天平神護元年三月、藤野別其人等三人、賜姓吉備藤野和氣真人云々によれば、當時、藤野郡中、既に和氣なる地名のありしこと明なり。故に和氣公、和氣郡、和氣關等の號もすべて、和氣村より起因せるが如し。下て元暦文治の際、和氣郷和氣村に属すといひ、或は新田庄和氣村に属し、水村にして町區ありといふ。（備陽國誌）、和氣驛、和氣の宿と稱して、官道の驛所にして、別之渡は源平盛衰記に見ゆ、大平記にも、備前人和氣關四郎季經といふ武士も見ゆ、又、赤松家系傳にいふ。赤松次郎法師（滿祐弟、伊豫守義雅子、性存坊勝岳俗時勝の子となる。）加賀半國、及び備前國新田庄等の所領を賜ひ、赤松家再興す。寛正元庚辛年六月十九日、本郡三石に兵を屯し、備前國の山名勢と戦ひ、道を拓きて新田庄へ馳せ入り、本庄、和氣、伊里、弓削、新庄、吉原、田土、以上七ヶ村を取り敷き云々とあり。之を要するに、和氣の地、天平以前は藤野郡に属し、後和氣郡となり、和氣の郷に属し、新田庄に入り、後、和氣村となり、以て明治維新に至れり。

字曾根、備陽國誌に曰く、森、曾根、南曾根、皆、曾根村、に属すと。舊來の曾根は、吉井河流、及び金剛河流に依て幾變遷せること必せり。里老傳へて曰く、現今曾根の西に於ける、吉井河流の西岸に達する一面は、往昔、曾根の原野たりしなり。僅に七八十年前迄は、現今の流域猶、一帯の竹樹茂生したりといふ。又、往昔上原といふ地あり。（現今、本莊村和氣停車場の近邊）是れ古の竹根村民家のありし處なり。然るに水難を避けて、北の方、金剛川を超えて、山麓（現今の曾根）に移住せり。故に上原の地を今、尙古屋敷と呼べり。然らば曾根村は、現今の竹根村より南金剛川を越えて、南曾根を包括し、西に轉つて奥吉原、及び磐梨郡原に接する一帯の地なりしなり。現今曾根の根據地は、本莊村に編入し、一部は河上に變つ、今僅に一部分の舊態を存するあるのみ。舊曾根は、往昔より新田庄に属す、或は中古本莊と稱する、十ヶ村の一となり、以て明治八年に至れり。

大字益原、古碑に傳へいふ、往古吉井川の流域は、東益原山麓より、西赤磐郡石生村山麓に至る、一帯の間を貫流し、洪水ある毎に、其流路を變つ、或時は西石生村の山麓に沿ひて流れ、又、或時は益原山麓を流ししことありといふ。其遺跡今、尙處々に存するを以て、之を證するに足る。當時、益原は河の西岸にありて、益原の根據地たり。附近に青松繁茂せる一廣原ありしを以て、松原と稱せしが、後、益原と轉唱せりといふ。朱雀天皇の天慶中、既に輪奐の美を盡せる、三大禪寺ありたること、古書にあるを見れば、當時、益原の地、既に繁榮なりしを知るに足る。爾來幾多の變遷を経て、益原郷益原村と稱せしといふ。備陽國誌によれば、慶長の頃、益原保水村也とあり。

明治四年、藩籍の奉還さる、や、各村名を附して、和氣村、益原村といふ。明治八年三月に至り、曾根の

地、和氣村に接近し、最も便境なるを以て、和氣村に合併す。明治二十一年、市町村制の施行せらる、や、和氣村、益原村を合して、更に和氣村を置き、大字和氣に村役場を設置し、以て村政を執る。明治三十四年二月、町制を施行し、和氣町と改稱す。

一七 山 田 村

矢田、岩戸、田土、丸山、南山方、の五大字(舊五ヶ村)より成る。本村、舊幕府時代は十ヶ村なりしが、明治八年、矢田、岩戸、田土、丸山、南山方、の五ヶ村となり。矢田村は、往昔、矢田郷に屬し、矢田村、龍ヶ鼻の二村なりしが、合併して矢田村と改稱し、岩戸村は天瀬、河本の二村合併したるものにして、往昔、田土庄に屬し、田土村は上田土、及び上田土の内、下田土、杉澤の二部落と合併して、田土村と改稱し、丸山村は日笠保に屬し、片倉、大岩の二村ありしが、合併して丸山村と改稱し、南山方村は矢田郷に屬せり。(本村古來より村名の沿革なし)明治二十二年、町村制實施に際し、山田村と改稱し、右五ヶ村は現今の五大字として、其名を存せり。

一八 鹽 田 村

鹽田、奥鹽田、苦木、北山方、の四大字(舊四ヶ村)より成る。大字鹽田、奥鹽田、は古昔一ヶ村にして、美作國勝田郡飯岡の莊に屬せしが、孝謙天皇天平神護二年五月、劃して備前國藤野郡に屬せしむ事、日本紀に見ゆ。藤野郡は、神護景雲三年六月、改りて和氣郡となす。其後(年月不詳)分れて、二村となり、一は奥の字を冠して今の名稱となれり。

大字苦木は、古昔、古木村と稱せしが、何時の頃よりか、今の名に改めしものにして、矢田の庄に屬し、山方村の人、高原四郎兵衛の所領たり。高原氏に三男あり、盛長年間、山方、苦木、及び英田郡上山の三ヶ所に分家して、以て其所領を三分せしものなりといふ。

大字北山方、及び山田村大字南山方の舊二ヶ村は、中世以前は山方村と稱し、一村なりしものによ、永正年間の記録によれば、山方村とあり、永正以後、行政上の便宜より、之を南北の二村に分割せしものならん。舊幕時代には、矢田郷に屬せり。明治八年、北山方村の内字南奥の地、田畑合計段別三町四段餘を劃きて、南山方村に屬す。明治二十二年、町村制實施により、北山方、苦木、鹽田、奥鹽田、の四ヶ村を合して、鹽田村となす。

本郡郷莊保一覽表

(1) 三 郷

勢	方	村	和	氣	郷	千	野	村	和	氣	村	矢	田	郷	南	山	方	村	北	山	方	村	苦	木	村